

平成30年提案 対応状況（都道府県別）

平成30年12月26日

目 次

都道府県名	ページ	都道府県名	ページ
青森県	1	滋賀県	64
岩手県	3	京都府	69
宮城県	4	大阪府	78
秋田県	6	兵庫県	88
山形県	8	奈良県	99
福島県	9	和歌山県	100
茨城県	12	鳥取県	108
栃木県	14	島根県	117
群馬県	17	岡山県	118
埼玉県	20	広島県	119
千葉県	26	山口県	123
東京都	31	徳島県	124
神奈川県	34	香川県	134
新潟県	40	愛媛県	135
富山県	44	高知県	138
石川県	46	福岡県	139
福井県	47	佐賀県	140
山梨県	48	長崎県	141
長野県	51	熊本県	142
岐阜県	53	大分県	145
静岡県	56	宮崎県	147
愛知県	59	鹿児島県	148
三重県	62	沖縄県	149

平成30年提案 対応状況（青森県関連）

管理番号	団体名	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	制度の所管・ 関係府省庁	平成30年の地方からの提案等に関する対応方針 (平成30年12月25日閣議決定)記載内容
48	青森県 【重点13】	農地中間管理事業における農用地利用配分計画認可の県から市町村への権限移譲及び縦覧期間の短縮又は廃止	農地中間管理事業の推進に関する法律(以下、「機構法」)第18条第1項の規定による農用地利用配分計画(以下、「配分計画」)の知事の認可について、農地の所在と賃借権の設定等を受ける者の住所が同一市町村の場合は、当該市町村長が認可できるようにすること。 また、配分計画の2週間の縦覧期間を短縮または廃止するよう制度を見直すこと。	農林水産省	6【農林水産省】 (7)農業経営基盤強化促進法(昭55法65)及び農地中間管理事業の推進に関する法律(平25法101) (ii)農用地利用配分計画の案の縦覧(農地中間管理事業の推進に関する法律18条3項)については、廃止する方向で検討し、2018年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。 (iv)農地中間管理機構を通じた農用地等の賃借権又は使用貸借による権利の設定又は移転については、市町村単位で一括して行うことができる仕組みを構築する方向で検討し、2018年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。
103	秋田県、青森県、男鹿市、鹿角市、由利本荘市、仙北市、小坂町、上小阿仁村、藤里町、五城目町、羽後町、東成瀬村 【重点13】	農地中間管理事業に関する農用地利用集積計画及び農用地利用配分計画の契約期間延長に係る手続緩和	①農地中間管理事業により設定された利用権の期間延長手続きについて、契約期間以外の内容(農地・当事者)が既契約と同一である場合、市町村公告及び県知事の認可・公告までの一連の作業を不要とし、関係者(農地中間管理機構・出し手・受け手)の合意等で契約期間を延長できることとする。 ②改正土地改良法施行前に農地中間管理機構が借り入れた農用地等において機構関連事業を実施する場合についても①と同様の手続きを経ればよいこととし、現行必要とされている一連の作業(計画の撤回(解約)、再作成、認可、公告)は不要とする。	農林水産省	6【農林水産省】 (7)農業経営基盤強化促進法(昭55法65)及び農地中間管理事業の推進に関する法律(平25法101) (i)農用地利用集積計画で定められた内容を変更する場合には、当事者及び市町村が協議していれば足り、再度、農用地利用集積計画を定めて公告する必要がないことを明確化するため、2019年中に地方公共団体に周知する。

平成30年提案 対応状況（青森県関連）

管理番号	団体名	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	制度の所管・ 関係府省庁	平成30年の地方からの提案等に関する対応方針 (平成30年12月25日閣議決定)記載内容
196	八戸市、三 沢市、おい らせ町、階 上町 【重点33】	災害援護資金 貸付金の保証 人に関する規 定の見直し	災害援護資金貸付金 について、市町村による適切な債権管理が可能となるよう、災害援護資金の貸付けを受けようとする者に対して所要の金利の上乗せ等を行うことにより、保証会社による保証を義務付ける災害援護資金の貸付制度の見直しを行い、保証人なしの災害援護資金の貸付けと市町村の円滑な債権回収を両立していただきたい。 これに併せ、市町村が災害援護資金を貸し付ける場合において、保証会社による保証が円滑に進むよう、国において全国的な仕組みを整備していただきたい。	内閣府	6【内閣府】 (9)災害甲慰金の支給等に関する法律(昭48法82) 災害援護資金の貸付け(10条)については、以下のとおりとする。 ・被災者が無理なく貸付金を返済できるよう、市町村の判断で被災者の返済能力に応じて貸付額を決定することが可能であることを、地方公共団体へ2019年度中に周知する。 ・災害援護資金の貸付けに係る保証人(施行令8条)については、政令を改正し、保証人を立てることを要しないこととすることを、2019年度中に可能とし、その旨を地方公共団体に周知する。
267	青森市	住居確保給付 金の再支給要 件の緩和	生活困窮者自立支援法に基づく住居確保給付金について、傷病等により就職活動ができないまま当初支給期間が終了した者が、その後就職活動を再開し、支給要件を満たした場合に再支給できるようにすることを求める。	厚生労働省	6【厚生労働省】 (34)生活困窮者自立支援法(平25法105) (ii)生活困窮者住居確保給付金(6条)の支給については、傷病により就職活動を行うことができなくなった者が、当該傷病の治療を終え就職活動を再開した場合の、当該給付金の支給の必要性や運用方法等について検討し、2019年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

平成30年提案 対応状況（岩手県関連）

管理番号	団体名	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	制度の所管・ 関係府省庁	平成30年の地方からの提案等に関する対応方針 (平成30年12月25日閣議決定)記載内容
265	岩手県、二戸市、岩手町	宅地建物取引士における旧姓使用について	宅地建物取引業法施行規則第14条の11に規定されている宅地建物取引士証の記載事項のうち、宅地建物取引士の氏名について、旧姓の記載を可能とすること。	国土交通省	6【国土交通省】 (12)宅地建物取引業法(昭27法176) 宅地建物取引士証の記載事項(施行規則14条の11)のうち、宅地建物取引士の氏名における旧姓使用の可否については、都道府県及び不動産団体の意見を聴いた上で、旧姓使用を可能とする方向で検討し、2019年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。
266	岩手県、宮古市、大船渡市、花巻市、久慈市、遠野市、陸前高田市、二戸市、八幡平市、奥州市、滝沢市、雫石町、岩手町、紫波町、矢巾町、平泉町、住田町、大槌町、一戸町	個人番号カード交付事業費補助金・事務費補助金に係る運用改善	個人番号カード交付事業費補助金及び個人番号カード交付事務費補助金について、以下の改善を求める。 (1)早期の交付決定(4月～9月までの上半期実績を基に、遅くとも12月には交付決定する。) (2)補助事業実績報告書様式第10号(市町村→県)及び第12号(県→総務省)に記載する総務省の交付決定通知を特定できるよう指示してほしい。 なお、総務省からの文書を基に、県から市町村に通知しているため、総務省の文書番号を特定できれば、県の文書番号も特定されるもの。 (3)算定基準額算出のための調査を1回にする。	総務省	6【総務省】 (17)個人番号カード交付事業費補助金及び個人番号カード交付事務費補助金 個人番号カード交付事業費補助金及び個人番号カード交付事務費補助金については、2018年度交付分から毎年度2月末までに交付決定を行うとともに、各種照会のスケジュールを地方公共団体に事前に周知し、可能な限り照会期間を確保するなど、運用の改善を図る。
293	矢巾町	公職選挙法第21条第1項の規定の見直し	公職選挙法第21条第1項の規定を「住民基本台帳法第6条第1項により、住民基本台帳に記載された満18歳以上の日本国民で、住民票が作成された日から引き続き3か月以上その台帳に記載されている者」とする。	総務省	—

平成30年提案 対応状況（宮城県関連）

管理番号	団体名	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	制度の所管・ 関係府省庁	平成30年の地方からの提案等に関する対応方針 (平成30年12月25日閣議決定)記載内容
101	秋田県、宮城県	自立支援医療(精神通院医療)の支給認定に係る申請者の所得区分の確認事務を市町村の事務として法令に規定	自立支援医療(精神通院医療)の支給認定に関する事務のうち、申請者の所得区分の審査について、申請の受付を行う市町村が行えるよう、県から市町村に権限を移譲する。	内閣府、厚生労働省	6【厚生労働省】 (28)障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平17法123) (iv)障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律54条に基づく精神通院医療の支給認定に関する事務のうち、申請者の所得区分の審査に係る事務については、条例による事務処理特例制度(地方自治法(昭22法67)252条の17の2第1項)により市区町村が当該事務を処理する場合の効果・課題等を整理し、地方公共団体に2019年中に周知する。
221	宮城県、三重県、広島県、日本創生のための将来世代応援知事同盟	児童福祉施設の実地検査に係る効果的・効率的な運用の見直し	児童福祉施設の実地検査について、対象施設が増加している中、限られた職員数で検査を効果的・効率的に実施し、児童福祉施設の質の向上を図っていくためには、地域の実情に応じた実地検査の実施が必要であると考えられる。そのため、例えば、過去の監査において指摘がない(少ない)施設や、実施状況を勘案し、施設の運営に大きな問題がない「優良施設」と認められる場合等には、都道府県の判断で弾力的に検査を実施できるよう、実施頻度に関する規定を見直す等運用の改善を図られたい。 ※認可外保育施設については、通知により弾力的運用が認められている	厚生労働省	6【厚生労働省】 (3)児童福祉法(昭22法164) (xi)児童福祉施設に対する施設監査(施行令38条に基づく実地検査であって、保育所に対して行うものに限る。)については、地方公共団体の事務負担の軽減を図るため、利用者に対する処遇の質の確保に留意しつつ、監査事務を効率化する方向で検討し、2019年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。
222	宮城県、三重県	国立公園特別保護地区内の外来生物である植物の駆除に係る許可を不要とすること	国立公園特別保護地区内において、自然景観や在来植物等の生態系の保全の場合には、特定外来生物以外の外来生物である植物を駆除する行為について、許可を要しない行為として頂きたい	環境省	—

平成30年提案 対応状況（宮城県関連）

管理番号	団体名	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	制度の所管・ 関係府省庁	平成30年の地方からの提案等に関する対応方針 (平成30年12月25日閣議決定)記載内容
298	広島県、宮城県、三重県、愛媛県、中国地方知事会	小規模事業者支援法に基づく経営発達支援計画に係る経済産業大臣の認定権限の都道府県への移譲	商工会及び商工会議所による経営発達支援計画に係る経済産業大臣の認定権限について、都道府県知事に移譲する。	経済産業省	4【経済産業省】 (4)商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律(平5法51) 経営発達支援計画の認定(5条)に係る事務・権限については、有識者の意見等を踏まえつつ、国及び都道府県の連携方策を検討し、2018年度中に結論を得る。その結果や当該制度の運用状況、都道府県等の意見を踏まえつつ、必要な措置を講ずる。

平成30年提案 対応状況（秋田県関連）

管理番号	団体名	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	制度の所管・ 関係府省庁	平成30年の地方からの提案等に関する対応方針 (平成30年12月25日閣議決定)記載内容
101	秋田県、宮城県	自立支援医療(精神通院医療)の支給認定に係る申請者の所得区分の確認事務を市町村の事務として法令に規定	自立支援医療(精神通院医療)の支給認定に関する事務のうち、申請者の所得区分の審査について、申請の受付を行う市町村が行えるよう、県から市町村に権限を移譲する。	内閣府、厚生労働省	6【厚生労働省】 (28)障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平17法123) (iv)障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律54条に基づく精神通院医療の支給認定に関する事務のうち、申請者の所得区分の審査に係る事務については、条例による事務処理特例制度(地方自治法(昭22法67)252条の17の2第1項)により市区町村が当該事務を処理する場合の効果・課題等を整理し、地方公共団体に2019年中に周知する。
102	秋田県、男鹿市、鹿角市、由利本荘市、仙北市、小坂町、上小阿仁村、藤里町、五城目町、羽後町、東成瀬村 【重点13】	農地中間管理事業における農用地利用配分計画の県知事の認可に係る縦覧の廃止	農地中間管理事業に関して、早期に農地の賃借権等の設定を行うため、農用地利用配分計画(以下「配分計画」という)の県知事の認可に当たっては、意見聴取のための2週間の縦覧を要しない制度へと変更する。	農林水産省	6【農林水産省】 (7)農業経営基盤強化促進法(昭55法65)及び農地中間管理事業の推進に関する法律(平25法101) (ii)農用地利用配分計画の案の縦覧(農地中間管理事業の推進に関する法律18条3項)については、廃止する方向で検討し、2018年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。
103	秋田県、青森県、男鹿市、鹿角市、由利本荘市、仙北市、小坂町、上小阿仁村、藤里町、五城目町、羽後町、東成瀬村 【重点13】	農地中間管理事業に関する農用地利用集積計画及び農用地利用配分計画の契約期間延長に係る手続緩和	①農地中間管理事業により設定された利用権の期間延長手続について、契約期間以外の内容(農地・当事者)が既契約と同一である場合、市町村公告及び県知事の認可・公告までの一連の作業を不要とし、関係者(農地中間管理機構・出し手・受け手)の合意等で契約期間を延長できることとする。 ②改正土地改良法施行前に農地中間管理機構が借り入れた農用地等において機構関連事業を実施する場合についても①と同様の手続を経ればよいこととし、現行必要とされている一連の作業(計画の撤回(解約)、再作成、認可、公告)は不要とする。	農林水産省	6【農林水産省】 (7)農業経営基盤強化促進法(昭55法65)及び農地中間管理事業の推進に関する法律(平25法101) (i)農用地利用集積計画で定められた内容を変更する場合には、当事者及び市町村が協議していれば足り、再度、農用地利用集積計画を定めて公告する必要がないことを明確化するため、2019年中に地方公共団体に周知する。

平成30年提案 対応状況（秋田県関連）

管理番号	団体名	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	制度の所管・ 関係府省庁	平成30年の地方からの提案等に関する対応方針 (平成30年12月25日閣議決定)記載内容
104	秋田県、大館市、仙北市、小坂町、上小阿仁村、羽後町、東成瀬村	汚泥の広域処理に係る廃棄物処理法の弾力的運用	汚泥を集約処理する場合、下水汚泥と尿汚泥とではそれぞれ関係する法律の取り扱いが異なるため、広域汚泥処理の事業主体が流域下水道管理者である都道府県となる場合には、下水道法上の取り扱いとする措置を講ずること。	環境省	—

平成30年提案 対応状況（山形県関連）

管理番号	団体名	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	制度の所管・ 関係府省庁	平成30年の地方からの提案等に関する対応方針 (平成30年12月25日閣議決定)記載内容
271	山形県	農林漁家民宿での食事提供について	農山漁村における交流人口の拡大による農林漁家所得向上、就業機会の創出と地域活性化を推進するため、農林漁家民宿で食事提供できる対象者の範囲を宿泊者以外にも拡大する必要があると考えている。そこで、各都道府県が定める基準のもと、農林漁家民宿において宿泊者以外にも食事提供することが条例改正等により可能である旨を通知などで明らかにしていただきたい。	厚生労働省	6【厚生労働省】 (9)食品衛生法(昭22法233) 農林漁業体験民宿における食事の提供については、営業施設の許可要件は都道府県等において定め、当該許可要件に基づいて許可権者である都道府県等が許可することを明確化するため、改めて地方公共団体に2018年度中に周知する。

平成30年提案 対応状況（福島県関連）

管理番号	団体名	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	制度の所管・ 関係府省庁	平成30年の地方からの提案等に関する対応方針 (平成30年12月25日閣議決定)記載内容
116	群馬県、福島県、栃木県、新潟県 【重点13】	農地中間管理事業における農用地利用配分計画に係る縦覧期間の廃止について	農地中間管理事業において知事が行う農用地利用配分計画に係る縦覧については、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第3項の規定により、縦覧期間が2週間とされているが、縦覧を廃止する。	農林水産省	6【農林水産省】 (7)農業経営基盤強化促進法(昭55法65)及び農地中間管理事業の推進に関する法律(平25法101) (ii)農用地利用配分計画の案の縦覧(農地中間管理事業の推進に関する法律18条3項)については、廃止する方向で検討し、2018年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。
117	群馬県、福島県、新潟県	国産花きイノベーション推進事業における実施要件の見直し	国産花きイノベーション推進事業における「国産花きの需要拡大」事業を行う際の「国産花きの強みを生かす生産・供給体制の強化」事業の実施の要件を見直す。	農林水産省	6【農林水産省】 (10)国産花きイノベーション推進事業 国産花きイノベーション推進事業の実施要件については、2019年度以降の次期対策事業において、地域の実情に応じ、地方公共団体を含む事業実施主体が自ら解決すべき課題を明確にし、解決する取組を支援する観点から、必要な見直しについて検討し、2018年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。
119	群馬県、福島県、栃木県	汚水処理施設の統廃合に係る財産処分の制限の緩和	汚水処理施設に係る都道府県構想に基づく当該施設の統廃合・再編に当たっては、補助対象施設の供用開始後10年未経過であっても、財産処分の際に国庫返納不要で包括承認することとする。	内閣府、農林水産省、国土交通省、環境省	—

平成30年提案 対応状況（福島県関連）

管理番号	団体名	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	制度の所管・ 関係府省庁	平成30年の地方からの提案等に関する対応方針 (平成30年12月25日閣議決定)記載内容
156	郡山市 【重点29】	住民基本台帳事務の住民票の写し等の交付に係る請求者の規定の明確化	死亡者のマイナンバー入り住民票の発行について、別世帯に住む直系血族の世帯員からの請求についての規定の明確化を求める。 また、死亡保険金の相続処理に関連して、保険会社に対しても通知の発出等により、マイナンバーの取り扱いを周知することを求める。	内閣府、個人情報保護委員会、金融庁、総務省、財務省	6【内閣府】 (7)所得税法(昭40法33)及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平25法27) (i)生命保険会社による保険契約者の個人番号を記載した支払調書の提出(所得税法225条)については、生命保険会社が保険契約者の個人番号を生前に収集する方策について検討し、2019年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。 (関係府省:金融庁及び財務省) (ii)申請に基づく行政手続における死亡者の個人番号の必要性やその取扱いについては、関係府省と協議・検討し、2019年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。
157	郡山市	生活保護法第29条に基づく、年金事務所に対する調査権限の付与について	現行の生活保護法第29条に基づく年金調査は、日本年金機構中央年金センターへ文書による照会・回答で行う必要があり、その文書やり取りに時間を要し、年金受給に係る不正受給対策が遅れている。 地方公共団体の税務担当職員が税務調査において税務署で関係書類の閲覧をしているように、生活保護調査においても随時最寄りの年金事務所で被保護者の年金に関する全ての事項を閲覧できれば不正受給を未然に防ぐことが可能である。生活保護担当職員にも税務調査と同様の調査権により、年金事務所で調査ができる権限を求めるもの。	厚生労働省	6【厚生労働省】 (16)生活保護法(昭25法144) (iii)保護の実施機関による日本年金機構に対する年金関連情報の照会(29条1項)については、日本年金機構における人員体制等を工夫し、回答処理期間を概ね10日以内とするよう努める。 また、緊急に回答が必要な場合については、各年金事務所に対して照会が可能である旨を、2018年度中に日本年金機構及び地方公共団体に通知する。
201	茨城県、福島県、栃木県、群馬県、新潟県	「難病の患者に対する医療等に関する法律」に基づく指定難病の医療費助成の更新申請を行う場合の臨床調査個人票(臨個票)の簡素化	指定難病の医療費助成については、更新申請の場合は基本的に診断基準は満たしているため、更新申請の様式を「重症度分類」に関する事項を中心とした記載内容に簡素化する。	厚生労働省	6【厚生労働省】 (35)難病の患者に対する医療等に関する法律(平26法50) (ii)指定難病の特定医療費支給認定申請(6条1項)に係る臨床調査個人票の記載事項(施行規則14条)については、附則2条に基づき、施行後5年以内を目途として行われる検討の中で、指定難病の調査研究の推進に支障がない限りにおいて、指定難病の患者や地方公共団体等の負担を軽減する方向で検討し、結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

平成30年提案 対応状況（福島県関連）

管理番号	団体名	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	制度の所管・ 関係府省庁	平成30年の地方からの提案等に関する対応方針 (平成30年12月25日閣議決定)記載内容
225	栃木県、福島県、群馬県	法人土地・建物基本調査の都道府県の事務の見直し	国交省が5年ごとに実施している「法人土地・建物基本調査(基幹統計調査)」について、作業の効率性や調査を受ける法人の立場を考慮しながら、各都道府県が外部に再委託している事務は国が一括して外部委託するなど、都道府県の事務負担を軽減するよう都道府県事務を見直すこと。	国土交通省	6【国土交通省】 (18)統計法(平19法53) 法人土地・建物基本調査に係る都道府県知事が行う事務については、基幹統計調査として求められる統計技術的な合理性及び妥当性にも留意しつつ、都道府県の負担を軽減する方向で、当該事務の在り方について検討し、2020年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

平成30年提案 対応状況（茨城県関連）

管理番号	団体名	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	制度の所管・ 関係府省庁	平成30年の地方からの提案等に関する対応方針 (平成30年12月25日閣議決定)記載内容
55	南房総市、 水戸市 【重点2】	一時預かり事業(幼稚園型)の人員配置基準の緩和及び幼稚園免許更新対象者の拡大	一時預かり事業(幼稚園型)の人員配置基準では、保育士又は幼稚園教諭の資格保有者を三分の一以上配置する必要があるが、幼稚園教諭免許を更新していない者(市町村長等が実施する研修を受講し、市町村長が過去の実務経験を認めた者)、小学校教諭及び養護教諭免許所有者も資格保有者として認めてほしい。 幼稚園免許未更新者が認められない場合には、免許更新をできる者に一時預かり事業を行う者及び行う予定の者も含めるようにされたい。	文部科学省、 厚生労働省	6【文部科学省】 (4)教育職員免許法(昭24 法147) (v)幼稚園教諭普通免許状に係る免許状更新講習(9条の3第3項)の受講対象の拡大については、幼稚園型の一時預かり事業(児童福祉法(昭22 法164)6条の3第7項及び子ども子育て支援法(平24 法65)59 条10 号に規定する一時預かり事業をいう。)に従事する者に関して調査・検討を行い、2018年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。
69	笠間市	一般廃棄物の収集・運搬手続きの緩和	公共施設から排出される一般廃棄物を、家庭から排出される一般廃棄物と合わせて収集運搬すること	環境省	—
118	群馬県、茨城県、栃木県、新潟県	都市計画に係る国土交通大臣の同意・協議が不要となる軽易な変更の範囲の見直し	一般国道の交差点における隅切りを廃止する場合など、道路の区域を一部縮減する場合についても軽易な変更として国土交通大臣との同意協議を不要とすることができるよう軽易な変更の範囲の見直しすること。	国土交通省	6【国土交通省】 (16)都市計画法(昭43法100) (iii)都道府県が都市計画の変更を行う場合における軽易な変更とされる事項(施行規則13条)については、他の都市計画道路の廃止に伴う隅切りの廃止を含むよう、2019年中に省令を改正する。

平成30年提案 対応状況（茨城県関連）

管理番号	団体名	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	制度の所管・ 関係府省庁	平成30年の地方からの提案等に関する対応方針 (平成30年12月25日閣議決定)記載内容
120	群馬県、茨城県、栃木県 【重点48】	建築士審査会の委員任期の条例委任	建築士審査会の委員任期について、現在は建築士法により2年とされているが、地域の実情に応じて柔軟に対応できるように、条例に委任すること。	国土交通省	6【国土交通省】 (7)建築士法(昭25法202) 都道府県建築士審査会の委員の任期(30条1項)については、一律に条例委任又は条例で法定任期以外の任期を設定可能とする。
200	茨城県、日立市、土浦市、古河市、結城市、龍ヶ崎市、下妻市、常総市、常陸太田市、笠間市、取手市、牛久市、つくば市、鹿嶋市、那珂市、筑西市、坂東市、かすみがうら市、行方市、つくばみらい市、小美玉市、茨城町、大洗町、栃木県、群馬県、新潟県 【重点36】	電子マネーを利用した歳入の収納を可能とする規制緩和	地方公共団体の使用料又は手数料の徴収については、現金による方法のほか、地方自治法第231条の2に基づき、証紙(使用料及び手数料に限る)、口座振替、証券又は指定代理納付者による納付(クレジットカードによる納付)によることとされている。 いわゆる電子マネーを利用した公金の収納については、法令に明文の規定がないことから、当該方法による収納について法令で規定する。若しくは、現行制度上でも電子マネーによる納入が可能であることを明確化する。	総務省	6【総務省】 (1)地方自治法(昭22法67) (i)地方公共団体による使用料又は手数料の徴収(231条の2)については、電子マネーの取扱いが可能である旨を、地方公共団体での導入事例や活用時における留意事項等を整理した上で、地方公共団体に2018年度中に通知する。
201	茨城県、福島県、栃木県、群馬県、新潟県	「難病の患者に対する医療等に関する法律」に基づく指定難病の医療費助成の更新申請を行う場合の臨床調査個人票(臨個票)の簡素化	指定難病の医療費助成については、更新申請の場合は基本的に診断基準は満たしているため、更新申請の様式を「重症度分類」に関する事項を中心とした記載内容に簡素化する。	厚生労働省	6【厚生労働省】 (35)難病の患者に対する医療等に関する法律(平26法50) (ii)指定難病の特定医療費支給認定申請(6条1項)に係る臨床調査個人票の記載事項(施行規則14条)については、附則2条に基づき、施行後5年以内を目途として行われる検討の中で、指定難病の調査研究の推進に支障がない限りにおいて、指定難病の患者や地方公共団体等の負担を軽減する方向で検討し、結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

平成30年提案 対応状況（栃木県関連）

管理番号	団体名	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	制度の所管・ 関係府省庁	平成30年の地方からの提案等に関する対応方針 (平成30年12月25日閣議決定)記載内容
116	群馬県、福島県、栃木県、新潟県 【重点13】	農地中間管理事業における農用地利用配分計画に係る縦覧期間の廃止について	農地中間管理事業において知事が行う農用地利用配分計画に係る縦覧については、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第3項の規定により、縦覧期間が2週間とされているが、縦覧を廃止する。	農林水産省	6【農林水産省】 (7)農業経営基盤強化促進法(昭55法65)及び農地中間管理事業の推進に関する法律(平25法101) (ii)農用地利用配分計画の案の縦覧(農地中間管理事業の推進に関する法律18条3項)については、廃止する方向で検討し、2018年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。
118	群馬県、茨城県、栃木県、新潟県	都市計画に係る国土交通大臣の同意・協議が不要となる軽易な変更の範囲の見直し	一般国道の交差部における隅切りを廃止する場合など、道路の区域を一部縮減する場合についても軽易な変更として国土交通大臣との同意協議を不要とすることができるよう軽易な変更の範囲の見直しすること。	国土交通省	6【国土交通省】 (16)都市計画法(昭43法100) (iii)都道府県が都市計画の変更を行う場合における軽易な変更とされる事項(施行規則13条)については、他の都市計画道路の廃止に伴う隅切りの廃止を含むよう、2019年中に省令を改正する。
119	群馬県、福島県、栃木県	汚水処理施設の統廃合に係る財産処分の制限の緩和	汚水処理施設に係る都道府県構想に基づく当該施設の統廃合・再編に当たっては、補助対象施設の供用開始後10年未経過であっても、財産処分の際に国庫返納不要で包括承認することとする。	内閣府、農林水産省、国土交通省、環境省	—
120	群馬県、茨城県、栃木県 【重点48】	建築士審査会の委員任期の条例委任	建築士審査会の委員任期について、現在は建築士法により2年とされているが、地域の実情に応じて柔軟に対応できるよう、条例に委任すること。	国土交通省	6【国土交通省】 (7)建築士法(昭25法202) 都道府県建築士審査会の委員の任期(30条1項)については、一律に条例委任又は条例で法定任期以外の任期を設定可能とする。

平成30年提案 対応状況（栃木県関連）

管理番号	団体名	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	制度の所管・ 関係府省庁	平成30年の地方からの提案等に関する対応方針 (平成30年12月25日閣議決定)記載内容
200	茨城県、日立市、土浦市、古河市、結城市、龍ヶ崎市、下妻市、常総市、常陸太田市、笠間市、取手市、牛久市、つくば市、鹿嶋市、那珂市、筑西市、坂東市、かすみがうら市、行方市、つくばみらい市、小美玉市、茨城町、大洗町、栃木県、群馬県、新潟県 【重点36】	電子マネーを利用した歳入の収納を可能とする規制緩和	地方公共団体の使用料又は手数料の徴収については、現金による方法のほか、地方自治法第231条の2に基づき、証紙(使用料及び手数料に限る)、口座振替、証券又は指定代理納付者による納付(クレジットカードによる納付)によることとされている。 いわゆる電子マネーを利用した公金の収納については、法令に明文の規定がないことから、当該方法による収納について法令で規定する。若しくは、現行制度上でも電子マネーによる納入が可能であることを明確化する。	総務省	6【総務省】 (1)地方自治法(昭22法67) (i)地方公共団体による使用料又は手数料の徴収(231条の2)については、電子マネーの取扱いが可能である旨を、地方公共団体での導入事例や活用時における留意事項等を整理した上で、地方公共団体に2018年度中に通知する。
201	茨城県、福島県、栃木県、群馬県、新潟県	「難病の患者に対する医療等に関する法律」に基づく指定難病の医療費助成の更新申請を行う場合の臨床調査個人票(臨個票)の簡素化	指定難病の医療費助成については、更新申請の場合は基本的に診断基準は満たしているため、更新申請の様式を「重症度分類」に関する事項を中心とした記載内容に簡素化する。	厚生労働省	6【厚生労働省】 (35)難病の患者に対する医療等に関する法律(平26法50) (ii)指定難病の特定医療費支給認定申請(6条1項)に係る臨床調査個人票の記載事項(施行規則14条)については、附則2条に基づき、施行後5年以内を目途として行われる検討の中で、指定難病の調査研究の推進に支障がない限りにおいて、指定難病の患者や地方公共団体等の負担を軽減する方向で検討し、結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

平成30年提案 対応状況（栃木県関連）

管理番号	団体名	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	制度の所管・ 関係府省庁	平成30年の地方からの提案等に関する対応方針 (平成30年12月25日閣議決定)記載内容
225	栃木県、福島県、群馬県	法人土地・建物基本調査の都道府県の事務の見直し	国交省が5年ごとに実施している「法人土地・建物基本調査(基幹統計調査)」について、作業の効率性や調査を受ける法人の立場を考慮しながら、各都道府県が外部に再委託している事務は国が一括して外部委託するなど、都道府県の事務負担を軽減するよう都道府県事務を見直すこと。	国土交通省	6【国土交通省】 (18)統計法(平19法53) 法人土地・建物基本調査に係る都道府県知事が行う事務については、基幹統計調査として求められる統計技術的な合理性及び妥当性にも留意しつつ、都道府県の負担を軽減する方向で、当該事務の在り方について検討し、2020年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。
227	栃木県、新潟県 【重点13】	農地中間管理事業における各種事務簡素化	(1)農用地利用配分計画の縦覧廃止 都道府県知事は、農地中間管理機構から農用地利用配分計画について認可申請があった時は、その旨を公告し、同計画を二週間公衆の縦覧に供しなければならないが、当該縦覧を廃止する。 (2)農用地利用配分計画の知事認可廃止 (1)記載のとおり、機構は配分計画について都道府県知事の認可を受けなければならないが、基盤強化法と同様、市町村公告で認められることとし、当該認可を廃止する。	農林水産省	6【農林水産省】 (7)農業経営基盤強化促進法(昭55法65)及び農地中間管理事業の推進に関する法律(平25法101) (ii)農用地利用配分計画の案の縦覧(農地中間管理事業の推進に関する法律18条3項)については、廃止する方向で検討し、2018年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。 (iv)農地中間管理機構を通じた農用地等の賃借権又は使用貸借による権利の設定又は移転については、市町村単位で一括して行うことができる仕組みを構築する方向で検討し、2018年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

平成30年提案 対応状況（群馬県関連）

管理番号	団体名	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	制度の所管・ 関係府省庁	平成30年の地方からの提案等に関する対応方針 (平成30年12月25日閣議決定)記載内容
116	群馬県、福島県、栃木県、新潟県 【重点13】	農地中間管理事業における農用地利用配分計画に係る縦覧期間の廃止について	農地中間管理事業において知事が行う農用地利用配分計画に係る縦覧については、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第3項の規定により、縦覧期間が2週間とされているが、縦覧を廃止する。	農林水産省	6【農林水産省】 (7)農業経営基盤強化促進法(昭55法65)及び農地中間管理事業の推進に関する法律(平25法101) (ii)農用地利用配分計画の案の縦覧(農地中間管理事業の推進に関する法律18条3項)については、廃止する方向で検討し、2018年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。
117	群馬県、福島県、新潟県	国産花きイノベーション推進事業における実施要件の見直し	国産花きイノベーション推進事業における「国産花きの需要拡大」事業を行う際の「国産花きの強みを生かす生産・供給体制の強化」事業の実施の要件を見直す。	農林水産省	6【農林水産省】 (10)国産花きイノベーション推進事業 国産花きイノベーション推進事業の実施要件については、2019年度以降の次期対策事業において、地域の実情に応じ、地方公共団体を含む事業実施主体が自ら解決すべき課題を明確にし、解決する取組を支援する観点から、必要な見直しについて検討し、2018年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。
118	群馬県、茨城県、栃木県、新潟県	都市計画に係る国土交通大臣の同意・協議が不要となる軽易な変更の範囲の見直し	一般国道の交差点における隅切りを廃止する場合など、道路の区域を一部縮減する場合についても軽易な変更として国土交通大臣との同意協議を不要とすることができるよう軽易な変更の範囲の見直しすること。	国土交通省	6【国土交通省】 (16)都市計画法(昭43法100) (iii)都道府県が都市計画の変更を行う場合における軽易な変更とされる事項(施行規則13条)については、他の都市計画道路の廃止に伴う隅切りの廃止を含むよう、2019年中に省令を改正する。
119	群馬県、福島県、栃木県	汚水処理施設の統廃合に係る財産処分の制限の緩和	汚水処理施設に係る都道府県構想に基づく当該施設の統廃合・再編に当たっては、補助対象施設の供用開始後10年未経過であっても、財産処分の際に国庫返納不要で包括承認することとする。	内閣府、農林水産省、国土交通省、環境省	—

平成30年提案 対応状況（群馬県関連）

管理番号	団体名	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	制度の所管・ 関係府省庁	平成30年の地方からの提案等に関する対応方針 (平成30年12月25日閣議決定)記載内容
120	群馬県、茨城県、栃木県 【重点48】	建築士審査会の委員任期の条例委任	建築士審査会の委員任期について、現在は建築士法により2年とされているが、地域の実情に応じて柔軟に対応できるように、条例に委任すること。	国土交通省	6【国土交通省】 (7)建築士法(昭25法202) 都道府県建築士審査会の委員の任期(30条1項)については、一律に条例委任又は条例で法定任期以外の任期を設定可能とする。
200	茨城県、日立市、土浦市、古河市、結城市、龍ヶ崎市、下妻市、常総市、常陸太田市、笠間市、取手市、牛久市、つくば市、鹿嶋市、那珂市、筑西市、坂東市、かすみがうら市、行方市、つくばみらい市、小美玉市、茨城町、大洗町、栃木県、群馬県、新潟県 【重点36】	電子マネーを利用した歳入の収納を可能とする規制緩和	地方公共団体の使用料又は手数料の徴収については、現金による方法のほか、地方自治法第231条の2に基づき、証紙(使用料及び手数料に限る)、口座振替、証券又は指定代理納付者による納付(クレジットカードによる納付)によることとされている。 いわゆる電子マネーを利用した公金の収納については、法令に明文の規定がないことから、当該方法による収納について法令で規定する。若しくは、現行制度上でも電子マネーによる納入が可能であることを明確化する。	総務省	6【総務省】 (1)地方自治法(昭22法67) (i)地方公共団体による使用料又は手数料の徴収(231条の2)については、電子マネーの取扱いが可能である旨を、地方公共団体での導入事例や活用時における留意事項等を整理した上で、地方公共団体に2018年度中に通知する。
201	茨城県、福島県、栃木県、群馬県、新潟県	「難病の患者に対する医療等に関する法律」に基づく指定難病の医療費助成の更新申請を行う場合の臨床調査個人票(臨個票)の簡素化	指定難病の医療費助成については、更新申請の場合は基本的に診断基準は満たしているため、更新申請の様式を「重症度分類」に関する事項を中心とした記載内容に簡素化する。	厚生労働省	6【厚生労働省】 (35)難病の患者に対する医療等に関する法律(平26法50) (ii)指定難病の特定医療費支給認定申請(6条1項)に係る臨床調査個人票の記載事項(施行規則14条)については、附則2条に基づき、施行後5年以内を目途として行われる検討の中で、指定難病の調査研究の推進に支障がない限りにおいて、指定難病の患者や地方公共団体等の負担を軽減する方向で検討し、結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

平成30年提案 対応状況（群馬県関連）

管理番号	団体名	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	制度の所管・ 関係府省庁	平成30年の地方からの提案等に関する対応方針 (平成30年12月25日閣議決定)記載内容
225	栃木県、福島県、群馬県	法人土地・建物基本調査の都道府県の事務の見直し	国交省が5年ごとに実施している「法人土地・建物基本調査(基幹統計調査)」について、作業の効率性や調査を受ける法人の立場を考慮しながら、各都道府県が外部に再委託している事務は国が一括して外部委託するなど、都道府県の事務負担を軽減するよう都道府県事務を見直すこと。	国土交通省	6【国土交通省】 (18)統計法(平19法53) 法人土地・建物基本調査に係る都道府県知事が行う事務については、基幹統計調査として求められる統計技術的な合理性及び妥当性にも留意しつつ、都道府県の負担を軽減する方向で、当該事務の在り方について検討し、2020年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

平成30年提案 対応状況（埼玉県関連）

管理番号	団体名	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	制度の所管・ 関係府省庁	平成30年の地方からの提案等に関する対応方針 (平成30年12月25日閣議決定)記載内容
3	川口市	国民健康保険の限度額適用認定証に係る認定要件の明確化	限度額適用認定証の認定要件である国民健康保険法施行規則(以下「施行規則」)第27条の14の2第1項第3号の条文中の「保険料」について、条文の改正又は国からの通知により、延滞金を含むか否かを明確にする。	厚生労働省	6【厚生労働省】 (19)国民健康保険法(昭33法192) 高額療養費に係る限度額適用の認定要件については、「保険料」(施行規則27条の14の2第1項3号)に延滞金は含まれないことを、地方公共団体に2018年度中に周知する。
4	川口市	セーフティネット保証制度に係る市町村長等による特定中小企業者又は特例中小企業者の認定事務の廃止	セーフティネット保証制度に係る市町村長等による特定中小企業者又は特例中小企業者の認定事務を廃止し、保証審査を行う信用保証協会がワンストップで中小企業者からの申請を受け付けるようにすることを求める。	経済産業省	6【経済産業省】 (3)中小企業信用保険法(昭25法264) セーフティネット保証制度に係る市区町村長による特定中小企業者及び特例中小企業者の認定(2条5項及び6項)については、その趣旨及び認定に際しての留意事項を市区町村に2018年度中に周知する。
6	川口市 【重点31】	地方公共団体が実施する災害時使用を想定した無人航空機の飛行訓練時の区域規制や条件の緩和	地方公共団体が災害時等に飛行させることを目的に行う無人航空機の飛行訓練については、人口集中地区でもフェンス等で囲まれた場所で、安全を確保し、かつ無人航空機の飛行状況及び周囲の気象状況等を常に監視できる補助者の立ち合いがあった場合限り、許可を不要とすること。 また、災害時の飛行を目的とする無人航空機の飛行訓練に係る許可・承認については、必要な飛行時間の実績を短くすること。	国土交通省	6【国土交通省】 (14)航空法(昭27法231) 国土交通大臣の許可(132条)又は承認(132条の2)を必要とする無人航空機の飛行については、操縦者の飛行経歴が10時間に満たない場合であっても、安全を担保することが可能であると判断できる場合には、柔軟に許可することが可能であることを明確化するため、柔軟に許可した事例について、2018年中に公表するとともに地方公共団体に通知する。

平成30年提案 対応状況（埼玉県関連）

管理番号	団体名	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	制度の所管・ 関係府省庁	平成30年の地方からの提案等に関する対応方針 (平成30年12月25日閣議決定)記載内容
49	所沢市 【重点20】	介護保険法第24条の2第2項に係る調査業務を地方自治体が指定市町村事務受託法人に委託する際の職員の資格要件緩和	地方自治体が指定市町村事務受託法人に介護認定の訪問調査(新規申請分)を委託する際の調査員の資格要件を介護支援専門員に限らず、「社会福祉士」、「介護福祉士」等の福祉資格や、「保健師」、「看護師」、「准看護師」、「理学療法士」等の医療的な資格まで広げる。	厚生労働省	6【厚生労働省】 (27)介護保険法(平9法123) (vi)要介護認定に係る調査(27条2項)については、指定市町村事務受託法人が当該調査を行う場合に、介護支援専門員以外の者にも当該調査を行わせることについて、その影響等を考慮しつつ検討し、2019年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。
50	所沢市	子ども・子育て支援交付金の返還金処理の円滑な事務の執行	市町村は、子ども・子育て支援交付金について、交付を受けた年度の翌年度4月までに事業報告書を提出することが交付要綱により定められているところであるが、その後の国からの交付額の確定通知が遅く、交付金の返還金処理を翌年度の後半になって行っている。また同交付金に係る手続きについて、県からの確定通知は国よりも早期に発出されており、国と県の進捗に大きな差があることから、職員の事務負担となっており、国と県の返還金手続きを同時期に実施できるよう運用の改善を図られたい。	内閣府	6【内閣府】 (11)子ども・子育て支援法(平24法65) (i)子ども・子育て支援交付金については、交付金の返還に係る地方公共団体の円滑な事務の執行が可能となるよう、毎年度可能な限り早期に交付金額を確定する。
52	さいたま市 【重点22】	重度訪問介護の訪問先に係る制限の緩和	常時介護が必要な重度障害者が在宅勤務している場合、勤務時間中に居宅で重度訪問介護を利用可能とすることを求める。	厚生労働省	6【厚生労働省】 (28)障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平17法123) (vi)重度訪問介護については、地方公共団体等の意見や福祉施策と労働施策との役割分担を踏まえ、常時介護を必要とする障害者の在宅での就業支援の在り方について検討し、2021年度の障害福祉サービス等報酬改定に向けて結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

平成30年提案 対応状況（埼玉県関連）

管理番号	団体名	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	制度の所管・ 関係府省庁	平成30年の地方からの提案等に関する対応方針 (平成30年12月25日閣議決定)記載内容
54	さいたま市 【重点5】	家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の見直し	「家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準」第6条の規定について、①小規模保育事業者等が保育士等を十分に確保していると認められるなど一定の基準を満たしている場合においては、第2号に定める代替保育の提供を行う連携施設の確保を要しないことを認める、②第3号に定める卒園児の受け皿となる連携施設に、市が一定の基準に基づき運営費支援等を行っている認可外保育施設を認める、③連携施設の確保が困難である状況に鑑み、平成32年3月31日までとなっている経過措置期間を延長する。	内閣府、厚生労働省	6【内閣府】 (3)児童福祉法(昭22法164)及び子ども・子育て支援法(平24法65) (ii)家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準(平26厚生労働省令61)のうち、連携施設(同令6条1項に規定する連携施設をいう。以下同じ。)に関する規定については、以下のとおりとする。 ・連携施設に関する経過措置(同令附則3条)の期間については、連携施設を確保しないことができる特例を延長することとし、所要の措置を講ずる。 (関係府省:厚生労働省) ・家庭的保育事業者等が保育所、幼稚園又は認定こども園との連携によって適切に確保しなければならない連携協力項目のうち、卒園後の受け皿の設定(同令6条3号)については、企業主導型保育施設又は認可外保育施設(児童福祉法59条1項に規定する施設のうち、同法39条1項に規定する業務を目的とするものであって、事業実施補助を受けているものに限る。)であって、一定の要件を満たすものから確保できるようにするための方策を検討し、2018年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。 (関係府省:厚生労働省)
85	神奈川県、埼玉県、さいたま市、千葉県、千葉市、川崎市、相模原市、平塚市、鎌倉市、藤沢市、小田原市、茅ヶ崎市、秦野市、大和市、伊勢原市、海老名市、座間市、南足柄市、綾瀬市、寒川町、中井町、山北町、湯河原町、愛川町、山梨県、大阪府	自立支援医療費(精神通院医療)の申請書及び受給者証における性別項目の削除	自立支援医療費(精神通院医療)の申請書及び受給者証から性別の項目を削除する。	厚生労働省	6【厚生労働省】 (28)障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平17法123) (v)自立支援医療に係る支給認定申請書及び受給者証については、性別の記載を削除することについて検討し、2019年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

平成30年提案 対応状況（埼玉県関連）

管理番号	団体名	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	制度の所管・ 関係府省庁	平成30年の地方からの提案等に関する対応方針 (平成30年12月25日閣議決定)記載内容
89	東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県	小規模施設特定有線一般放送の届出書類の電子化	小規模施設特定有線一般放送の届出書の申請者の住所及び氏名など表以外の部分についても電磁的方法による提出が可能となるよう「放送法施行規則第二百七条第一項の規定による電磁的方法により作成し、及び提出することができる書類並びにその作成及び提出の方法」(平成23年6月29日・総務省告示第274号)第3項の第30号～34号の改正を求める。	総務省	6【総務省】 (4)放送法(昭25法132) 小規模施設特定有線一般放送に係る手続については、書面等によるほか、各都道府県が運用する電子情報処理組織を活用した電子申請による届出が可能であることを、都道府県に2018年度中に通知する。
92	埼玉県	下水道事業事務の所管部局の一元化に向け、地方公営企業が担うことができる事業の明確化のための法的整備	流域下水道事業の主体となる地方公営企業(本県では下水道局)が、知事が行う公共下水道の指導・監督など下水道に係る行政事務全般を一元的に実施するためには、下水道管理者による知事の事務の補助執行とその事務に係る経費等の根拠規定を明確にする必要がある。そのため地方公営企業法施行令第8条の5の規定に、次の号(第4号)を加えることを求める。 第8条の5(略) 一～三(略) 四(地方公営企業)法第2条第3項の定めにより、この法律の規定の全部又は一部を適用する企業が行政として行われる事務に要する経費	総務省	—

平成30年提案 対応状況（埼玉県関連）

管理番号	団体名	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	制度の所管・ 関係府省庁	平成30年の地方からの提案等に関する対応方針 (平成30年12月25日閣議決定)記載内容
93	埼玉県、さいたま市、秩父市、狭山市、坂戸市、美里町	農林水産省所管の交付金「地域での食育の推進事業」の見直し	「地域での食育の推進事業」に関する経費について「申請できない経費」の明確化や運用の見直しを行うこと。また、事業実施計画書策定時に求められる経費の根拠について、内容を簡素化すること。	農林水産省	6【農林水産省】 (13)食料産業・6次産業化交付金 食料産業・6次産業化交付金の交付対象事業のうち、地域での食育の推進事業については、地方公共団体及び地方農政局から意見聴取を行った上で、地方公共団体における事務の円滑な実施に資するよう、申請できない経費の明確化や、事業実施計画策定時における経費の積算の簡素化を検討し、2018年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。
94	埼玉県、さいたま市、秩父市、所沢市、狭山市、富士見市、坂戸市、小川町、美里町	土地改良事業関係補助金における交付決定前着工制度の導入	土地改良事業関係補助金において、交付決定前であっても早期に事業に着手すべき事情がある場合は、この旨を予め届け出ることにより事業の着工を可能とすること。	農林水産省	6【農林水産省】 (9)土地改良事業関係補助金 土地改良事業に要する経費に対する補助事業者への補助金の交付については、災害復旧工事等緊急を要する事業で、公益上やむを得ないと認められる場合の交付決定前着工の導入について検討し、2019年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。 また、当該補助金の交付決定については、工事の早期着手に資するため、毎年可能な限り早期に行う。
95	埼玉県、さいたま市、秩父市、所沢市、狭山市、富士見市、坂戸市、小川町、美里町	農地耕作条件改善事業の実績報告に係る添付書類の簡素化	農地耕作条件改善事業の実績報告に際し、添付書類として求められている契約書の写しの提出を廃止し、実績報告事務の簡素化を図ること。	農林水産省	6【農林水産省】 (11)農地耕作条件改善事業交付金 農地耕作条件改善事業交付金の実績報告書に添付する書類のうち、契約書の写しについては、申請者の負担の軽減と事務の円滑な処理が図られるよう、2017年度の実績報告書の提出状況及び交付金の執行状況を踏まえ、簡素化する方向で検討し、2019年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

平成30年提案 対応状況（埼玉県関連）

管理番号	団体名	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	制度の所管・ 関係府省庁	平成30年の地方からの提案等に関する対応方針 (平成30年12月25日閣議決定)記載内容
96	埼玉県、川越市、所沢市、狭山市、坂戸市、伊奈町、小鹿野町、美里町、東京都 【重点36】	公金収納における電子マネーの取扱いの明確化	地方自治体の施設の入場料等において電子マネーによる公金収納が推進されるよう、法制度上の取扱いを明確化すること。	総務省	6【総務省】 (1) 地方自治法(昭22法67) (i) 地方公共団体による使用料又は手数料の徴収(231条の2)については、電子マネーの取扱いが可能である旨を、地方公共団体での導入事例や活用時における留意事項等を整理した上で、地方公共団体に2018年度中に通知する。

平成30年提案 対応状況（千葉県関連）

管理番号	団体名	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	制度の所管・ 関係府省庁	平成30年の地方からの提案等に関する対応方針 (平成30年12月25日閣議決定)記載内容
18	松戸市	地方税法第20条の11に基づく税務署の調査協力についての対応改善	国民健康保険料の滞納処分に必要となるため、国民健康保険料についても地方税と同様に市町村が税務署に対して、地方税法第20条の11に基づき資料の閲覧又は提供その他の協力を求めた場合において、協力に応じるものとする通知等をするよう求める。	総務省、財務省、厚生労働省	6【総務省】 (2)地方自治法(昭22法67)、地方税法(昭25法226)及び国民健康保険法(昭33法192) 国民健康保険料の滞納処分に必要となる滞納者の財産情報等については、その徴収事務の円滑化を図る観点から、各市町村及び特別区内において連携が図られるよう、保険者である市町村及び特別区に2018年中に通知する。 (関係府省:財務省及び厚生労働省)
31	千葉県、神奈川県 【重点29】	マイナンバー制度における住民票情報の取得方法の適正化	「地方公共団体における番号制度の導入ガイドライン(平成25年8月総務省作成)(以下「ガイドライン」という。)」において示す事務フローの正当性について、法制上整理したうえで、関係法令の改正等所要の措置を取ること。 あるいは、適切に情報連携を行うため、新たな仕組み・フローを構築すること。(システム面の改修を含む。)	内閣府、個人情報保護委員会、総務省	6【内閣府】 (8)住民基本台帳法(昭42法81)及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平25法27) 申請書等に記載された世帯構成の確認方法については、申請者等への口頭での確認等により世帯構成を把握可能な場合があるなど、住民基本台帳ネットワークシステムによる同一住所検索で抽出された全員に対し、情報提供ネットワークシステムによる情報連携を必ず行うものではないことを明確化し、地方公共団体に2018年度中に通知する。 (関係府省:総務省) [措置済み(平成30年11月27日付け内閣官房番号制度推進室、総務省自治行政局住民制度課事務連絡)]

平成30年提案 対応状況（千葉県関連）

管理番号	団体名	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	制度の所管・ 関係府省庁	平成30年の地方からの提案等に関する対応方針 (平成30年12月25日閣議決定)記載内容
32	千葉県 【重点41】	鉄道事業・一般乗合旅客自動車運送事業の輸送実績報告等受理事務の国から都道府県への移譲(経路先の変更)	鉄道事業者は鉄道事業等報告規則に基づき、事業報告書及び鉄道事業実績報告書の国への提出が義務付けられており、一般乗合旅客自動車運送事業者についても旅客自動車運送事業等報告規則に基づき、事業報告書及び輸送実績報告書の国への提出が義務付けられているが、地域の公共交通の維持・確保の取組のため、都道府県が希望する場合には、輸送実績報告等の報告に関し、都道府県を経由して国土交通大臣に提出する方法を都道府県が選択できるように変更を求める。	国土交通省	6【国土交通省】 (10)道路運送法(昭26法183)、鉄道事業法(昭61法92)、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律(平19法59)及び交通政策基本法(平25法92) (i)道路運送法94条1項に基づき国土交通大臣に報告することとされている事業報告書及び輸送実績報告書(旅客自動車運送事業等報告規則(昭39運輸省令21)2条)に含まれる一般乗合旅客自動車運送事業者の情報並びに鉄道事業法55条1項に基づき国土交通大臣に報告することとされている事業報告書及び鉄道事業実績報告書(鉄道事業等報告規則(昭62運輸省令9)2条)に含まれる鉄道事業者の情報については、あらかじめ、提供可能な情報を明確にした上で、地方公共団体から国土交通省に情報提供の依頼があった場合には、国土交通省が当該提供可能な情報について当該地方公共団体に対し速やかに提供する仕組みを構築し、地方公共団体に2018年度中に通知する。 (ii)地方公共団体が地域公共交通に係る施策の策定及び実施のために必要とする公共交通事業者に係る情報については、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律4条4項及び交通政策基本法10条、12条、27条等の趣旨を踏まえ、地方公共団体への情報提供に可能な限り協力するよう、公共交通事業者に2018年度中に通知する。 また、地方公共団体と公共交通事業者が連携して、地域公共交通に係る施策の策定及び実施に資する情報の共有及び活用に取り組んでいる事例について、地方公共団体に2018年度中に周知する。
55	南房総市、 水戸市 【重点2】	一時預かり事業(幼稚園型)の人員配置基準の緩和及び幼稚園免許更新対象者の拡大	一時預かり事業(幼稚園型)の人員配置基準では、保育士又は幼稚園教諭の資格保有者を三分の一以上配置する必要があるが、幼稚園教諭免許を更新していない者(市町村長等が実施する研修を受講し、市町村長が過去の実務経験を認めた者)、小学校教諭及び養護教諭免許所有者も資格保有者として認めてほしい。 幼稚園免許未更新者が認められない場合には、免許更新をできる者に一時預かり事業を行う者及び行う予定の者も含めるようにされたい。	文部科学省、 厚生労働省	6【文部科学省】 (4)教育職員免許法(昭24法147) (v)幼稚園教諭普通免許状に係る免許状更新講習(9条の3第3項)の受講対象の拡大については、幼稚園型の一時的預かり事業(児童福祉法(昭22法164)6条の3第7項及び子ども子育て支援法(平24法65)59条10号に規定する一時預かり事業をいう。)に従事する者に関して調査・検討を行い、2018年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

平成30年提案 対応状況（千葉県関連）

管理番号	団体名	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	制度の所管・ 関係府省庁	平成30年の地方からの提案等に関する対応方針 (平成30年12月25日閣議決定)記載内容
82	神奈川県、 千葉県、大 阪府	林業・木材産 業改善資金制 度上義務付け られている「貸 付事業の確認 調査及び林野 庁長官への結 果の報告」の 見直し	資金の償還が完了して いない全ての事業者が 対象となっている「貸付 事業の確認調査及び 林野庁長官への結果 の報告」について、必 要性の高い事業者(新 規貸付事案や不良債 権化している事案等) に限定すること。	農林水産省	6【農林水産省】 (6)林業・木材産業改善資金助成法(昭51法42) 林業・木材産業改善資金の貸付に係る事業の貸付確認調査 結果報告については、当該貸付制度の適正な運営及び都道 府県の事務負担の軽減を図るため、調査の実施時期及び報 告時期を見直すこととし、都道府県に2018年度中に通知す る。
85	神奈川県、 埼玉県、さ いたま市、 千葉県、千 葉市、川崎 市、相模原 市、平塚 市、鎌倉 市、藤沢 市、小田原 市、茅ヶ崎 市、秦野 市、大和 市、伊勢原 市、海老名 市、座間 市、南足柄 市、綾瀬 市、寒川 町、中井 町、山北 町、湯河原 町、愛川 町、山梨 県、大阪府	自立支援医療 費(精神通院 医療)の申請 書及び受給者 証における性 別項目の削除	自立支援医療費(精神 通院医療)の申請書及 び受給者証から性別の 項目を削除する。	厚生労働省	6【厚生労働省】 (28)障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するた めの法律(平17法123) (v)自立支援医療に係る支給認定申請書及び受給者証につ いては、性別の記載を削除することについて検討し、2019年 中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。
86	神奈川県、 千葉県、山 梨県	公共職業訓練 に係る雇用保 険関係様式の 見直し	公共職業訓練に係る雇 用保険関係様式のう ち、公共職業訓練等の 施設の長の職氏名の 記載を求めているもの について、氏名の記載 を省略することにより、 事務処理期間の短縮 及び都道府県の事務 負担軽減を図られるこ とを求める。	厚生労働省	6【厚生労働省】 (24)雇用保険法(昭49法116) 公共職業訓練に係る職業能力開発校等の長による雇用保険 関係証明事務については、2018年度中に省令を改正し、位置 付けを明確化するとともに以下の見直しを行い、その旨を関 係機関に周知する。 ・公共職業訓練等受講届・通所届及び公共職業訓練等受講 証明書における職業能力開発校等の長の職氏名記載欄につ いては、氏名の記載を不要とする。

平成30年提案 対応状況（千葉県関連）

管理番号	団体名	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	制度の所管・ 関係府省庁	平成30年の地方からの提案等に関する対応方針 (平成30年12月25日閣議決定)記載内容
87	神奈川県、 千葉県、山 梨県	公共職業訓練 に係る雇用保 険関係証明事 務の権限及び 基準の明確化	公共職業訓練に係る雇 用保険関係事務のう ち、都道府県が設置す る職業能力開発校の 長が行っている証明事 務の権限及び基準を明 確化し、事務処理の適 正化を図られることを 求める。	厚生労働省	6【厚生労働省】 (24)雇用保険法(昭49法116) 公共職業訓練に係る職業能力開発校等の長による雇用保険 関係証明事務については、2018年度中に省令を改正し、位置 付けを明確化するとともに以下の見直しを行い、その旨を関 係機関に周知する。
88	神奈川県、 千葉県、山 梨県	公共職業訓練 に係る雇用保 険関係証明事 務の証明すべ き事項の義務 付けの見直し	公共職業訓練に係る雇 用保険関係事務のう ち、都道府県が設置す る職業能力開発校の 長が行っている証明事 務について、証明すべ き事項の義務付けを見 直し、事務処理の適正 化及び都道府県の事 務負担軽減を図られる ことを求める。	厚生労働省	6【厚生労働省】 (24)雇用保険法(昭49法116) 公共職業訓練に係る職業能力開発校等の長による雇用保険 関係証明事務については、2018年度中に省令を改正し、位置 付けを明確化するとともに以下の見直しを行い、その旨を関 係機関に周知する。 ・公共職業訓練等通所届に係る職業能力開発校等の長によ る通所に関する事項の証明については、受講した訓練に係る 最終目的地的のみを証明すればよい旨を明確化する。
89	東京都、埼 玉県、千葉 県、神奈川 県	小規模施設特 定有線一般放 送の届出書類 の電子化	小規模施設特定有線 一般放送の届出書の 申請者の住所及び氏 名など表以外の部分に ついて電磁的方法に よる提出が可能となる よう「放送法施行規則 第二百七条第一項 の規定による電磁的方 法により作成し、及び 提出することができる 書類並びにその作成及 び提出の方法」(平成 23年6月29日・総務省 告示第274号)第3項の 第30号～34号の改正 を求める。	総務省	6【総務省】 (4)放送法(昭25法132) 小規模施設特定有線一般放送に係る手続については、書面 等によるほか、各都道府県が運用する電子情報処理組織を 活用した電子申請による届出が可能であることを、都道府県 に2018年度中に通知する。

平成30年提案 対応状況（千葉県関連）

管理番号	団体名	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	制度の所管・ 関係府省庁	平成30年の地方からの提案等に関する対応方針 (平成30年12月25日閣議決定)記載内容
230	館山市 【重点1】	保育教諭の経過措置の延長	幼保連携型認定こども園の職員配置基準に係る特例措置の期間延長	内閣府、文部科学省、厚生労働省	6【内閣府】 (5)教育職員免許法(昭24法147)及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平18法77) 幼保連携型認定こども園における保育教諭の経過措置(就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律(平24法66)附則5条)の期間については、保育士に対する幼稚園教諭免許取得の特例及び幼稚園教諭免許状保有者に対する保育士資格取得の特例も含め延長することとし、所要の措置を講ずる。 (関係府省:文部科学省及び厚生労働省)

平成30年提案 対応状況（東京都関連）

管理番号	団体名	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	制度の所管・ 関係府省庁	平成30年の地方からの提案等に関する対応方針 (平成30年12月25日閣議決定)記載内容
89	東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県	小規模施設特定有線一般放送の届出書類の電子化	小規模施設特定有線一般放送の届出書の申請者の住所及び氏名など表以外の部分についても電磁的方法による提出が可能となるよう「放送法施行規則第二百七条第一項の規定による電磁的方法により作成し、及び提出することができる書類並びにその作成及び提出の方法」(平成23年6月29日・総務省告示第274号)第3項の第30号～34号の改正を求める。	総務省	6【総務省】 (4)放送法(昭25法132) 小規模施設特定有線一般放送に係る手続については、書面等によるほか、各都道府県が運用する電子情報処理組織を活用した電子申請による届出が可能であることを、都道府県に2018年度中に通知する。
96	埼玉県、川越市、所沢市、狭山市、坂戸市、伊奈町、小鹿野町、美里町、東京都 【重点36】	公金収納における電子マネーの取扱いの明確化	地方自治体の施設の入場料等において電子マネーによる公金収納が推進されるよう、法制度上の取扱いを明確化すること。	総務省	6【総務省】 (1)地方自治法(昭22法67) (i)地方公共団体による使用料又は手数料の徴収(231条の2)については、電子マネーの取扱いが可能である旨を、地方公共団体での導入事例や活用時における留意事項等を整理した上で、地方公共団体に2018年度中に通知する。

平成30年提案 対応状況（東京都関連）

管理番号	団体名	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	制度の所管・ 関係府省庁	平成30年の地方からの提案等に関する対応方針 (平成30年12月25日閣議決定)記載内容
191	八王子市	独自利用事務における税情報照会の簡略化	独自利用事務の地方税関係情報を情報照会する場合は、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく特定の個人情報の提供に関する規則」(以下「規則」という。)第2条第4項第1号に基づき、本人同意が必要である。このことについて、独自利用事務と「趣旨又は目的が同一かつ事務内容に類似性がある法定事務」(以下「準ずる法定事務」という。)が本人同意不要である場合、独自利用事務についても本人同意を不要とするよう規則の改正を行う。同様に、庁内の情報を照会する場合にも、準ずる法定事務が本人同意不要である場合、独自利用事務についても本人同意を不要とする。	内閣府、個人情報保護委員会、総務省	—
192	八王子市	マイナポータルにおけるお知らせ通知の範囲拡大	お知らせ通知については、国において子育てに関する14の事務で実施することを可能としている。 それらの事務以外の事務のうち、お知らせ通知を行うことで市民サービスの向上、行政事務の効率化が図られるものについて、お知らせ通知を行えるようにする。	内閣府、総務省	6【内閣府】 (13)行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平25法27) (iii)マイナポータル(個人向け行政ポータルサイト)における「お知らせ機能」については、「子育てワンストップサービスにおける児童手当の事務について」(平28内閣府子ども・子育て本部児童手当管理室長)に掲げる事務に限らず、地方公共団体が行う個人番号利用事務(9条1項及び2項)であれば利用可能であることを、地方公共団体に2018年度中に通知する。

平成30年提案 対応状況（東京都関連）

管理番号	団体名	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	制度の所管・ 関係府省庁	平成30年の地方からの提案等に関する対応方針 (平成30年12月25日閣議決定)記載内容
274	特別区長会 【重点5】	家庭的保育事業者等による連携施設の拡充	1 連携施設の確保における「保育所」の定義に以下を加え、要件を緩和すること。 ① 認証保育所 ② 企業主導型保育事業所 ③ 特区小規模保育事業所 2 代替保育の連携施設の確保を求めないとする場合(事業実施場所において代替保育が提供される場合)の要件や運用上の取り扱いを具体化、明確化すること。	内閣府、厚生労働省	6【内閣府】 (3)児童福祉法(昭22法164)及び子ども・子育て支援法(平24法65) (ii)家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準(平26厚生労働省令61)のうち、連携施設(同令6条1項に規定する連携施設をいう。以下同じ。)に関する規定については、以下のとおりとする。 ・家庭的保育事業者等が保育所、幼稚園又は認定こども園との連携によって適切に確保しなければならない連携協力項目のうち、卒園後の受け皿の設定(同令6条3号)については、企業主導型保育施設又は認可外保育施設(児童福祉法59条1項に規定する施設のうち、同法39条1項に規定する業務を目的とするものであって、事業実施補助を受けているものに限る。)であって、一定の要件を満たすものから確保できるようにするための方策を検討し、2018年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。 (関係府省:厚生労働省)
275	特別区長会 【重点5】	家庭的保育事業者等による連携施設の確保についての経過措置期間の延長	家庭的保育事業者等による連携施設の確保について、経過措置期間を延長すること。	内閣府、厚生労働省	6【内閣府】 (3)児童福祉法(昭22法164)及び子ども・子育て支援法(平24法65) (ii)家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準(平26厚生労働省令61)のうち、連携施設(同令6条1項に規定する連携施設をいう。以下同じ。)に関する規定については、以下のとおりとする。 ・連携施設に関する経過措置(同令附則3条)の期間については、連携施設を確保しないことができる特例を延長することとし、所要の措置を講ずる。 (関係府省:厚生労働省)

平成30年提案 対応状況（神奈川県関連）

管理番号	団体名	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	制度の所管・ 関係府省庁	平成30年の地方からの提案等に関する対応方針 (平成30年12月25日閣議決定)記載内容
31	千葉県、神奈川県 【重点29】	マイナンバー制度における住民票情報の取得方法の適正化	「地方公共団体における番号制度の導入ガイドライン(平成25年8月総務省作成)(以下「ガイドライン」という。)」において示す事務フローの正当性について、法制上整理したうえで、関係法令の改正等所要の措置を取ること。 あるいは、適切に情報連携を行うため、新たな仕組み・フローを構築すること。(システム面の改修を含む。)	内閣府、個人情報保護委員会、総務省	6【内閣府】 (8)住民基本台帳法(昭42法81)及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平25法27) 申請書等に記載された世帯構成の確認方法については、申請者等への口頭での確認等により世帯構成を把握可能な場合があるなど、住民基本台帳ネットワークシステムによる同一住所検索で抽出された全員に対し、情報提供ネットワークシステムによる情報連携を必ず行うものではないことを明確化し、地方公共団体に2018年度中に通知する。 (関係府省:総務省) [措置済み(平成30年11月27日付け内閣官房番号制度推進室、総務省自治行政局住民制度課事務連絡)]
68	茅ヶ崎市	災害対策基本法第86条の8第3項の改正。	市町村の地域内で災害が発生し、被災住民の生命若しくは身体を災害から保護し、又は居住の場所を確保することが困難な場合、災害対策基本法第86条の8に基づき、他市町村に対し他市町村への避難(広域一時滞在)を協議することができるが、避難先とされているのは同条第3項で「避難所」のみとなっているが、これに「避難場所」も追加する。	内閣府、総務省	6【内閣府】 (6)災害対策基本法(昭36法223) (ii)指定緊急避難場所の指定(49条の4第1項)については、近隣市町村との協議により、当該市町村内に避難場所を指定することが可能であることを明確化するため、改めて地方公共団体に2019年度中に通知する。 (関係府省:総務省)

平成30年提案 対応状況（神奈川県関連）

管理番号	団体名	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	制度の所管・ 関係府省庁	平成30年の地方からの提案等に関する対応方針 (平成30年12月25日閣議決定)記載内容
80	神奈川県	地方行政サービス改革の取組状況等に関する調査について、地方公共団体の負担の少ない方法に見直しを求める。	総務省から毎年度照会がある「地方行政サービス改革の取組状況等に関する調査」について、すでに100%に達成している調査項目も回答を求められている。また、回答した調査票の内容について総務省でヒアリングが行われるが、電話やメールで回答できる内容である。 この必要のない調査項目とヒアリングを廃止し、地方公共団体の負担の少ない形で目的を達成できる調査方法へ見直しを求めるもの。	総務省	6【総務省】 (18)地方行政サービス改革に関する取組状況等の調査 地方行政サービス改革に関する取組状況等の調査については、調査様式及び項目の整理を行い、ヒアリングは単なる調査票の確認ではなく意見交換を重視したものとするとともに、負担軽減のためWEB会議方式の導入等を行う方向で検討し、2018年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。
81	神奈川県	PCB廃棄物等の処分に係る規定の明確化	県が事業者に対し、効果的・効率的に指導を行いPCB廃棄物の期限内処理の徹底をさせるため、指導の基準、規定の明確化を求める。	経済産業省、 環境省	6【経済産業省】 (6)ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法(平13法65) 低濃度PCB廃棄物等については、保管事業者及び所有事業者の状況把握を進めるとともに、低濃度PCB廃棄物等の測定方法や低濃度PCB廃棄物等への該当の有無を判定する基準の在り方を含め、低濃度PCB廃棄物等の処理推進のための課題について、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律(平28法34)附則5条に基づき、同法施行後5年以内に行うこととして見直しの際に、都道府県及び政令で定める市(26条1項)(以下「都道府県市」という。)並びに有識者等の意見を踏まえて検討し、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。 (関係府省:環境省)
82	神奈川県、 千葉県、 大阪府	林業・木材産業改善資金制度上義務付けられている「貸付事業の確認調査及び林野庁長官への結果の報告」の見直し	資金の償還が完了していない全ての事業者が対象となっている「貸付事業の確認調査及び林野庁長官への結果の報告」について、必要性の高い事業者(新規貸付事業や不良債権化している事業等)に限定すること。	農林水産省	6【農林水産省】 (6)林業・木材産業改善資金助成法(昭51法42) 林業・木材産業改善資金の貸付に係る事業の貸付確認調査結果報告については、当該貸付制度の適正な運営及び都道府県の事務負担の軽減を図るため、調査の実施時期及び報告時期を見直すこととし、都道府県に2018年度中に通知する。

平成30年提案 対応状況（神奈川県関連）

管理番号	団体名	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	制度の所管・ 関係府省庁	平成30年の地方からの提案等に関する対応方針 (平成30年12月25日閣議決定)記載内容
83	神奈川県	老人福祉に係る「基準省令」の早期公布	老人福祉に係る「基準省令」について、可能な限り早期に公布を行うことを求める。 また、新たな基準省令を制定する場合は、周知期間や施行準備等を要することから、一定の経過措置期間を設定することを求める。	厚生労働省	6【厚生労働省】 (27)介護保険法(平9法123) (iv)介護保険法に基づく介護サービスの運営基準等については、経過措置を含め、審議会等における地方公共団体等の意見を十分に踏まえて検討するとともに、地方公共団体の事務負担軽減の観点から、可能な限り早期に地方公共団体への当該基準等に係る省令案の情報提供及び当該基準等に係る省令の公布を行う。
84	神奈川県	障害児者福祉に係る「基準省令」の早期公布	障害児者福祉に係る「基準省令」について、可能な限り早期に公布を行うことを求める	厚生労働省	6【厚生労働省】 (5)児童福祉法(昭22法164)及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平17法123) (ii)障害者の日常生活及び社会参加を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等については、地方公共団体の事務負担軽減の観点から、可能な限り早期に地方公共団体への当該基準等に係る省令案の情報提供及び当該基準等に係る省令の公布を行う。
85	神奈川県、埼玉県、さいたま市、千葉県、千葉市、川崎市、相模原市、平塚市、鎌倉市、藤沢市、小田原市、茅ヶ崎市、秦野市、大和市、伊勢原市、海老名市、座間市、南足柄市、綾瀬市、寒川町、中井町、山北町、湯河原町、愛川町、山梨県、大阪府	自立支援医療費(精神通院医療)の申請書及び受給者証における性別項目の削除	自立支援医療費(精神通院医療)の申請書及び受給者証から性別の項目を削除する。	厚生労働省	6【厚生労働省】 (28)障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平17法123) (v)自立支援医療に係る支給認定申請書及び受給者証については、性別の記載を削除することについて検討し、2019年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

平成30年提案 対応状況（神奈川県関連）

管理番号	団体名	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	制度の所管・ 関係府省庁	平成30年の地方からの提案等に関する対応方針 (平成30年12月25日閣議決定)記載内容
86	神奈川県、 千葉県、山 梨県	公共職業訓練 に係る雇用保 険関係様式の 見直し	公共職業訓練に係る雇 用保険関係様式のう ち、公共職業訓練等の 施設の長の職氏名の 記載を求めているもの について、氏名の記載 を省略することにより、 事務処理期間の短縮 及び都道府県の事務 負担軽減を図られるこ とを求める。	厚生労働省	6【厚生労働省】 (24)雇用保険法(昭49法116) 公共職業訓練に係る職業能力開発校等の長による雇用保険 関係証明事務については、2018年度中に省令を改正し、位置 付けを明確化するとともに以下の見直しを行い、その旨を関 係機関に周知する。 ・公共職業訓練等受講届・通所届及び公共職業訓練等受講 証明書における職業能力開発校等の長の職氏名記載欄につ いては、氏名の記載を不要とする。
87	神奈川県、 千葉県、山 梨県	公共職業訓練 に係る雇用保 険関係証明事 務の権限及び 基準の明確化	公共職業訓練に係る雇 用保険関係事務のう ち、都道府県が設置す る職業能力開発校の 長が行っている証明事 務の権限及び基準を明 確化し、事務処理の適 正化を図られることを 求める。	厚生労働省	6【厚生労働省】 (24)雇用保険法(昭49法116) 公共職業訓練に係る職業能力開発校等の長による雇用保険 関係証明事務については、2018年度中に省令を改正し、位置 付けを明確化するとともに以下の見直しを行い、その旨を関 係機関に周知する。
88	神奈川県、 千葉県、山 梨県	公共職業訓練 に係る雇用保 険関係証明事 務の証明すべ き事項の義務 付けの見直し	公共職業訓練に係る雇 用保険関係事務のう ち、都道府県が設置す る職業能力開発校の 長が行っている証明事 務について、証明すべ き事項の義務付けを見 直し、事務処理の適正 化及び都道府県の事 務負担軽減を図られる ことを求める。	厚生労働省	6【厚生労働省】 (24)雇用保険法(昭49法116) 公共職業訓練に係る職業能力開発校等の長による雇用保険 関係証明事務については、2018年度中に省令を改正し、位置 付けを明確化するとともに以下の見直しを行い、その旨を関 係機関に周知する。 ・公共職業訓練等通所届に係る職業能力開発校等の長によ る通所に関する事項の証明については、受講した訓練に係る 最終目的地のみを証明すればよい旨を明確化する。

平成30年提案 対応状況（神奈川県関連）

管理番号	団体名	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	制度の所管・ 関係府省庁	平成30年の地方からの提案等に関する対応方針 (平成30年12月25日閣議決定)記載内容
89	東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県	小規模施設特定有線一般放送の届出書類の電子化	小規模施設特定有線一般放送の届出書の申請者の住所及び氏名など表以外の部分についても電磁的方法による提出が可能となるよう「放送法施行規則第二百七条第一項の規定による電磁的方法により作成し、及び提出することができる書類並びにその作成及び提出の方法」(平成23年6月29日・総務省告示第274号)第3項の第30号～34号の改正を求める。	総務省	6【総務省】 (4)放送法(昭25法132) 小規模施設特定有線一般放送に係る手続については、書面等によるほか、各都道府県が運用する電子情報処理組織を活用した電子申請による届出が可能であることを、都道府県に2018年度中に通知する。
162	横浜市	PCB廃棄物等の掘り起し調査にあたっての固定資産税情報の内部利用	PCB廃棄物・使用製品の処理を法定期限内に確実かつ適正に行えるよう、未処理事業者の把握に必要な「掘り起し調査」の際に、固定資産税情報の内部利用を可能とすること。	総務省、環境省	6【環境省】 (8)ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法(平13法65) (i)都道府県市が実施する、管内における未処理のPCB廃棄物等を網羅的に把握するための調査のうち、PCB使用安定器の調査については、「PCB廃棄物等の掘り起こし調査マニュアル(第5版)」(平30環境省)に記載の各情報源の特性を参考にしつつ、同調査において使用する各情報源にメリット・デメリットがあり、入手の容易性も都道府県市ごとに異なることを踏まえ、使用する情報を選択する必要があることを、関係者連絡会を通じて都道府県市に2018年中に周知する。 [措置済み(平成30年8月29日付け環境省環境再生・資源循環局ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理推進室長通知)] (ii)都道府県市において上記情報源の入手又は活用ができない場合があること等を踏まえ、調査に用いる事業者のリストを整備し、都道府県市に2019年1月までに提供する。
163	横浜市 【重点37】	搭乗型移動支援ロボット公道実証実験における国際運転免許証等にかかる運転免許要件の明確化	搭乗型移動支援ロボット公道実証実験における運転免許要件を国際運転免許証等でも搭乗可能となるよう明確化すること。	警察庁	6【警察庁】 (3)道路交通法(昭35法105) 搭乗型移動支援ロボットの公道実証実験については、国際運転免許証又は外国運転免許証(107条の2)で運転することができる場合を明確化し、都道府県警察を通じて同実験の実施主体に2018年度中に周知する。

平成30年提案 対応状況（神奈川県関連）

管理番号	団体名	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	制度の所管・ 関係府省庁	平成30年の地方からの提案等に関する対応方針 (平成30年12月25日閣議決定)記載内容
198	静岡県、神奈川県、浜松市、沼津市、三島市、伊東市、富士市、藤枝市、御殿場市、袋井市、湖西市、牧之原市、長泉町、吉田町 【重点10】	子ども・子育て支援新制度の施設給付費等に係る処遇改善Ⅱの配分方法の制約の撤廃	平成29年度から保育士等のキャリアアップの仕組みの導入と技能・経験に応じた処遇の改善のための子ども・子育て支援新制度の施設型給付費等に係る処遇改善加算Ⅱが創設されたが、その運用における加算額の配分方法に制約が課せられている。 キャリアアップの仕組みを導入しているものの、国の想定する職制階層に合致しない施設においては、加算額を適切に配分できず、処遇改善Ⅱの申請を行わない施設もある。 各保育所等の人員配置の実態に見合った処遇改善が可能となるよう現在の国の制約(加算の対象となる人数や金額の配分等)を見直した上で、地域の実情に応じて都道府県知事が副主任保育士等の経験を有すると認めた職員も対象とすることができる制度としていただきたい。	内閣府、文部科学省、厚生労働省	6【内閣府】 (11)子ども・子育て支援法(平24法65) (ii)施設型給付費等に係る処遇改善等加算Ⅱ(特定教育・保育、特別利用保育、特別利用教育、特定地域型保育、特別利用地域型保育、特定利用地域型保育及び特例保育に要する費用の額の算定に関する基準等(平27内閣府告示49)1条35号の5)における加算額の配分方法等については、2018年度と同加算の実施状況等を踏まえ検討し、2019年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。 (関係府省:文部科学省及び厚生労働省)
297	相模原市 【重点27】	指定難病及び小児慢性特定疾病医療費助成制度の事務処理におけるマイナンバーによる情報連携項目の追加	マイナンバーによる情報連携で、指定難病及び小児慢性特定疾病医療費助成制度の事務における「所得区分」を収集可能としていただきたい。	内閣府、総務省、財務省、文部科学省、厚生労働省	6【内閣府】 (14)行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平25法27)及び難病の患者に対する医療等に関する法律(平26法50) 指定難病及び小児慢性特定疾病の医療費助成制度に係る所得区分の確認事務については、地方公共団体及び保険者との協議の上、難病の患者に対する医療等に関する法律附則2条に基づき、施行後5年以内を目途として行われる検討の中で、当該事務の在り方について検討し、結論を得る。その結論を踏まえ、当該制度における地方公共団体等の事務負担の軽減が図られるための必要な措置を講ずる。 (関係府省:総務省、財務省、文部科学省及び厚生労働省)

平成30年提案 対応状況（新潟県関連）

管理番号	団体名	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	制度の所管・ 関係府省庁	平成30年の地方からの提案等に関する対応方針 (平成30年12月25日閣議決定)記載内容
37	長岡市	戦没者等の遺族に対する特別弔慰金の請求手続きにおける必要書類の簡素化	<p>法定受託事務である戦没者等の遺族に対する特別弔慰金の請求手続きにおける請求書類の記入項目の見直し等による書類の簡素化により、手続き時の負担軽減を図るもの</p> <p>【簡素化の案】 以下の記載欄を廃止する。 ○「戦没者等の遺族に対する特別弔慰金請求書」 ①「戦没者等」欄のうち、「もとの身分」、「生年月日」、「死亡年月日」、「除籍時の本籍等」(「除籍時の本籍等」は自治体使用欄とする。) ②「国債の受領を市区町村長に委任した場合はその市区町村長名」欄 ③「国債の償還金の希望支払場所」欄 ○「戦没者等との遺族の現況等についての申立書」 ①「戦没者等との続柄」欄(選択式又は番号記入式とする。) ②「弔慰金を受けた者」欄、「公務扶助料、遺族年金等を受けた者」欄</p>	厚生労働省	<p>6【厚生労働省】 (22)戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法(昭40法100) 戦没者等の遺族に対する特別弔慰金については、遺族の高齢化等を踏まえ、請求手続きを簡素化する方向で検討し、2018年度中に検討の方向性を示した上で、2019年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>
71	新潟県	農地転用許可申請に添付する「必要な資力及び信用があることを証する書面」の弾力的運用	農地転用許可申請時に添付する「必要な資力及び信用があることを証する書面」について、許可権者の裁量で必要な添付書類を定められるようにする。	農林水産省	<p>6【農林水産省】 (5)農地法(昭27法229) 資力及び信用があることを証する書面として農地転用許可申請書に添付する書類については、「農地法関係事務処理要領の制定について」(平21農林水産省経営局、農村振興局)で例示されているものに限らず、資金計画を客観的に裏付けるものであれば、農地転用許可権者の判断で柔軟な運用が可能であることを明確化するため、2018年度中に同要領を改正する。</p>

平成30年提案 対応状況（新潟県関連）

管理番号	団体名	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	制度の所管・ 関係府省庁	平成30年の地方からの提案等に関する対応方針 (平成30年12月25日閣議決定)記載内容
116	群馬県、福島県、栃木県、新潟県 【重点13】	農地中間管理事業における農用地利用配分計画に係る縦覧期間の廃止について	農地中間管理事業において知事が行う農用地利用配分計画に係る縦覧については、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第3項の規定により、縦覧期間が2週間とされているが、縦覧を廃止する。	農林水産省	6【農林水産省】 (7)農業経営基盤強化促進法(昭55法65)及び農地中間管理事業の推進に関する法律(平25法101) (ii)農用地利用配分計画の案の縦覧(農地中間管理事業の推進に関する法律18条3項)については、廃止する方向で検討し、2018年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。
117	群馬県、福島県、新潟県	国産花きイノベーション推進事業における実施要件の見直し	国産花きイノベーション推進事業における「国産花きの需要拡大」事業を行う際の「国産花きの強みを生かす生産・供給体制の強化」事業の実施の要件を見直す。	農林水産省	6【農林水産省】 (10)国産花きイノベーション推進事業 国産花きイノベーション推進事業の実施要件については、2019年度以降の次期対策事業において、地域の実情に応じ、地方公共団体を含む事業実施主体が自ら解決すべき課題を明確にし、解決する取組を支援する観点から、必要な見直しについて検討し、2018年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。
118	群馬県、茨城県、栃木県、新潟県	都市計画に係る国土交通大臣の同意・協議が不要となる軽易な変更の範囲の見直し	一般国道の交差点における隅切りを廃止する場合など、道路の区域を一部縮減する場合についても軽易な変更として国土交通大臣との同意協議を不要とすることができるよう軽易な変更の範囲の見直しすること。	国土交通省	6【国土交通省】 (16)都市計画法(昭43法100) (iii)都道府県が都市計画の変更を行う場合における軽易な変更とされる事項(施行規則13条)については、他の都市計画道路の廃止に伴う隅切りの廃止を含むよう、2019年中に省令を改正する。

平成30年提案 対応状況（新潟県関連）

管理番号	団体名	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	制度の所管・ 関係府省庁	平成30年の地方からの提案等に関する対応方針 (平成30年12月25日閣議決定)記載内容
200	茨城県、日立市、土浦市、古河市、結城市、龍ヶ崎市、下妻市、常総市、常陸太田市、笠間市、取手市、牛久市、つくば市、鹿嶋市、那珂市、筑西市、坂東市、かすみがうら市、行方市、つくばみらい市、小美玉市、茨城町、大洗町、栃木県、群馬県、新潟県 【重点36】	電子マネーを利用した歳入の収納を可能とする規制緩和	地方公共団体の使用料又は手数料の徴収については、現金による方法のほか、地方自治法第231条の2に基づき、証紙(使用料及び手数料に限る)、口座振替、証券又は指定代理納付者による納付(クレジットカードによる納付)によることとされている。 いわゆる電子マネーを利用した公金の収納については、法令に明文の規定がないことから、当該方法による収納について法令で規定する。若しくは、現行制度上でも電子マネーによる納入が可能であることを明確化する。	総務省	6【総務省】 (1)地方自治法(昭22法67) (i)地方公共団体による使用料又は手数料の徴収(231条の2)については、電子マネーの取扱いが可能である旨を、地方公共団体での導入事例や活用時における留意事項等を整理した上で、地方公共団体に2018年度中に通知する。
201	茨城県、福島県、栃木県、群馬県、新潟県	「難病の患者に対する医療等に関する法律」に基づく指定難病の医療費助成の更新申請を行う場合の臨床調査個人票(臨個票)の簡素化	指定難病の医療費助成については、更新申請の場合は基本的に診断基準は満たしているため、更新申請の様式を「重症度分類」に関する事項を中心とした記載内容に簡素化する。	厚生労働省	6【厚生労働省】 (35)難病の患者に対する医療等に関する法律(平26法50) (ii)指定難病の特定医療費支給認定申請(6条1項)に係る臨床調査個人票の記載事項(施行規則14条)については、附則2条に基づき、施行後5年以内を目途として行われる検討の中で、指定難病の調査研究の推進に支障がない限りにおいて、指定難病の患者や地方公共団体等の負担を軽減する方向で検討し、結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

平成30年提案 対応状況（新潟県関連）

管理番号	団体名	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	制度の所管・ 関係府省庁	平成30年の地方からの提案等に関する対応方針 (平成30年12月25日閣議決定)記載内容
227	栃木県、新潟県 【重点13】	農地中間管理 事業における 各種事務簡素 化	<p>(1)農用地利用配分計画の縦覧廃止 都道府県知事は、農地中間管理機構から農用地利用配分計画について認可申請があった時は、その旨を公告し、同計画を二週間公衆の縦覧に供しなければならないが、当該縦覧を廃止する。</p> <p>(2)農用地利用配分計画の知事認可廃止 (1)記載のとおり、機構は配分計画について都道府県知事の認可を受けなければならないが、基盤強化法と同様、市町村公告で認められることとし、当該認可を廃止する。</p>	農林水産省	<p>6【農林水産省】</p> <p>(7)農業経営基盤強化促進法(昭55法65)及び農地中間管理事業の推進に関する法律(平25法101)</p> <p>(ii)農用地利用配分計画の案の縦覧(農地中間管理事業の推進に関する法律18条3項)については、廃止する方向で検討し、2018年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p> <p>(iv)農地中間管理機構を通じた農用地等の賃借権又は使用貸借による権利の設定又は移転については、市町村単位で一括して行うことができる仕組みを構築する方向で検討し、2018年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>

平成30年提案 対応状況（富山県関連）

管理番号	団体名	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	制度の所管・ 関係府省庁	平成30年の地方からの提案等に関する対応方針 (平成30年12月25日閣議決定)記載内容
14	富山市 【重点19】	火葬場の経営主体について、墓地、埋葬等に関する法律(墓埋法)の通知の明確化もしくは見直し	火葬場の設置・運営について、現行の通知では火葬場の経営主体は地方公共団体や宗教法人、公益法人等に限定されるとし、民間事業者が経営主体となることを事実上制限している。 一方近年はPFI手法等により民間事業者が火葬場の経営に参加する事例が見られる。 この通知自体が古いものであり、かつ民間事業者の参入を閉ざしているような通知となっていることから、火葬場の経営許可にかかる民間事業者の参入について、時勢に合わせた通知の明確化、もしくは見直しを求める。	厚生労働省	6【厚生労働省】 (10)墓地、埋葬等に関する法律(昭23法48) (i)火葬場の経営許可(10条1項)については、民間事業者に許可する場合に留意すべき事項を地方公共団体に2018年度中に通知する。
15	富山市 【重点19】	火葬場の設置・運営の広域的な連携方策が検討されるよう、墓地、埋葬等に関する法律(墓埋法)に、都道府県、市町村等による広域的な連携に向けた「協議の場」としての協議会制度の位置付け	総務省は、公営企業の経営健全性の維持と住民サービスの安定的な提供のため、下水道事業等の広域化を推進している。 火葬場の設置・運営の広域化についても、下水道事業の広域化と同様、例えば都道府県を核として火葬場の設置・運営の広域的な連携方策が検討されるよう、墓埋法に都道府県、市町村等による広域的な連携に向けた「協議の場」としての協議会制度を位置付けることができるようにする。 そこでは国、民間事業者等の協議会への参画を可能とする。 国には火葬場の設置・運営の広域化の取組に係る技術的な助言その他支援を積極的に行うことを求める。	厚生労働省	6【厚生労働省】 (10)墓地、埋葬等に関する法律(昭23法48) (ii)火葬場の設置・運営に係る広域化・官民連携の推進については、火葬場を運営する市町村から都道府県に広域化等の相談があった場合、都道府県はその対応に特段の配慮を払うよう、地方公共団体に対して2018年度中に通知する。 また、火葬場の健全かつ安定的な経営の持続性を確保するため、火葬場の設置・運営に係る広域化・官民連携の取組事例等を地方公共団体に2019年度中に情報提供するとともに、定期的な調査等により、引き続き火葬場の設置・運営に係る広域化・官民連携の実態把握に努める。

平成30年提案 対応状況（富山県関連）

管理番号	団体名	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	制度の所管・ 関係府省庁	平成30年の地方からの提案等に関する対応方針 (平成30年12月25日閣議決定)記載内容
108	富山県	建築基準法第51条ただし書の許可を要さない産業廃棄物処理施設の規模の見直し	建築基準法第51条ただし書の許可を要さない産業廃棄物処理施設の規模の要件を見直し、工業地域又は工業専用地域内における廃プラスチック類の破碎施設の建築に係る手続を簡素化・迅速化すること	国土交通省、 環境省	6【国土交通省】 (5) 建築基準法(昭25法201) 工業地域又は工業専用地域内における廃プラスチック類の破碎施設に係る新築、増築又は用途変更に際する当該施設の位置に対する制限(51条)については、都市計画決定の状況及び同条ただし書における許可の状況に係る地方公共団体における実態や当該施設の活動実績を調査し、周辺の市街地環境への影響を整理した上で、当該許可の考え方について検討し、2019年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。 (関係府省:環境省)

平成30年提案 対応状況（石川県関連）

管理番号	団体名	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	制度の所管・ 関係府省庁	平成30年の地方からの提案等に関する対応方針 (平成30年12月25日閣議決定)記載内容
39	石川県	水管理・国土 保全局所管補 助事業等に係 る財産処分承 認基準におけ る包括承認事 項の拡充	水管理・国土保全局所 管補助事業等により取 得した財産について目 的外使用を行う場合、 地方整備局長等に対し て財産処分承認申請 書を提出し、承認を受 けなければならない。 一方、補助事業者等の うち地方公共団体が一 定の条件下で行う財産 処分については、地方 整備局長あて財産処 分報告書の提出をもっ て承認があったものと みなされる。(包括承 認) 当該包括承認ができる 事項として、「災害対応 等緊急性が認められる 場合」を追加する。	国土交通省	6【国土交通省】 (20)補助事業等により取得した財産の財産処分に関する事 務 国土交通省水管理・国土保全局所管の国庫補助事業等によ り取得した財産の処分については、雪害の発生によりあらか じめ目的外使用が見込まれる場合には、目的外使用の内容 に応じて複数年にわたる事前の財産処分承認申請を可能と し、その旨を関係団体等に2018年度中に周知する。
264	金沢市	国勢調査の調 査員事務を委 託可能とする 規制緩和	平成27年の国勢調査 市町村事務要領で、共 同住宅や社会福祉施 設への委託を可能とす る記述が追加されたよ うに、特に支障となっ ている、中山間地等に おいて、調査の対象範 囲・区割・契約期間に ついて、市町村と委託 業者双方の協議をもっ て定めることとするこ ととする規定を盛り込 むことを求める。委託先 の例としては、毎日郵 便配達等を行っている 日本郵便株式会社など を想定している。加え て、対象地域への事前 周知については、市町 村が行うこととされた い。(なお、中山間地等 において試験的に実施 し、委託先や状況を検 証の上、対象地域を全 域に拡大することも見 据える。)	総務省	6【総務省】 (12)統計法(平19法53) (iii)国勢調査(5条2項)調査員事務の外部委託について は、国民の統計調査への信頼及び調査の精度維持に留意し た上で検討し、2018年度中に結論を得る。その結果に基づい て必要な措置を講ずる。

平成30年提案 対応状況（福井県関連）

管理番号	団体名	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	制度の所管・ 関係府省庁	平成30年の地方からの提案等に関する対応方針 (平成30年12月25日閣議決定)記載内容
190	福井県	都市計画に係る都道府県知事の同意・協議が不要となる軽易な変更の範囲の見直し	都市計画で引用している法令が改正されたことによる条項ずれ等による形式上の都市計画の変更について軽易な変更として都道府県知事との同意・協議を不要とすることができるよう軽易な変更の範囲を見直すこと。	国土交通省	6【国土交通省】 (16)都市計画法(昭43法100) (ii)法令の制定又は改廃に伴い必要とされる都市計画の条項ずれに係る形式的な修正については、その修正を直ちに行わないという理由のみをもって、都市計画そのものの効力に影響を及ぼすものではないことを、地方公共団体に2018年度中に通知する。

平成30年提案 対応状況（山梨県関連）

管理番号	団体名	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	制度の所管・ 関係府省庁	平成30年の地方からの提案等に関する対応方針 (平成30年12月25日閣議決定)記載内容
36	富士川町、市川三郷町、早川町、身延町、南部町、昭和町、道志村、西桂町、忍野村、山中湖村、鳴沢村、富士河口湖町、小菅村、丹波山村	改正地方公務員法における「区長」の任用方法について	区長(町世話人)は、改正地方公務員法第3条第3項第3号に該当し、引き続き、特別職の地方公務員として任用することができるようマニュアルに明記する。	総務省	6【総務省】 (6)地方公務員法(昭25法261) (i)地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律(平29法29)で新たに導入される会計年度任用職員(改正後の地方公務員法22条の2)に整理されるいわゆる「区長」が担う業務の取扱いについては、委託による対応等も含め、会計年度任用職員制度の導入に向けた事務処理マニュアルにおいて明確化し、地方公共団体に2018年中に周知を行う。 [措置済み(平成30年10月18日総務省自治行政局公務員部長通知)]
78	鳴沢村、市川三郷町、早川町、身延町、南部町、富士川町、昭和町、道志村、西桂町、忍野村、山中湖村、富士河口湖町、小菅村、丹波山村 【重点35】	消防団員等の消防車両運転に係る特例制度の創設	消防学校での消防車両の運転に関する教習の受講制度や自衛隊が実施する自動車の運転に関する教習を消防団員等が受講可能とするような制度等の創設	警察庁、総務省、防衛省	6【総務省】 (19)消防団員の準中型自動車免許取得に対する助成事業 消防団員が消防車両を運転するために必要な準中型自動車免許(以下この事項において「準中型免許」という。)の取得等については、以下のとおりとする。 ・消防団員の準中型免許取得費用に対する、地方公共団体の公費助成制度の創設を促すため、先行事例等を地方公共団体に2018年度中に周知する。 ・普通自動車免許を有していなくても準中型免許を取得することが可能であること及び準中型免許取得において地方公共団体により創設される公費助成制度の活用が可能であることを、自動車教習所等を通じ、新たに免許を受けようとする者に2019年度中に周知する。 (関係府省:警察庁) ・上記のほか、消防団員の円滑な準中型免許取得のための方策について検討し、2019年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

平成30年提案 対応状況（山梨県関連）

管理番号	団体名	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	制度の所管・ 関係府省庁	平成30年の地方からの提案等に関する対応方針 (平成30年12月25日閣議決定)記載内容
85	神奈川県、埼玉県、さいたま市、千葉県、千葉市、川崎市、相模原市、平塚市、鎌倉市、藤沢市、小田原市、茅ヶ崎市、秦野市、大和市、伊勢原市、海老名市、座間市、南足柄市、綾瀬市、寒川町、中井町、山北町、湯河原町、愛川町、山梨県、大阪府	自立支援医療費(精神通院医療)の申請書及び受給者証における性別項目の削除	自立支援医療費(精神通院医療)の申請書及び受給者証から性別の項目を削除する。	厚生労働省	6【厚生労働省】 (28)障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平17法123) (v)自立支援医療に係る支給認定申請書及び受給者証については、性別の記載を削除することについて検討し、2019年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。
86	神奈川県、千葉県、山梨県	公共職業訓練に係る雇用保険関係様式の見直し	公共職業訓練に係る雇用保険関係様式のうち、公共職業訓練等の施設の長の職氏名の記載を求めているものについて、氏名の記載を省略することにより、事務処理期間の短縮及び都道府県の事務負担軽減を図られることを求める。	厚生労働省	6【厚生労働省】 (24)雇用保険法(昭49法116) 公共職業訓練に係る職業能力開発校等の長による雇用保険関係証明事務については、2018年度中に省令を改正し、位置付けを明確化するとともに以下の見直しを行い、その旨を関係機関に周知する。 ・公共職業訓練等受講届・通所届及び公共職業訓練等受講証明書における職業能力開発校等の長の職氏名記載欄については、氏名の記載を不要とする。
87	神奈川県、千葉県、山梨県	公共職業訓練に係る雇用保険関係証明事務の権限及び基準の明確化	公共職業訓練に係る雇用保険関係事務のうち、都道府県が設置する職業能力開発校の長が行っている証明事務の権限及び基準を明確化し、事務処理の適正化を図られることを求める。	厚生労働省	6【厚生労働省】 (24)雇用保険法(昭49法116) 公共職業訓練に係る職業能力開発校等の長による雇用保険関係証明事務については、2018年度中に省令を改正し、位置付けを明確化するとともに以下の見直しを行い、その旨を関係機関に周知する。

平成30年提案 対応状況（山梨県関連）

管理番号	団体名	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	制度の所管・ 関係府省庁	平成30年の地方からの提案等に関する対応方針 (平成30年12月25日閣議決定)記載内容
88	神奈川県、 千葉県、山 梨県	公共職業訓練 に係る雇用保 険関係証明事 務の証明すべ き事項の義務 付けの見直し	公共職業訓練に係る雇 用保険関係事務のう ち、都道府県が設置す る職業能力開発校の 長が行っている証明事 務について、証明すべ き事項の義務付けを見 直し、事務処理の適正 化及び都道府県の事 務負担軽減を図られる ことを求める。	厚生労働省	6【厚生労働省】 (24)雇用保険法(昭49法116) 公共職業訓練に係る職業能力開発校等の長による雇用保険 関係証明事務については、2018年度中に省令を改正し、位置 付けを明確化するとともに以下の見直しを行い、その旨を関 係機関に周知する。 ・公共職業訓練等通所届に係る職業能力開発校等の長によ る通所に関する事項の証明については、受講した訓練に係る 最終目的地のみを証明すればよい旨を明確化する。
106	山梨県 【重点44】	経済産業大臣 の登録を受け た登録電気工 事業者等に対 する危険等防 止命令の国か ら都道府県へ の権限移譲	経済産業大臣の登録 を受けた登録電気工 事業者等に対する危険等 防止命令を国から都道 府県へ権限移譲し、電 気工事による危険及び 障害の発生の防止の ための措置が、より迅 速かつ確実に行われる ようにすることを求め る。	経済産業省	4【経済産業省】 (3)電気工事業の業務の適正化に関する法律(昭45法96) 経済産業大臣の登録を受けた登録電気工事業者等に対する 危険等防止命令(27条)については、電気工事に起因する波 及事故等の発生状況及び都道府県知事の登録を受けた登録 電気工事業者等に対する監督処分の実績の実態把握並びに 都道府県の意向調査を行った上で、都道府県への並行権限 付与等、国・都道府県の連携強化の在り方を検討し、2019年 中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。
107	山梨県	地域環境保全 基金における 基金の取崩し の順序に係る 運用の見直し	国と自治体の造成額に 応じた取り崩しを可能と するなど、地域環境保 全基金における基金の 取崩しの順序の見直し を求める。	環境省	6【環境省】 (11)地域環境保全対策費補助金 地域環境保全基金については、都道府県及び指定都市での 効果的かつ効率的な事業の実施に資するよう、都道府県や 指定都市が独自に積み立てた残高部分を、条例改正等を行 い一般会計や他の条例に基づき運用している基金へ繰り入 れること等により、地域環境保全基金と異なる目的に用いるも のと整理することで、都道府県及び指定都市の裁量による取 扱いが可能であることを、都道府県及び指定都市に2018年度 中に周知する。

平成30年提案 対応状況（長野県関連）

管理番号	団体名	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	制度の所管・ 関係府省庁	平成30年の地方からの提案等に関する対応方針 (平成30年12月25日閣議決定)記載内容
149	長野県 【重点46】	教員免許状旧免許状所持者が免許状を追加取得した場合の修了確認期限の自動延長	旧免許状所持者が別種の教員免許状を追加取得した場合、新免許状の有効期間の取扱いと同様、申請しなくとも自動的に更新講習修了確認期限を延長する。	文部科学省	6【文部科学省】 (4)教育職員免許法(昭24法147) (ii)旧免許状所持現職教員(附則2条2項)が免許状を追加取得した場合に、更新講習修了確認期限を延期することについては、免許管理者(2条2項)への申請が必要であることを教職員に周知徹底するよう、都道府県教育委員会等に2018年中に周知する。 [措置済み(平成30年11月29日付け文部科学省総合教育政策局教育人材政策課事務連絡)] (iii)教員免許状の修了確認期限等については、都道府県教育委員会等の意見を踏まえつつ、更新講習修了確認期限等を記載した確認書類の発行等を可能とする教員免許管理システムの改修について検討し、2018年度中を目途に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。 (iv)旧免許状所持現職教員(附則2条2項)が免許状を追加取得した場合における更新講習修了確認期限の自動延期については、都道府県教育委員会等を通じた教職員への周知、教員免許管理システムの改修に係る検討及びその結果に基づく措置並びに今後の失効者の状況等を踏まえつつ、免許失効者の減少のための総合的な方策を検討し、2022年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。
150	長野県 【重点46】	個人が所持する教員免許状の集約と修了確認期限又は有効期間満了日の明記	個人が所持するすべての教員免許状を1枚に集約し、修了確認期限又は有効期間満了日を明記する。	文部科学省	6【文部科学省】 (4)教育職員免許法(昭24法147) (iii)教員免許状の修了確認期限等については、都道府県教育委員会等の意見を踏まえつつ、更新講習修了確認期限等を記載した確認書類の発行等を可能とする教員免許管理システムの改修について検討し、2018年度中を目途に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。
153	長野県	公共土木施設災害復旧事業における設計変更に当たり、主務大臣との協議を要しない「軽微な変更」の範囲拡大	公共土木施設災害復旧事業において、事業費決定の基礎となる設計を変更する場合、主務大臣に協議し、同意を得る必要があるが、一定の要件を満たす場合は「軽微な変更」と見なされ協議が不要になる。 当該要件は、「事業費の変更額が当初査定額の3割以内で、かつ、1,000万円以下」とされている。 このうち、「1,000万円以下」の金額要件を緩和すること。	国土交通省	6【国土交通省】 (8)公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法(昭26法97) 災害復旧事業の設計変更については、迅速な変更協議を可能とするよう、2019年中に事務手続の簡素化や研修等の充実の措置を講ずる。

平成30年提案 対応状況（長野県関連）

管理番号	団体名	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	制度の所管・ 関係府省庁	平成30年の地方からの提案等に関する対応方針 (平成30年12月25日閣議決定)記載内容
154	長野県	地方創生道整備推進交付金における交付金交付決定前の着手	地方創生道整備推進交付金交付要綱において、「交付金交付決定前の着手」に関する規定を設けること。	内閣府、農林水産省	6【内閣府】 (16)地方創生道整備推進交付金 林道に係る事業に対する地方創生道整備推進交付金の交付については、やむを得ない事情により、交付決定前に事業に着手する必要がある場合には、交付決定前の着手を可能とし、2018年度中に必要な措置を講ずる。 (関係府省:農林水産省)
263	筑北村	地方創生推進交付金における間接補助金の交付完了日の見直し	地方創生推進交付金について、間接補助を行う場合、年度末までに間接補助金の交付を完了しなければならぬとされており、年度末まで間接補助事業者が事業を行う場合、現状の交付手続では十分な事業期間を確保できないことから、間接補助金の交付完了日の見直しを求める	内閣府	—

平成30年提案 対応状況（岐阜県関連）

管理番号	団体名	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	制度の所管・ 関係府省庁	平成30年の地方からの提案等に関する対応方針 (平成30年12月25日閣議決定)記載内容
184	岐阜県	人権啓発活動 地方委託事業 に係る講演等 謝金支払基準 及び資料作成 数の枠付けの 見直し	人権啓発活動地方委託事業に係る講演等謝金支払基準及び資料作成数の枠付けを見直し、地方自治体が妥当な基準の下に弾力的な事業実施を図ることを可能とすることを求める。	法務省	6【法務省】 (2)人権啓発活動地方委託事業 人権啓発活動地方委託事業については、2019年度事業から、講演会等の会場規模や企画内容に照らして広い地域からの来場者が見込めるとともに費用の大幅な超過を生じない場合には、上限数を超える開催通知資料の作成を認めるとし、その旨を都道府県及び市町村に2018年度中に周知する。
185	岐阜県	地域間幹線系 統確保維持費 国庫補助金の 手続きの見直 し	生活交通確保維持改善計画の認定の手続きを計画期間開始前に行う等、事務手続きの適正化を図る。	国土交通省	6【国土交通省】 (19)地域公共交通確保維持改善事業費補助金 (iii)地域間幹線系統に対する補助の申請時に策定する生活交通確保維持改善計画については、早期の計画認定に資するよう、必要事項の記載等の誤りを防止する観点から、自動計算が可能な様式の配布や提出先である運輸支局等との連携方法を見直すなど、必要な方策を検討し、2018年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。
187	岐阜県	地方創生推進 交付金におけ る間接補助金 の交付完了日 の見直し	地方創生推進交付金について、国の補助金(交付金)を受けて、間接補助を行う場合について年度末までに間接補助金の交付を完了しななければならないとされており、年度末まで間接補助事業者が事業を行う場合、現状の交付手続では十分な事業期間を確保できないことから、間接補助金の交付完了日の見直しを求める	内閣府	—

平成30年提案 対応状況（岐阜県関連）

管理番号	団体名	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	制度の所管・ 関係府省庁	平成30年の地方からの提案等に関する対応方針 (平成30年12月25日閣議決定)記載内容
207	各務原市 【重点28】	介護保険事務における証の再発行申請等への個人番号記載の義務付け廃止	紛失や破損等による介護保険被保険者証及び負担限度額認定証並びに介護保険負担割合証の再交付申請や届出において、申請者に個人番号を記載するよう求めているが、証の再交付事務には情報連携する必要はなく、申請に基づき、再交付するのみである。 再交付にかかる処理件数が年間約2000件あり、そのため事務が煩雑となっている。 よって、既に発行済みである保険証等の再交付事務において、個人番号を記載する義務付けを廃止としていただきたい。	内閣府、厚生労働省	6【内閣府】 (13)行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平25法27) (iv)個人番号の記載を義務付けている以下の被保険者証等の再交付申請手続については、2019年中に省令を改正し、個人番号の提供を受ける場合と同等の本人確認のための措置を講じた場合に限り、個人番号の記載の省略を可能とする。 ・介護保険法施行規則(平11厚生省令36)に規定する被保険者証(同令27条1項)等 (関係府省:厚生労働省)
208	各務原市 【重点28】	医療保険事務における証の再発行申請等への個人番号記載の義務付け廃止	紛失や破損等による医療保険被保険者証及び高齢受給者証並びに資格証明書等の再交付申請において、申請者に個人番号を記載するよう求めているが、証の再交付事務には情報連携する必要はなく、申請に基づき、再交付するのみであり、個人番号記載の必要性はないことから、既に発行済みである保険証等の再交付事務において、個人番号を記載する義務付けを廃止としていただきたい。	内閣府、厚生労働省	6【内閣府】 (13)行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平25法27) (iv)個人番号の記載を義務付けている以下の被保険者証等の再交付申請手続については、2019年中に省令を改正し、個人番号の提供を受ける場合と同等の本人確認のための措置を講じた場合に限り、個人番号の記載の省略を可能とする。 ・国民健康保険法施行規則(昭33厚生省令53)に規定する被保険者証(同令7条1項)等 ・高齢者の医療の確保に関する法律施行規則(平19厚生労働省令129)に規定する被保険者証(同令19条)等 (関係府省:厚生労働省)

平成30年提案 対応状況（岐阜県関連）

管理番号	団体名	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	制度の所管・ 関係府省庁	平成30年の地方からの提案等に関する対応方針 (平成30年12月25日閣議決定)記載内容
209	各務原市 【重点28】	障がい者福祉事務における証の再発行申請等への個人番号記載の義務付け廃止	紛失や破損等による自立支援医療受給者証や身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、障害福祉サービス受給者証、地域相談支援受給者証、療養介護医療受給者証の再交付申請において、申請者に個人番号を記載するよう求めているが、証の再交付事務には情報連携する必要はなく、申請に基づき、再交付するのみである。個人番号記載の必要性はないことから、個人番号を記載する義務付けを廃止としていただきたい。	内閣府、厚生労働省	6【内閣府】 (13)行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平25法27) (iv)個人番号の記載を義務付けている以下の被保険者証等の再交付申請手続については、2019年中に省令を改正し、個人番号の提供を受ける場合と同等の本人確認のための措置を講じた場合に限り、個人番号の記載の省略を可能とする。 ・障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則(平18厚生労働省令19)に規定する障害福祉サービス受給者証(同令23条1項)、地域相談支援受給者証(同令34条の50第1項)及び自立支援医療受給者証(同令48条1項)並びに療養介護医療受給者証 ・精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行規則(昭25厚生省令31)に規定する精神障害者保健福祉手帳(同令30条) また、身体障害者福祉法施行規則(昭25厚生省令15)において、個人番号の記載を義務付けている身体障害者手帳(同令7条及び8条)の再交付申請については、地方公共団体における事務の実態等を踏まえつつ、個人番号の記載の省略を検討し、2019年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。 (関係府省:厚生労働省)

平成30年提案 対応状況（静岡県関連）

管理番号	団体名	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	制度の所管・ 関係府省庁	平成30年の地方からの提案等に関する対応方針 (平成30年12月25日閣議決定)記載内容
16	浜松市、熱海市、御殿場市	地方公共団体による道路整備に伴う踏切新設の際の運用の見直し	<p>地方都市において、地方公共団体が道路管理者として道路整備を行うにあたり、道路法第31条に基づき、道路と鉄道が交差する場合は、工事の施行方法及び費用負担について、鉄道事業者とあらかじめ協議・成立させることとなっている。一方で平面交差が認められ、踏切を新設するに至った場合、既存の踏切を除却するよう全国一律の対応を求められるため、調整に多大な時間を要する。</p> <p>迅速な道路整備が可能となるよう、鉄道の運行回数や自動車の通行量等地域の実態、地方公共団体と鉄道事業者の協議状況を考慮するなど、柔軟に対応されたい。</p>	国土交通省	<p>6【国土交通省】</p> <p>(1) 鉄道営業法(明33法65)及び道路法(昭27法180) 鉄道に関する技術上の基準を定める省令(平13国土交通省令151)39条及び道路法31条1項に基づき、道路と鉄道の交差の方式の例外として認められている踏切道の新設については、一律に既存の踏切道の除却を条件とすることのないよう、鉄道事業者及び道路管理者から状況等を聴取し、その結果及び地域の実情を踏まえ、運用基準を明確にする方向で検討し、2018年度中を目途に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>
17	袋井市 【重点34】	産業廃棄物処理施設の設置者における特例の対象となる一般廃棄物の拡大	<p>現在、廃棄物処理法の規定により、一般廃棄物を産業廃棄物事業者が処理できないが、有害物を含む廃棄物については、産業廃棄物処理業者であれば安価に処理が可能であることから、行政代執行による一般廃棄物の処分に限り、廃棄物処理法施行規則第12条の7の16に鉛を含むブラウン管ガラス等の溶融処理を可能とする規定を追加いただきたい。</p>	環境省	—

平成30年提案 対応状況（静岡県関連）

管理番号	団体名	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	制度の所管・ 関係府省庁	平成30年の地方からの提案等に関する対応方針 (平成30年12月25日閣議決定)記載内容
198	静岡県、神奈川県、浜松市、沼津市、三島市、伊東市、富士市、藤枝市、御殿場市、袋井市、湖西市、牧之原市、長泉町、吉田町 【重点10】	子ども・子育て支援新制度の施設給付費等に係る処遇改善Ⅱの配分方法の制約の撤廃	平成29年度から保育士等のキャリアアップの仕組みの導入と技能・経験に応じた処遇の改善のための子ども・子育て支援新制度の施設型給付費等に係る処遇改善加算Ⅱが創設されたが、その運用における加算額の配分方法に制約が課せられている。 キャリアアップの仕組みを導入しているものの、国の想定する職制階層に合致しない施設においては、加算額を適切に配分できず、処遇改善Ⅱの申請を行わない施設もある。 各保育所等の人員配置の実態に見合った処遇改善が可能となるよう現在の国の制約(加算の対象となる人数や金額の配分等)を見直した上で、地域の実情に応じて都道府県知事が副主任保育士等の経験を有すると認めた職員も対象とすることができる制度としていただきたい。	内閣府、文部科学省、厚生労働省	6【内閣府】 (11)子ども・子育て支援法(平24法65) (ii)施設型給付費等に係る処遇改善等加算Ⅱ(特定教育・保育、特別利用保育、特別利用教育、特定地域型保育、特別利用地域型保育、特定利用地域型保育及び特例保育に要する費用の額の算定に関する基準等(平27内閣府告示49)1条35号の5)における加算額の配分方法等については、2018年度と同加算の実施状況等を踏まえ検討し、2019年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。 (関係府省:文部科学省及び厚生労働省)
203	掛川市、島田市、藤枝市、伊豆市、菊川市、牧之原市	公営住宅法第34条に規定されている収入調査手法の拡大	収入申告の真偽を調査・確認できる手だてについて、収入申告等の適切な手続きを怠った退去済み滞納者に対しても課税台帳の閲覧等を可能とする等、調査・確認手法を拡大すること。	総務省、国土交通省	6【国土交通省】 (11)公営住宅法(昭26法193) 家賃の滞納が生じている者への対応については、適切な対応が講じられるよう、入居者の収入状況の報告の請求等(34条)の活用事例を含め、各地方公共団体における取組事例を調査し、地方公共団体に2019年中に周知する。

平成30年提案 対応状況（静岡県関連）

管理番号	団体名	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	制度の所管・ 関係府省庁	平成30年の地方からの提案等に関する対応方針 (平成30年12月25日閣議決定)記載内容
204	掛川市	限定特定行政庁に置くことができる建築主事の資格要件の緩和	建築基準法第97条の2により限定特定行政庁が置くことができる建築主事となる場合に限り、二級建築士試験に合格した者であっても建築基準適合判定資格者検定を受験することを可能とすることで、限定特定行政庁に置くことができる建築主事の資格要件を緩和するよう求める。	国土交通省	—
292	浜松市、裾野市 【重点17】	指定管理者制度の対象となる「公の施設」の拡大	地方自治法第244条の2第3項に規定される指定管理者に管理を行わせることができる施設の対象範囲について、条例を定めれば、「公の施設」とされていない施設でも指定管理者制度を導入できるよう規制緩和を求める。	総務省	6【総務省】 (1) 地方自治法(昭22法67) (ii) 普通地方公共団体が設ける施設のうち、公の施設(244条)に該当しない施設について、包括的民間委託等による施設の効率的かつ効果的な運営管理を行おうとする地方公共団体の検討に資するよう、地方公共団体における先進的な取組事例を整理し、地方公共団体に2018年度中に周知する。

平成30年提案 対応状況（愛知県関連）

管理番号	団体名	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	制度の所管・ 関係府省庁	平成30年の地方からの提案等に関する対応方針 (平成30年12月25日閣議決定)記載内容
2	春日井市	国勢調査調査員選考において税務関係者を避ける要件の廃止	国勢調査における調査員の選考要件の中の「税務に直接関係のない者であること」の記述を削除する。	総務省	6【総務省】 (12)統計法(平19法53) (ii)国勢調査(5条2項)調査員の選考については、地方公共団体及び調査実施者の意見を踏まえつつ、税務関係職員も対象とする方向で検討し、2018年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。
20	豊田市 【重点29】	個人番号記載の住民票の取扱い	住民基本台帳事務処理要領第2-4-(1)-カにおいて代理人による個人番号記載の住民票の交付は法定代理人、任意代理人の別を問わず、請求者本人の住所あてに郵便等で送付することとなっている。一概にすべての代理人に対して郵便等で送付するのではなく、法定代理人にあたる場合は後見人登記簿や戸籍等で関係性を確認し、法定代理人に直接交付できるようにする。	内閣府、個人情報保護委員会、総務省	6【総務省】 (8)住民基本台帳法(昭42法81) 本人等の請求による住民票の写し等の交付については、個人番号を記載した住民票の写し等を成年後見人に対して窓口において交付することが可能であることを明確化するため、2018年中に住民基本台帳事務処理要領(昭42自治省)を改正する。 [措置済み(平成30年11月27日付け総務省自治行政局長通知)]
21	豊田市 【重点4】	放課後児童健全育成事業の基礎資格に係る実務経験(総勤務時間数)の見直し	放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準(平成26年厚生労働省令第63号)の第10条第3項第3号及び第9号において、義務付けられている2年以上の実務経験が2年以上かつ総勤務時間2,000時間程度とされていることについて、地域の実情に即して自治体の裁量で必要な総勤務時間数を判断できるように明確化する。	厚生労働省	6【厚生労働省】 (3)児童福祉法(昭22法164) (i)放課後児童健全育成事業(6条の3第2項及び子ども・子育て支援法(平24法65)59条5号)に従事する者及びその員数(34条の8の2第2項)に係る「従うべき基準」については、現行の基準の内容を「参酌すべき基準」とする。 なお、施行後3年を目途として、その施行の状況を勘案し、放課後児童健全育成事業の質の確保の観点から検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。 (関係府省:文部科学省)

平成30年提案 対応状況（愛知県関連）

管理番号	団体名	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	制度の所管・ 関係府省庁	平成30年の地方からの提案等に関する対応方針 (平成30年12月25日閣議決定)記載内容
73	愛知県	国土利用計画法に基づく土地売買等届出に係る副本提出の義務付け廃止	国土利用計画法の土地売買等の事後届出(第23条第1項)に係る事務について、条例による事務処理特例制度(地方自治法第252条の17の2)により、権限移譲を受けている市町村に係る土地売買等届出書については、副本の提出の義務付けを廃止する。	国土交通省	6【国土交通省】 (17)国土利用計画法(昭49法92) 土地売買等の事後届出(23条1項)の受理に係る事務については、条例による事務処理特例制度(地方自治法(昭22法67)252条の17の2第1項)により、当該事務を処理する権限を移譲されている市町村(特別区を含む。)においては、都道府県との間で届出内容等の情報共有が行われている場合には、正本のみで受理することを可能とし、地方公共団体に2018年度中に通知する。
74	愛知県 【重点26】	食品の特別用途表示の許可申請に係る都道府県経由事務の廃止	健康増進法における特別用途表示の許可申請について、営業所(本社、研究所等)の所在地の都道府県経由事務を廃止し、申請者から直接、内閣総理大臣(消費者庁)へ申請することとする。	消費者庁	6【消費者庁】 (1)健康増進法(平14法103) 申請者が内閣総理大臣に対して行う食品の特別用途表示の許可申請に係る都道府県経由事務(26条2項)については、廃止する。
75	愛知県	地域間幹線系統確保維持費国庫補助金に係る生活交通確保維持改善計画の記載事項の簡素化	地域間幹線系統確保維持費国庫補助金(以下「補助金」という。)の申請に係る、生活交通確保維持改善計画(以下「計画」という。)において記載することとされている「地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額」(以下「維持事業に要する額」という。)の、2・3年目分については、前年度から運行形態(運行距離、運行回数等)に変更がないと予定される場合は記載を不要とする。	国土交通省	6【国土交通省】 (19)地域公共交通確保維持改善事業費補助金 (ii)地域間幹線系統に対する補助の申請時に策定する生活交通確保維持改善計画については、地方公共団体の事務負担を軽減する観点から、補助対象年度以降の費用の総額等の記載について、地域公共交通を確保及び維持するための定量的な目標及び効果等が適切に計画されているかを判断する上で必要性が低いと判断できる場合には省略が可能となるよう見直す方向で検討し、2018年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

平成30年提案 対応状況（愛知県関連）

管理番号	団体名	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	制度の所管・ 関係府省庁	平成30年の地方からの提案等に関する対応方針 (平成30年12月25日閣議決定)記載内容
76	愛知県	地域間幹線系統確保維持費国庫補助金のうち車両購入費に係る金融費用について変動金利を適用した場合の対応の柔軟化	地域間幹線系統確保維持費国庫補助金(以下「補助金」という。)のうち、車両購入費に係る金融費用(借入金の利息)の補助に関し、変動金利を適用している場合には、「生活交通確保維持改善計画(以下「計画」という。)に記載する補助対象経費について、過去一定期間の金利変動幅や金利の平均といった根拠をもとに、安全率を見込んだ数字(上限見込み額)を記載できるようにする」、「変更に係る申請は、借入先から利率変更の通知があったから、速やかに行うこととし、変更後の金利が適用される前に計画の認定が間に合わなかった場合でも、新しい金利を遡及適用する」といった柔軟な対応を可能とする。	国土交通省	6【国土交通省】 (19)地域公共交通確保維持改善事業費補助金 (i)生活交通確保維持改善計画に記載した内容に変更すべき事由が生じた場合の計画の変更時期等については、原則1か月前に変更申請を行う運用としているが、やむを得ない場合は、1か月前でなくとも申請を受け付けることを、都道府県の協議会等において2018年度中に周知する。

平成30年提案 対応状況（三重県関連）

管理番号	団体名	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	制度の所管・ 関係府省庁	平成30年の地方からの提案等に関する対応方針 (平成30年12月25日閣議決定)記載内容
35	名張市 【重点16】	公立社会教育施設の所管に係る決定の弾力化	公立社会教育施設の所管について、現行の関係法令では、教育委員会の所管と規定されていますが、条例により自治体ごとに各社会教育施設の所管を決定できるよう制度改正を求めます。	文部科学省	6【文部科学省】 (6)社会教育法(昭24法207)、図書館法(昭25法118)、博物館法(昭26法285)及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭31法162) 公立社会教育施設については、社会教育の適切な実施の確保に関する一定の担保措置を講じた上で、地方公共団体の判断で条例により地方公共団体の長が所管することを可能とする。
221	宮城県、三重県、広島県、日本創生のための将来世代応援知事同盟	児童福祉施設の実地検査に係る効果的・効率的な運用の見直し	児童福祉施設の実地検査について、対象施設が増加している中、限られた職員数で検査を効果的・効率的に実施し、児童福祉施設の質の向上を図っていくためには、地域の実情に応じた実地検査の実施が必要であると考えます。そのため、例えば、過去の監査において指摘がない(少ない)施設や、実施状況を勘察し、施設の運営に大きな問題がない「優良施設」と認められる場合等には、都道府県の判断で弾力的に検査を実施できるよう、実施頻度に関する規定を見直す等運用の改善を図られたい。 ※認可外保育施設については、通知により弾力的運用が認められている	厚生労働省	6【厚生労働省】 (3)児童福祉法(昭22法164) (xi)児童福祉施設に対する施設監査(施行令38条に基づく実地検査であって、保育所に対して行うものに限る。)については、地方公共団体の事務負担の軽減を図るため、利用者に対する処遇の質の確保に留意しつつ、監査事務を効率化する方向で検討し、2019年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。
222	宮城県、三重県	国定公園特別保護地区内の外来生物である植物の駆除に係る許可を不要とすること	国定公園特別保護地区内において、自然景観や在来植物等の生態系の保全の場合には、特定外来生物以外の外来生物である植物を駆除する行為について、許可を要しない行為として頂きたい	環境省	—

平成30年提案 対応状況（三重県関連）

管理番号	団体名	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	制度の所管・ 関係府省庁	平成30年の地方からの提案等に関する対応方針 (平成30年12月25日閣議決定)記載内容
224	菰野町、三重県 【重点39】	国定公園の指定日前から存在する建築物についての許可基準の緩和	国定公園の指定日より前から存在する建築物について、改築、建替え等の計画がない状態で既存建築物の取り壊しを行う場合であっても、長期間経過後、同じ場所に建築物を設置する際に、元々同じ場所に存在していた建築物を既存建築物とみなして、その規模を超えない建築物が建てられるよう許可基準の緩和を求める。	環境省	—
298	広島県、宮城県、三重県、愛媛県、中国地方知事会	小規模事業者支援法に基づく経営発達支援計画に係る経済産業大臣の認定権限の都道府県への移譲	商工会及び商工会議所による経営発達支援計画に係る経済産業大臣の認定権限について、都道府県知事に移譲する。	経済産業省	4【経済産業省】 (4)商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律(平5法51) 経営発達支援計画の認定(5条)に係る事務・権限については、有識者の意見等を踏まえつつ、国及び都道府県の連携方策を検討し、2018年度中に結論を得る。その結果や当該制度の運用状況、都道府県等の意見を踏まえつつ、必要な措置を講ずる。

平成30年提案 対応状況（滋賀県関連）

管理番号	団体名	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	制度の所管・ 関係府省庁	平成30年の地方からの提案等に関する対応方針 (平成30年12月25日閣議決定)記載内容
38	京都市、滋賀県、堺市、兵庫県、神戸市、鳥取県、徳島県	企業主導型保育事業の開設に係る手続きについて	<p>保育所や小規模保育事業の認可については、「市町村子ども・子育て支援事業計画」に基づいての需給調整が認められているが、企業主導型保育事業は制度上認可外保育施設であり、この需給調整の対象とはならない。</p> <p>地域のニーズ調査等に基づき策定している事業計画との整合性を図り、有効かつ効率的に整備を進めること、また既存の保育園や企業主導型保育事業所が安定的に運営できる必要があることから、企業主導型保育事業の開設に当たり、「地域枠」を設ける際には、自治体へ事前協議を行うようにされたい。</p>	内閣府、厚生労働省	—
57	京都府、滋賀県、京都市、福知山市、舞鶴市、綾部市、宇治市、宮津市、亀岡市、城陽市、向日市、八幡市、京田辺市、京丹後市、木津川市、大山崎町、久御山町、井手町、宇治田原町、笠置町、和束町、南山城村、京丹波町、伊根町、与謝野町、大阪府、堺市、兵庫県、神戸市、和歌山県、鳥取県、徳島県	財政健全化法に基づく健全化判断比率の算定・報告の一元化	<p>地方公共団体の財政の健全化に関する法律(以下、「財政健全化法」という。)に基づく健全化判断比率の算定・報告について、全国の地方公共団体に共通の法定事務であり、今後も総務省において継続調査することが想定される事務であることから、自動転記等の機能を備えた普通交付税算定、決算統計と一元化された電子調査表システムを構築することにより、効率的に事務を進め、財政健全化法第3条に規定する「速やかな公表」が可能となることを求める。</p>	総務省	<p>6【総務省】</p> <p>(13)地方公共団体の財政の健全化に関する法律(平19法94)</p> <p>地方公共団体の健全化判断比率・資金不足比率の算定及び報告(3条1項、22条1項)については、詳細なシステム改修の内容や費用負担について地方公共団体と協議の上、総務省の保有するシステムから活用可能なデータのうち、健全化判断比率・資金不足比率の算定に必要なデータを活用し、所定の様式に自動転記して提供する方向で検討し、2019年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>

【重点51】

平成30年提案 対応状況（滋賀県関連）

管理番号	団体名	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	制度の所管・ 関係府省庁	平成30年の地方からの提案等に関する対応方針 (平成30年12月25日閣議決定)記載内容
58	京都府、滋賀県、和歌山県、鳥取県	高度化資金貸付金の違約金支払手続きに係る請求書発行依頼の義務付けの廃止	高度化資金貸付金の違約金支払手続きに係る請求書発行依頼の義務付けを廃止することにより、事務処理期間の短縮及び都道府県の事務負担軽減を図られることを求める。	経済産業省	—
59	京都府、滋賀県、京都市、大阪府、兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県、関西広域連合	中小企業等協同組合からの暴力団排除のための中小企業等協同組合法の改正	中小企業等協同組合から暴力団を排除することができるよう、条例委任又は法改正による暴力団排除条項の追加を行うこと。	警察庁、金融庁、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省	6【警察庁】 (1)中小企業等協同組合法(昭24法181) 中小企業等協同組合法への暴力団排除条項の導入については、同法に基づき設立された組合に暴力団員等が関与し、その活動を通じて暴力団の威力が行使され、組合員の公正な経済活動の機会を確保するなどの措置が必要であるかを検討し、2019年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。 (関係府省:金融庁、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省及び環境省)
60	京都府、滋賀県、京都市、大阪府、兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県、関西広域連合	災害復旧事業の重要変更協議案件の基準の緩和	災害復旧事業において農林水産省との協議が必要となる重要変更の基準の緩和	農林水産省	6【農林水産省】 (4)農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律(昭25法169) (ii)災害復旧事業の変更については、工事費の額の変更協議を要する金額の要件を検討し、2018年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。
64	京都府、滋賀県、大阪府、兵庫県、鳥取県、関西広域連合	原子力関係交付金の事務の簡素化	①「放射線監視等交付金」(原子力規制庁)及び②「原子力発電施設等緊急時安全対策交付金」(内閣府)(ただし、環境放射線モニタリングに係る部分に限る。)の経費算出に係る様式の統一など事務手続きの簡素化	内閣府、環境省	6【内閣府】 (15)放射線監視等交付金及び原子力発電施設等緊急時安全対策交付金 放射線監視等交付金及び原子力発電施設等緊急時安全対策交付金の交付に係る事務手続については、ヒアリング時期を含め、地方公共団体の事務負担軽減や円滑化等に可能な限り配慮するとともに、両交付金における事業の実施計画の変更や、資機材の取得及び整備等に関する各種相談についても引き続き対応していく。 (関係府省:環境省)

平成30年提案 対応状況（滋賀県関連）

管理番号	団体名	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	制度の所管・ 関係府省庁	平成30年の地方からの提案等に関する対応方針 (平成30年12月25日閣議決定)記載内容
113	大阪府、滋賀県、堺市、兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県、関西広域連合	処遇改善等加算の認定権限の移譲	都道府県知事、指定都市及び中核市において行うこととされている処遇改善等加算の認定に係る権限を、各市町村へと移譲する。	内閣府、文部科学省、厚生労働省	5【内閣府】 (1)子ども・子育て支援法(平24法65) 施設型給付費等に係る処遇改善等加算の認定に係る事務・権限については、都道府県と加算の認定の実施を希望する市町村の間で協議が整った場合に、当該市町村に移譲する方向で検討し、2019年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。 (関係府省:文部科学省及び厚生労働省)
114	大阪府、滋賀県、京都市、堺市、兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県、関西広域連合	保育士等キャリアアップ研修の実施方法を含めた在り方の見直し	保育士等の処遇改善加算Ⅱの要件となっている保育士等キャリアアップ研修について、代替保育等の確保が困難な状況にある中、研修の受講が困難であることを鑑み、実施方法について通信制やeラーニング、ビデオ学習による方法を認める等の見直しを図りたい。 ※指定保育士養成施設においては通信制による履修が認められており、類似研修の介護支援専門員資質向上事業実施要綱においては、各研修における講義の一部又は全部を通信学習とすることができると厚生労働省から通知。	内閣府、文部科学省、厚生労働省	6【内閣府】 (12)子ども・子育て支援法(平24法65)及び保育士等キャリアアップ研修 保育士等キャリアアップ研修の実施方法については、eラーニング等による研修の実施が可能であることを明確化するため、研修の効果的な実施方法等の留意事項を含め、地方公共団体に2019年度中に通知するとともに、eラーニングによる研修を実施する際の参考映像を作成し、提供する。 (関係府省:文部科学省及び厚生労働省)

平成30年提案 対応状況（滋賀県関連）

管理番号	団体名	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	制度の所管・ 関係府省庁	平成30年の地方からの提案等に関する対応方針 (平成30年12月25日閣議決定)記載内容
130	鳥取県、滋賀県、京都府、大阪府、堺市、兵庫県、神戸市、和歌山県、徳島県、中国地方知事会、日本創生のための将来世代応援知事同盟 【重点3】	児童養護施設の保育士配置基準の緩和	児童養護施設には保育士を配置することとされているが、幼稚園教諭の資格取得者を配置しても、現行の基準では求められる職員数に含めることができない。幼稚園教諭の役割は、児童の健やかな成長のためにその心身の発達を助長することであり、児童養護施設で生活する児童に対しても保育士同様にその役割を十分果たし得る職種である。よって、現在、保育士を配置することと定められている職種の規定を、幼稚園教諭の資格取得者も配置できるよう要望する。	厚生労働省	6【厚生労働省】 (3)児童福祉法(昭22法164) (viii)児童養護施設等の児童指導員の資格要件については、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭23厚生省令63)を2018年度中に改正し、幼稚園教諭の免許状を有する者を加える。
166	兵庫県、滋賀県、京都府、徳島県 【重点40】	国立公園の集団施設地区において企業保養所等を公園事業(宿舍)として認める要件の明確化及び認可権限の都道府県知事への移譲	国立公園の集団施設地区内で、施設の一部を一般利用に供する企業保養所等を、公園事業(宿舍)として位置付ける要件(参酌基準)を示すこと。あわせて、認可権限を都道府県知事に移譲すること。	環境省	6【環境省】 (4)自然公園法(昭32法161) 国立公園事業取扱要領(平23環境省自然環境局)第10の1(7)に定める国立公園事業の執行の協議(10条2項)又は認可(同条3項)の審査基準については、企業保養所等が国立公園事業のうち、宿舍事業として認められる具体的な要件の明確化を求めるニーズを踏まえ、国立公園事業として公益性・公平性を確保できる基準を設定するための実態調査等を行う。その結果に基づき当該要件を明確化し、都道府県に2019年9月までに通知する。
167	兵庫県、滋賀県、京都府、京都市、大阪府、上郡町、和歌山県、鳥取県、徳島県、関西広域連合、兵庫県町村会	移住希望地域で空き家を活用した生活体験に対する旅館業法の適用除外	移住希望者が当該市町に移住する目的で、移住希望地域での生活を体験する間に、市町の空き家バンクに登録済みの空き家でお試し居住する場合は、特定の空き家を取得又は賃貸する前提で短期居住する場合と同じく旅館業法の適用除外とすること。	厚生労働省	6【厚生労働省】 (11)旅館業法(昭23法138) 移住希望者の空き家物件への短期居住については、地域のニーズに応じた空き家物件を活用した移住希望者への生活体験事業を推進する観点から、旅館業法に基づく営業許可の要否を地方公共団体が的確に判断できるよう、旅館業法の適用外となる場合について通知した「移住希望者の空き家物件への短期居住等に係る旅館業法の運用について」(平28厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生・食品安全部生活衛生課長)の趣旨を、全国会議を通じて地方公共団体に2019年中に周知する。

平成30年提案 対応状況（滋賀県関連）

管理番号	団体名	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	制度の所管・ 関係府省庁	平成30年の地方からの提案等に関する対応方針 (平成30年12月25日閣議決定)記載内容
169	兵庫県、多可町、滋賀県、京都府、堺市、神戸市、和歌山県、鳥取県、徳島県、兵庫県町村会 【重点23】	介護保険における施設移転に際しての住所地特例の継続	住所地特例の対象外とされている施設のうち、対象施設の同一市町内にある認知症高齢者グループホームを住所地特例の対象とすること。	厚生労働省	6【厚生労働省】 (27)介護保険法(平9法123) (vii)住所地特例(13条)については、住所地特例対象施設を有する市町村(特別区を含む。以下この事項において同じ。)と当該住所地特例対象施設に入所する前の市町村の関係性について整理し、地方公共団体に2018年中に周知する。また、住所地特例対象施設の入所者が、直接、認知症対応型共同生活介護事業所(認知症高齢者グループホーム)へ入居する事例において、住所地特例の適用や区域外指定の活用による対応が困難な場合について、その実態や市町村の介護給付費に与える影響等を2019年度中に調査した上で、住所地特例の適用や区域外指定の活用による対応について地方公共団体の意見を踏まえて検討し、2021年度からの第8期介護保険事業計画の策定に向けて結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。
180	兵庫県、滋賀県、大阪府、堺市、明石市、鳥取県、徳島県、関西広域連合 【重点9】	児童相談所設置市(中核市)において療育手帳を交付することができることを明確化する通知の見直し	児童相談所を設置している中核市が療育手帳の判定と交付を合わせて実施できるよう、療育手帳制度に係る厚生事務次官通知を見直すこと。	厚生労働省	5【厚生労働省】 (3)療育手帳制度に関する事務 療育手帳制度に関する事務については、児童相談所を設置している中核市において療育手帳の交付に係る決定が可能であることを明確化し、その旨を地方公共団体に2018年度中に周知する方向で検討し、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。
181	兵庫県、滋賀県、京都府、大阪府、和歌山県、徳島県 【重点13】	農地中間管理機構が行う単純な業務の委託に係る知事承認の廃止	農地中間管理機構は農地中間管理事業に係る業務の一部を他の者に委託しようとするときは、あらかじめ都道府県知事の承認を受けなければならないとされているが、(i)農地管理(草刈り、突発的な水路の補修、稲刈り・田植え等)、(ii)普及啓発(チラシ・図面作成、シンポジウム開催等)の「単純な業務」に限り知事承認を不要とする。 なお、農用地等の貸付・借受申込の受付や申請書類の内容確認等、「単純な業務」と認められがたいものや恣意性の排除が必要な業務については従前のおり知事承認を要することとする。	農林水産省	6【農林水産省】 (7)農業経営基盤強化促進法(昭55法65)及び農地中間管理事業の推進に関する法律(平25法101) (iii)農地中間管理機構が行う単純な業務に係る委託については、都道府県知事の事前承認(同法22条2項)を不要とする方向で検討し、2018年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

平成30年提案 対応状況（京都府関連）

管理番号	団体名	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	制度の所管・ 関係府省庁	平成30年の地方からの提案等に関する対応方針 (平成30年12月25日閣議決定)記載内容
38	京都市、滋賀県、堺市、兵庫県、神戸市、鳥取県、徳島県	企業主導型保育事業の開設に係る手続きについて	<p>保育所や小規模保育事業の認可については、「市町村子ども・子育て支援事業計画」に基づいての需給調整が認められているが、企業主導型保育事業は制度上認可外保育施設であり、この需給調整の対象とはならない。</p> <p>地域のニーズ調査等に基づき策定している事業計画との整合性を図り、有効かつ効率的に整備を進めること、また既存の保育園や企業主導型保育事業所が安定的に運営できる必要があることから、企業主導型保育事業の開設に当たり、「地域枠」を設ける際には、自治体へ事前協議を行うようにされたい。</p>	内閣府、厚生労働省	—
56	京都府、京都市、堺市、兵庫県、神戸市、和歌山県、鳥取県、徳島県	会計年度所属区分について、「当該行為の履行があった日」の見直し	<p>歳出の会計年度所属区分について、「当該行為の履行があった日」の属する年度と整理する場合の「履行があった日」とは、履行確認(検査)の日に限ることなく、期間帰属の観点から、翌年度に行為の完了を確認することにより、旧年度中に当該行為の履行があったと認められる日も含まれるという解釈を示されたい。</p>	総務省	—

平成30年提案 対応状況（京都府関連）

管理番号	団体名	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	制度の所管・ 関係府省庁	平成30年の地方からの提案等に関する対応方針 (平成30年12月25日閣議決定)記載内容
57	京都府、滋賀県、京都市、福知山市、舞鶴市、綾部市、宇治市、宮津市、亀岡市、城陽市、向日市、八幡市、京田辺市、京丹後市、木津川市、大山崎町、久御山町、井手町、宇治田原町、笠置町、和束町、南山城村、京丹波町、伊根町、与謝野町、大阪府、堺市、兵庫県、神戸市、和歌山県、鳥取県、徳島県 【重点51】	財政健全化法に基づく健全化判断比率の算定・報告の一元化	地方公共団体の財政の健全化に関する法律（以下、「財政健全化法」という。）に基づく健全化判断比率の算定・報告について、全国の地方公共団体に共通の法定事務であり、今後も総務省において継続調査することが想定される事務であることから、自動転記等の機能を備えた普通交付税算定、決算統計と一元化された電子調査表システムを構築することにより、効率的に事務を進め、財政健全化法第3条に規定する「速やかな公表」が可能となることを求める。	総務省	6【総務省】 (13)地方公共団体の財政の健全化に関する法律(平19法94) 地方公共団体の健全化判断比率・資金不足比率の算定及び報告(3条1項、22条1項)については、詳細なシステム改修の内容や費用負担について地方公共団体と協議の上、総務省の保有するシステムから活用可能なデータのうち、健全化判断比率・資金不足比率の算定に必要となるデータを活用し、所定の様式に自動転記して提供する方向で検討し、2019年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。
58	京都府、滋賀県、和歌山県、鳥取県	高度化資金貸付金の違約金支払手続きに係る請求書発行依頼の義務付けの廃止	高度化資金貸付金の違約金支払手続きに係る請求書発行依頼の義務付けを廃止することにより、事務処理期間の短縮及び都道府県の事務負担軽減を図られることを求める。	経済産業省	—

平成30年提案 対応状況（京都府関連）

管理番号	団体名	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	制度の所管・ 関係府省庁	平成30年の地方からの提案等に関する対応方針 (平成30年12月25日閣議決定)記載内容
59	京都府、滋賀県、京都市、大阪府、兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県、関西広域連合	中小企業等協同組合からの暴力団排除のための中小企業等協同組合法の改正	中小企業等協同組合から暴力団を排除することができるよう、条例委任又は法改正による暴力団排除条項の追加を行うこと。	警察庁、金融庁、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省	6【警察庁】 (1) 中小企業等協同組合法(昭24法181) 中小企業等協同組合法への暴力団排除条項の導入については、同法に基づき設立された組合に暴力団員等が関与し、その活動を通じて暴力団の威力が行使され、組合員の公正な経済活動の機会を確保するなどの措置が必要であるかを検討し、2019年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。 (関係府省: 金融庁、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省及び環境省)
60	京都府、滋賀県、京都市、大阪府、兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県、関西広域連合	災害復旧事業の重要変更協議案件の基準の緩和	災害復旧事業において農林水産省との協議が必要となる重要変更の基準の緩和	農林水産省	6【農林水産省】 (4) 農林水産省施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律(昭25法169) (ii) 災害復旧事業の変更については、工事費の額の変更協議を要する金額の要件を検討し、2018年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。
61	京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県 【重点50】	海区漁業調整委員会の公選委員に欠員が生じた際における、補欠選挙実施基準の緩和	海区漁業調整委員会の公選委員の補欠選挙について、公職選挙法上の他の選挙同様、例えば、その当選人の不足数と足して2人以上に達したときとする等、補欠選挙実施基準の緩和を求める。	農林水産省	6【農林水産省】 (3) 漁業法(昭24法267) 海区漁業調整委員会の公選委員に欠員が生じた際の補欠選挙については、廃止する。
64	京都府、滋賀県、大阪府、兵庫県、鳥取県、関西広域連合	原子力関係交付金の事務の簡素化	①「放射線監視等交付金」(原子力規制庁)及び②「原子力発電施設等緊急時安全対策交付金」(内閣府)(ただし、環境放射線モニタリングに係る部分に限る。)の経費算出に係る様式の統一など事務手続きの簡素化	内閣府、環境省	6【内閣府】 (15) 放射線監視等交付金及び原子力発電施設等緊急時安全対策交付金 放射線監視等交付金及び原子力発電施設等緊急時安全対策交付金の交付に係る事務手続については、ヒアリング時期を含め、地方公共団体の事務負担軽減や円滑化等に可能な限り配慮するとともに、両交付金における事業の実施計画の変更や、資機材の取得及び整備等に関する各種相談についても引き続き対応していく。 (関係府省: 環境省)

平成30年提案 対応状況（京都府関連）

管理番号	団体名	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	制度の所管・ 関係府省庁	平成30年の地方からの提案等に関する対応方針 (平成30年12月25日閣議決定)記載内容
65	京都府	地方創生推進交付金における間接補助金の交付完了日の見直し	地方創生推進交付金について、間接補助を行う場合、年度末までに間接補助金の交付を完了しなければならないとされており、年度末まで間接補助事業者が事業を行う場合、現状の交付手続では十分な事業期間を確保できないことから、間接補助金の交付完了日の見直しを求める	内閣府	—
111	大阪府、京都市、守口市、兵庫県、神戸市、和歌山県、鳥取県、徳島県、関西広域連合	幼保連携型以外の認定こども園の認定手続きに係る協議の見直しについて	幼保連携型以外の認定こども園の認定手続きにおいて、市町村立の施設の認定の場合は、当該認定の申請に係る施設が所在する市町村の長への協議を不要とする。	内閣府、文部科学省、厚生労働省	6【内閣府】 (10)就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平18法77) (i)幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定に係る都道府県知事から市町村長(指定都市市長及び中核市市長を除く。)への協議(3条6項)については、当該認定こども園の設置者が市町村(指定都市及び中核市を除く。)である場合には不要であることを明確化するため、地方公共団体に2018年度中に周知する。 (関係府省:文部科学省及び厚生労働省)
112	大阪府、京都市、堺市、兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県、関西広域連合	保育所から幼保連携型認定こども園へ移行する際(運営法人や建物構造に変更がない場合)の財産処分手続に係る添付書類の簡素化	保育所から幼保連携型認定こども園へ移行する際の財産処分手続に係る添付書類を簡素化する	厚生労働省	6【厚生労働省】 (39)補助事業等により取得した財産の財産処分に関する事務 保育所から幼保連携型認定こども園へ移行する場合の財産の転用については、対象施設の写真等の添付の省略及び代替が可能となるよう、「厚生労働省所管一般会計補助金等に係る財産処分について」(平20厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知)を2018年度中に改正する。

平成30年提案 対応状況（京都府関連）

管理番号	団体名	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	制度の所管・ 関係府省庁	平成30年の地方からの提案等に関する対応方針 (平成30年12月25日閣議決定)記載内容
114	大阪府、滋賀県、京都市、堺市、兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県、関西広域連合	保育士等キャリアアップ研修の実施方法を含めた在り方の見直し	保育士等の処遇改善加算Ⅱの要件となっている保育士等キャリアアップ研修について、代替保育等の確保が困難な状況にある中、研修の受講が困難であることを鑑み、実施方法について通信制やeラーニング、ビデオ学習による方法を認める等の見直しを図りたい。 ※指定保育士養成施設においては通信制による履修が認められており、類似研修の介護支援専門員資質向上事業実施要綱においては、各研修における講義の一部又は全部を通信学習とすることができると厚生労働省から通知。	内閣府、文部科学省、厚生労働省	6【内閣府】 (12)子ども・子育て支援法(平24法65)及び保育士等キャリアアップ研修 保育士等キャリアアップ研修の実施方法については、eラーニング等による研修の実施が可能であることを明確化するため、研修の効果的な実施方法等の留意事項を含め、地方公共団体に2019年度中に通知するとともに、eラーニングによる研修を実施する際の参考映像を作成し、提供する。 (関係府省:文部科学省及び厚生労働省)
129	鳥取県、京都府、京都市、兵庫県、和歌山県、広島県、山口県、徳島県 【重点42】	自家用有償旅客運送による貨客混載の許可基準の緩和	自家用有償旅客運送による過疎地域等における少量貨物の有償運送について、地域公共交通会議等で協議が調った場合には、道路運送法第78条第3号に基づく許可なく少量貨物運送を実施することができることとする、自家用有償旅客運送による過疎地域等における少量貨物の有償運送に係る道路運送法第78条第3号に基づく許可を受ける際に必要な、地域の貨物自動車運送事業者の同意を得たこととする等自家用有償旅客運送による少量貨物有償運送の要件・手続きを緩和する。	国土交通省	6【国土交通省】 (9)道路運送法(昭26法183) 自家用有償旅客運送者(79条)による過疎地域等における少量貨物の有償運送に係る78条3号に基づく許可については、地域の実情に応じて自家用有償旅客運送を円滑に実施することが可能となるよう、以下のとおりとする。 ・市町村及び関連性が高いと考えられる貨物自動車運送事業者(又はそれを代表し得る者)等を構成員に含む協議会等(地域公共交通会議(施行規則9条の2)を含む。)の場で協議が調った場合には、運輸支局長が対象地域を判断するに当たって必要に応じて行うこととされている関係者からの意見の聴取を要しないこととし、地方運輸局に2018年度中に通知する。 ・地方公共団体及び地方運輸局に対する情報提供等により、当該許可の迅速かつ柔軟な運用に努める。 ・当該許可の在り方については、自家用有償旅客運送者による過疎地域等における少量貨物の有償運送に係る運送の実態やニーズの動向等を検証しつつ、引き続き検討する。

平成30年提案 対応状況（京都府関連）

管理番号	団体名	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	制度の所管・ 関係府省庁	平成30年の地方からの提案等に関する対応方針 (平成30年12月25日閣議決定)記載内容
130	鳥取県、滋賀県、京都府、大阪府、堺市、兵庫県、神戸市、和歌山県、徳島県、中国地方知事会、日本創生のための将来世代応援知事同盟 【重点3】	児童養護施設の保育士配置基準の緩和	児童養護施設には保育士を配置することとされているが、幼稚園教諭の資格取得者を配置しても、現行の基準では求められる職員数に含めることができない。幼稚園教諭の役割は、児童の健やかな成長のためにその心身の発達を助長することであり、児童養護施設で生活する児童に対しても保育士同様にその役割を十分果たし得る職種である。よって、現在、保育士を配置することと定められている職種の規定を、幼稚園教諭の資格取得者も配置できるよう要望する。	厚生労働省	6【厚生労働省】 (3)児童福祉法(昭22法164) (viii)児童養護施設等の児童指導員の資格要件については、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭23厚生省令63)を2018年度中に改正し、幼稚園教諭の免許状を有する者を加える。
166	兵庫県、滋賀県、京都府、徳島県 【重点40】	国立公園の集団施設地区において企業保養所等を公園事業(宿舍)として認める要件の明確化及び認可権限の都道府県知事への移譲	国立公園の集団施設地区内で、施設の一部を一般利用に供する企業保養所等を、公園事業(宿舍)として位置付ける要件(参酌基準)を示すこと。あわせて、認可権限を都道府県知事に移譲すること。	環境省	6【環境省】 (4)自然公園法(昭32法161) 国立公園事業取扱要領(平23環境省自然環境局)第10の1(7)に定める国立公園事業の執行の協議(10条2項)又は認可(同条3項)の審査基準については、企業保養所等が国立公園事業のうち、宿舍事業として認められる具体的な要件の明確化を求めるニーズを踏まえ、国立公園事業として公益性・公平性を確保できる基準を設定するための実態調査等を行う。その結果に基づき当該要件を明確化し、都道府県に2019年9月までに通知する。
167	兵庫県、滋賀県、京都府、京都市、大阪府、上郡町、和歌山県、鳥取県、徳島県、関西広域連合、兵庫県町村会	移住希望地域で空き家を活用した生活体験に対する旅館業法の適用除外	移住希望者が当該市町に移住する目的で、移住希望地域での生活を体験する間に、市町の空き家バンクに登録済みの空き家でお試し居住する場合は、特定の空き家を取得又は賃貸する前提で短期居住する場合と同じく旅館業法の適用除外とすること。	厚生労働省	6【厚生労働省】 (11)旅館業法(昭23法138) 移住希望者の空き家物件への短期居住については、地域のニーズに応じた空き家物件を活用した移住希望者への生活体験事業を推進する観点から、旅館業法に基づく営業許可の可否を地方公共団体が的確に判断できるよう、旅館業法の適用外となる場合について通知した「移住希望者の空き家物件への短期居住等に係る旅館業法の運用について」(平28厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生・食品安全部生活衛生課長)の趣旨を、全国会議を通じて地方公共団体に2019年中に周知する。

平成30年提案 対応状況（京都府関連）

管理番号	団体名	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	制度の所管・ 関係府省庁	平成30年の地方からの提案等に関する対応方針 (平成30年12月25日閣議決定)記載内容
169	兵庫県、多可町、滋賀県、京都府、堺市、神戸市、和歌山県、鳥取県、徳島県、兵庫県町村会 【重点23】	介護保険における施設移転に際しての住所地特例の継続	住所地特例の対象外とされている施設のうち、対象施設の同一市町内にある認知症高齢者グループホームを住所地特例の対象とすること。	厚生労働省	6【厚生労働省】 (27)介護保険法(平9法123) (vii)住所地特例(13条)については、住所地特例対象施設を有する市町村(特別区を含む。以下この事項において同じ。)と当該住所地特例対象施設に入所する前の市町村の関係性について整理し、地方公共団体に2018年中に周知する。また、住所地特例対象施設の入所者が、直接、認知症対応型共同生活介護事業所(認知症高齢者グループホーム)へ入居する事例において、住所地特例の適用や区域外指定の活用による対応が困難な場合について、その実態や市町村の介護給付費に与える影響等を2019年度中に調査した上で、住所地特例の適用や区域外指定の活用による対応について地方公共団体の意見を踏まえて検討し、2021年度からの第8期介護保険事業計画の策定に向けて結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。
170	兵庫県、京都府、京都市、大阪府、神戸市、和歌山県、鳥取県、徳島県、関西広域連合 【重点24】	介護老人保健施設と看護小規模多機能型事業所について、定期借地権を利用した未利用国有地の減額貸付対象化	社会福祉法第2条に規定する事業外の施設(介護老人保健施設と看護小規模多機能型事業所)を、定期借地権を利用した未利用国有地の減額貸付の対象とすること。	財務省、厚生労働省	6【財務省】 (3)社会福祉法(昭26法45)及び国有財産特別措置法(昭27法219) 介護施設整備に係る未利用国有地の減額貸付の対象施設については、以下のとおりとする。 ・対象施設に看護小規模多機能型居宅介護のうち小規模多機能型居宅介護に係るものを加えることを、地方公共団体に2018年度中に周知する。 (関係府省:厚生労働省) ・対象施設となる介護老人保健施設の範囲を明確化するため、地方公共団体に2018年度中に周知する。 (関係府省:厚生労働省)
178	兵庫県、京都府、京都市、大阪府、堺市、八尾市、神戸市、播磨町、和歌山県、兵庫県町村会	投票管理者選任要件を「選挙権を有する者」に緩和	当日投票における投票管理者及びその職務代理者の選任条件を「当該選挙の選挙権を有する者」から「選挙権を有する者」に改めるよう改正されたい。	総務省	6【総務省】 (3)公職選挙法(昭25法100) (ii)投票管理者(37条2項)及び投票管理者の職務代理者(施行令24条1項)の選任要件については、市区町村が幅広く選任できるよう法制的な面から具体的な要件緩和の在り方を検討し、2018年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

平成30年提案 対応状況（京都府関連）

管理番号	団体名	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	制度の所管・ 関係府省庁	平成30年の地方からの提案等に関する対応方針 (平成30年12月25日閣議決定)記載内容
179	兵庫県、京都府、神戸市、播磨町、和歌山県、兵庫県町村会	投票立会人選任要件を「選挙権を有する者」に緩和	投票立会人の選任要件である「各投票区における選挙人名簿に登録された者」について、投票環境の向上を進めるため、期日前投票所や共通投票所と同様に投票区の要件を外して「選挙権を有する者」に緩和すること。	総務省	6【総務省】 (3)公職選挙法(昭25法100) (iii)投票立会人(38条1項)の選任要件については、市区町村が幅広く選任できるよう法制的な面から具体的な要件緩和の在り方を検討し、2018年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。
181	兵庫県、滋賀県、京都府、大阪府、和歌山県、徳島県 【重点13】	農地中間管理機構が行う単純な業務の委託に係る知事承認の廃止	農地中間管理機構は農地中間管理事業に係る業務の一部を他の者に委託しようとするときは、あらかじめ都道府県知事の承認を受けなければならないとされているが、(i)農地管理(草刈り、突発的な水路の補修、稲刈り・田植え等)、(ii)普及啓発(チラシ・図面作成、シンポジウム開催等)の「単純な業務」に限り知事承認を不要とする。 なお、農用地等の貸付・借受申込の受付や申請書類の内容確認等、「単純な業務」と認められがたいものや恣意性の排除が必要な業務については従前のおり知事承認を要することとする。	農林水産省	6【農林水産省】 (7)農業経営基盤強化促進法(昭55法65)及び農地中間管理事業の推進に関する法律(平25法101) (iii)農地中間管理機構が行う単純な業務に係る委託については、都道府県知事の事前承認(同法22条2項)を不要とする方向で検討し、2018年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

平成30年提案 対応状況（京都府関連）

管理番号	団体名	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	制度の所管・ 関係府省庁	平成30年の地方からの提案等に関する対応方針 (平成30年12月25日閣議決定)記載内容
183	兵庫県、京都市、大阪府、堺市、稲美町、和歌山県、鳥取県、関西広域連合、兵庫県町村会	認可地縁団体が所有する不動産に係る登記申請の特例に一部名義人が認可地縁団体の場合を追加	認可地縁団体が所有する不動産に係る登記申請の特例について、当該特例制度が導入される以前に、認可地縁団体と「所在が不明である構成員」との共有名義として登記された不動産においても、認可地縁団体が所有する不動産の登記申請の特例が使えるよう、登記名義人が自然人であるという制限を緩和し、市町長が特例の申請を受理し、手続きの上、証明書を交付できるようにすること。	総務省	6【総務省】 (1) 地方自治法(昭22法67) (iii) 認可地縁団体の不動産登記の特例(260条の38)については、認可地縁団体が所有する不動産において、その登記の表題部所有者又は登記名義人の一部に当該認可地縁団体が含まれる場合であっても適用が可能であることを明確化するため、地方公共団体に2018年中に通知する。 [措置済み(平成30年11月27日付け総務省自治行政局住民制度課長通知)]
210	大阪市、京都市、堺市、箕面市、兵庫県、神戸市、和歌山県、鳥取県、徳島県 【重点12】	育児休業等の期間延長にかかる要件緩和	育児休業の取得及び育児休業給付金の支給期間の延長要件である「保育が実施されない場合」の挙証資料を、入所保留通知書の提出がなくても育児休業等の延長が可能になるように制度を改正して欲しい。	厚生労働省	6【厚生労働省】 (4) 児童福祉法(昭22法164)、雇用保険法(昭49法116)及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(平3法76) 育児休業及び育児休業給付金の期間延長に係る手続については、保育所等の利用調整における公平性を確保するとともに、育児休業等の制度の適切な運用を図るため、以下のとおりとする。 ・保育所等の利用調整に当たり、保護者からの申込みのうち、保育の必要性の高い者を優先的に取り扱うため、所要の調整方法を地方公共団体に2018年度中に通知する。 ・育児休業等の制度の趣旨に則った同制度の活用を促す方法について検討し、2018年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。 なお、育児休業等の延長制度の在り方については、提案の趣旨や保育所の整備状況等を踏まえつつ、中長期的に検討を行い、必要な措置を講ずる。

平成30年提案 対応状況（大阪府関連）

管理番号	団体名	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	制度の所管・ 関係府省庁	平成30年の地方からの提案等に関する対応方針 (平成30年12月25日閣議決定)記載内容
34	東大阪市 【重点6】	放課後等デイサービス利用対象児童の拡大	現行規定では、学校教育法第一条に規定する学校に通う児童のみが放課後等デイサービスを受けることができるが、学校教育法第二百二十四条に規定する専修学校に通う児童においても、放課後等デイサービスを受けることを可能とするよう児童福祉法の基準の緩和を求める。	厚生労働省	6【厚生労働省】 (3)児童福祉法(昭22法164) (xii)放課後等デイサービスの利用対象児童については、利用実態等に係る調査を行い、現行の利用対象児童の範囲の考え方等も踏まえつつ、2019年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。
38	京都市、滋賀県、堺市、兵庫県、神戸市、鳥取県、徳島県	企業主導型保育事業の開設に係る手続きについて	保育所や小規模保育事業の認可については、「市町村子ども・子育て支援事業計画」に基づいての需給調整が認められているが、企業主導型保育事業は制度上認可外保育施設であり、この需給調整の対象とはならない。 地域のニーズ調査等に基づき策定している事業計画との整合性を図り、有効かつ効率的に整備を進めること、また既存の保育園や企業主導型保育事業所が安定的に運営できる必要があることから、企業主導型保育事業の開設に当たり、「地域枠」を設ける際には、自治体へ事前協議を行うようにされたい。	内閣府、厚生労働省	—

平成30年提案 対応状況（大阪府関連）

管理番号	団体名	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	制度の所管・ 関係府省庁	平成30年の地方からの提案等に関する対応方針 (平成30年12月25日閣議決定)記載内容
56	京都府、京都市、堺市、兵庫県、神戸市、和歌山県、鳥取県、徳島県	会計年度所属区分について、「当該行為の履行があった日」の見直し	歳出の会計年度所属区分について、「当該行為の履行があった日」の属する年度と整理する場合の「履行があった日」とは、履行確認(検査)の日に限ることなく、期間帰属の観点から、翌年度に行為の完了を確認することにより、旧年度中に当該行為の履行があったと認められる日も含まれるという解釈を示されたい。	総務省	—
57	京都府、滋賀県、京都市、福知山市、舞鶴市、綾部市、宇治市、宮津市、亀岡市、城陽市、向日市、八幡市、京田辺市、京丹後市、木津川市、大山崎町、久御山町、井手町、宇治田原町、笠置町、和束町、南山城村、京丹波町、伊根町、与謝野町、大阪府、堺市、兵庫県、神戸市、和歌山県、鳥取県、徳島県 【重点51】	財政健全化法に基づく健全化判断比率の算定・報告の一元化	地方公共団体の財政の健全化に関する法律(以下、「財政健全化法」という。)に基づく健全化判断比率の算定・報告について、全国の地方公共団体に共通の法定事務であり、今後も総務省において継続調査することが想定される事務であることから、自動転記等の機能を備えた普通交付税算定、決算統計と一元化された電子調査表システムを構築することにより、効率的に事務を進め、財政健全化法第3条に規定する「速やかな公表」が可能となることを求める。	総務省	6【総務省】 (13)地方公共団体の財政の健全化に関する法律(平19法94) 地方公共団体の健全化判断比率・資金不足比率の算定及び報告(3条1項、22条1項)については、詳細なシステム改修の内容や費用負担について地方公共団体と協議の上、総務省の保有するシステムから活用可能なデータのうち、健全化判断比率・資金不足比率の算定に必要となるデータを活用し、所定の様式に自動転記して提供する方向で検討し、2019年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

平成30年提案 対応状況（大阪府関連）

管理番号	団体名	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	制度の所管・ 関係府省庁	平成30年の地方からの提案等に関する対応方針 (平成30年12月25日閣議決定)記載内容
59	京都府、滋賀県、京都市、大阪府、兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県、関西広域連合	中小企業等協同組合からの暴力団排除のための中小企業等協同組合法の改正	中小企業等協同組合から暴力団を排除することができるよう、条例委任又は法改正による暴力団排除条項の追加を行うこと。	警察庁、金融庁、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省	6【警察庁】 (1) 中小企業等協同組合法(昭24法181) 中小企業等協同組合法への暴力団排除条項の導入については、同法に基づき設立された組合に暴力団員等が関与し、その活動を通じて暴力団の威力が行使され、組合員の公正な経済活動の機会を確保するなどの措置が必要であるかを検討し、2019年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。 (関係府省：金融庁、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省及び環境省)
60	京都府、滋賀県、京都市、大阪府、兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県、関西広域連合	災害復旧事業の重要変更協議案件の基準の緩和	災害復旧事業において農林水産省との協議が必要となる重要変更の基準の緩和	農林水産省	6【農林水産省】 (4) 農林水産省施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律(昭25法169) (ii) 災害復旧事業の変更については、工事費の額の変更協議を要する金額の要件を検討し、2018年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。
61	京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県 【重点50】	海区漁業調整委員会の公選委員に欠員が生じた際における、補欠選挙実施基準の緩和	海区漁業調整委員会の公選委員の補欠選挙について、公職選挙法上の他の選挙同様、例えば、その当選人の不足数と足して2人以上に達したときとする等、補欠選挙実施基準の緩和を求める。	農林水産省	6【農林水産省】 (3) 漁業法(昭24法267) 海区漁業調整委員会の公選委員に欠員が生じた際の補欠選挙については、廃止する。
64	京都府、滋賀県、大阪府、兵庫県、鳥取県、関西広域連合	原子力関係交付金の事務の簡素化	①「放射線監視等交付金」(原子力規制庁)及び②「原子力発電施設等緊急時安全対策交付金」(内閣府)(ただし、環境放射線モニタリングに係る部分に限る。)の経費算出に係る様式の統一など事務手続きの簡素化	内閣府、環境省	6【内閣府】 (15) 放射線監視等交付金及び原子力発電施設等緊急時安全対策交付金 放射線監視等交付金及び原子力発電施設等緊急時安全対策交付金の交付に係る事務手続については、ヒアリング時期を含め、地方公共団体の事務負担軽減や円滑化等に可能な限り配慮するとともに、両交付金における事業の実施計画の変更や、資機材の取得及び整備等に関する各種相談についても引き続き対応していく。 (関係府省：環境省)

平成30年提案 対応状況（大阪府関連）

管理番号	団体名	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	制度の所管・ 関係府省庁	平成30年の地方からの提案等に関する対応方針 (平成30年12月25日閣議決定)記載内容
70	守口市	認定こども園施設整備交付金等の運用の改善	認定こども園施設整備交付金・保育所等整備交付金について、整備計画の円滑な推進のため、実施設計費の取り扱いについて運用を見直すこと。	文部科学省、厚生労働省	6【文部科学省】 (3)児童福祉法(昭22法164)及び認定こども園施設整備交付金 (i)認定こども園施設整備交付金及び保育所等整備交付金については、引き続き、地方公共団体が円滑に手続を行えるようにするため、申請を行う際の事前協議の年間スケジュールの明示化等を行うとともに、その遵守に努める。 (関係府省:厚生労働省)
82	神奈川県、千葉県、大阪府	林業・木材産業改善資金制度上義務付けられている「貸付事業の確認調査及び林野庁長官への結果の報告」の見直し	資金の償還が完了していない全ての事業者が対象となっている「貸付事業の確認調査及び林野庁長官への結果の報告」について、必要性の高い事業者(新規貸付事業や不良債権化している事案等)に限定すること。	農林水産省	6【農林水産省】 (6)林業・木材産業改善資金助成法(昭51法42) 林業・木材産業改善資金の貸付に係る事業の貸付確認調査結果報告については、当該貸付制度の適正な運営及び都道府県の事務負担の軽減を図るため、調査の実施時期及び報告時期を見直すこととし、都道府県に2018年度中に通知する。
85	神奈川県、埼玉県、さいたま市、千葉県、千葉市、川崎市、相模原市、平塚市、鎌倉市、藤沢市、小田原市、茅ヶ崎市、秦野市、大和市、伊勢原市、海老名市、座間市、南足柄市、綾瀬市、寒川町、中井町、山北町、湯河原町、愛川町、山梨県、大阪府	自立支援医療費(精神通院医療)の申請書及び受給者証における性別項目の削除	自立支援医療費(精神通院医療)の申請書及び受給者証から性別の項目を削除する。	厚生労働省	6【厚生労働省】 (28)障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平17法123) (v)自立支援医療に係る支給認定申請書及び受給者証については、性別の記載を削除することについて検討し、2019年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

平成30年提案 対応状況（大阪府関連）

管理番号	団体名	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	制度の所管・ 関係府省庁	平成30年の地方からの提案等に関する対応方針 (平成30年12月25日閣議決定)記載内容
109	大阪府、堺市、兵庫県、鳥取県、徳島県、関西広域連合 【重点47】	私人への徴収・収納委託が可能な歳入範囲の拡大（旅券発給等事務に係る歳入歳出外現金の追加）	地方自治法243条及び同法施行令第158条の規定は、歳入歳出外現金について、地方公共団体から私人への徴収又は収納の事務の委託を認めていないところ、旅券発給等事務に係る歳入歳出外現金について委託を可能とするよう、関連法令（地方自治法、旅券法や関係する施行令等）の改正を求める。	総務省、外務省	6【外務省】 (1)地方自治法(昭22法67)及び旅券法(昭26法267)都道府県が徴収する一般旅券に係る手数料(地方自治法227条及び旅券法20条2項)については、2018年度中に普通地方公共団体における旅券に関する事務の実態等を調査する。その結果を踏まえ、デジタル・ガバメント実行計画(平成30年1月16日eガバメント閣僚会議決定)における旅券発給申請方法等のデジタル技術の活用による多様化等の検討の中で、都道府県が事務処理特例制度(地方自治法252条の17の2)に基づき市町村に委託した一般旅券の事務に関し、市町村が手数料の徴収又は収納の事務を私人に委託可能とする措置が必要であるかを検討し、2020年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。
111	大阪府、京都市、守口市、兵庫県、神戸市、和歌山県、鳥取県、徳島県、関西広域連合	幼保連携型以外認定こども園の認定手続きに係る協議の見直しについて	幼保連携型以外の認定こども園の認定手続きにおいて、市町村立の施設の認定の場合は、当該認定の申請に係る施設が所在する市町村の長への協議を不要とする。	内閣府、文部科学省、厚生労働省	6【内閣府】 (10)就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平18法77) (i)幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定に係る都道府県知事から市町村長(指定都市市長及び中核市市長を除く。)への協議(3条6項)については、当該認定こども園の設置者が市町村(指定都市及び中核市を除く。)である場合には不要であることを明確化するため、地方公共団体に2018年度中に周知する。 (関係府省:文部科学省及び厚生労働省)
112	大阪府、京都市、堺市、兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県、関西広域連合	保育所から幼保連携型認定こども園へ移行する際(運営法人や建物構造に変更がない場合)の財産処分手続きに係る添付書類の簡素化	保育所から幼保連携型認定こども園へ移行する際の財産処分手続きに係る添付書類を簡素化する	厚生労働省	6【厚生労働省】 (39)補助事業等により取得した財産の財産処分に関する事務 保育所から幼保連携型認定こども園へ移行する場合の財産の転用については、対象施設の写真等の添付の省略及び代替が可能となるよう、「厚生労働省所管一般会計補助金等に係る財産処分について」(平20厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知)を2018年度中に改正する。

平成30年提案 対応状況（大阪府関連）

管理番号	団体名	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	制度の所管・ 関係府省庁	平成30年の地方からの提案等に関する対応方針 (平成30年12月25日閣議決定)記載内容
113	大阪府、滋賀県、堺市、兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県、関西広域連合	処遇改善等加算の認定権限の移譲	都道府県知事、指定都市及び中核市において行うこととされている処遇改善等加算の認定に係る権限を、各市町村へと移譲する。	内閣府、文部科学省、厚生労働省	5【内閣府】 (1)子ども・子育て支援法(平24法65) 施設型給付費等に係る処遇改善等加算の認定に係る事務・権限については、都道府県と加算の認定の実施を希望する市町村の間で協議が整った場合に、当該市町村に移譲する方向で検討し、2019年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。 (関係府省:文部科学省及び厚生労働省)
114	大阪府、滋賀県、京都市、堺市、兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県、関西広域連合	保育士等キャリアアップ研修の実施方法を含めた在り方の見直し	保育士等の処遇改善加算Ⅱの要件となっている保育士等キャリアアップ研修について、代替保育等の確保が困難な状況にある中、研修の受講が困難であることを鑑み、実施方法について通信制やeラーニング、ビデオ学習による方法を認める等の見直しを図りたい。 ※指定保育士養成施設においては通信制による履修が認められており、類似研修の介護支援専門員資質向上事業実施要綱においては、各研修における講義の一部又は全部を通信学習とすることができると厚生労働省から通知。	内閣府、文部科学省、厚生労働省	6【内閣府】 (12)子ども・子育て支援法(平24法65)及び保育士等キャリアアップ研修 保育士等キャリアアップ研修の実施方法については、eラーニング等による研修の実施が可能であることを明確化するため、研修の効果的な実施方法等の留意事項を含め、地方公共団体に2019年度中に通知するとともに、eラーニングによる研修を実施する際の参考映像を作成し、提供する。 (関係府省:文部科学省及び厚生労働省)

平成30年提案 対応状況（大阪府関連）

管理番号	団体名	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	制度の所管・ 関係府省庁	平成30年の地方からの提案等に関する対応方針 (平成30年12月25日閣議決定)記載内容
130	鳥取県、滋賀県、京都府、大阪府、堺市、兵庫県、神戸市、和歌山県、徳島県、中国地方知事会、日本創生のための将来世代応援知事同盟 【重点3】	児童養護施設の保育士配置基準の緩和	児童養護施設には保育士を配置することとされているが、幼稚園教諭の資格取得者を配置しても、現行の基準では求められる職員数に含めることができない。幼稚園教諭の役割は、児童の健やかな成長のためにその心身の発達を助長することであり、児童養護施設で生活する児童に対しても保育士同様にその役割を十分果たし得る職種である。よって、現在、保育士を配置することと定められている職種の規定を、幼稚園教諭の資格取得者も配置できるよう要望する。	厚生労働省	6【厚生労働省】 (3)児童福祉法(昭22法164) (viii)児童養護施設等の児童指導員の資格要件については、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭23厚生省令63)を2018年度中に改正し、幼稚園教諭の免許状を有する者を加える。
167	兵庫県、滋賀県、京都府、京都市、大阪府、上郡町、和歌山県、鳥取県、徳島県、関西広域連合、兵庫県町村会	移住希望地域で空き家を活用した生活体験に対する旅館業法の適用除外	移住希望者が当該市町に移住する目的で、移住希望地域での生活を体験する間に、市町の空き家バンクに登録済みの空き家でお試し居住する場合は、特定の空き家を取得又は賃貸する前提で短期居住する場合と同じく旅館業法の適用除外とすること。	厚生労働省	6【厚生労働省】 (11)旅館業法(昭23法138) 移住希望者の空き家物件への短期居住については、地域のニーズに応じた空き家物件を活用した移住希望者への生活体験事業を推進する観点から、旅館業法に基づく営業許可の可否を地方公共団体が的確に判断できるよう、旅館業法の適用外となる場合について通知した「移住希望者の空き家物件への短期居住等に係る旅館業法の運用について」(平28厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生・食品安全部生活衛生課長)の趣旨を、全国会議を通じて地方公共団体に2019年中に周知する。
169	兵庫県、多可町、滋賀県、京都府、堺市、神戸市、和歌山県、鳥取県、徳島県、兵庫県町村会 【重点23】	介護保険における施設移転に際しての住所地特例の継続	住所地特例の対象外とされている施設のうち、対象施設の同一市町内にある認知症高齢者グループホームを住所地特例の対象とすること。	厚生労働省	6【厚生労働省】 (27)介護保険法(平9法123) (vii)住所地特例(13条)については、住所地特例対象施設を有する市町村(特別区を含む。以下この事項において同じ。)と当該住所地特例対象施設に入所する前の市町村の関係性について整理し、地方公共団体に2018年中に周知する。また、住所地特例対象施設の入所者が、直接、認知症対応型共同生活介護事業所(認知症高齢者グループホーム)へ入居する事例において、住所地特例の適用や区域外指定の活用による対応が困難な場合について、その実態や市町村の介護給付費に与える影響等を2019年度中に調査した上で、住所地特例の適用や区域外指定の活用による対応について地方公共団体の意見を踏まえて検討し、2021年度からの第8期介護保険事業計画の策定に向けて結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

平成30年提案 対応状況（大阪府関連）

管理番号	団体名	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	制度の所管・ 関係府省庁	平成30年の地方からの提案等に関する対応方針 (平成30年12月25日閣議決定)記載内容
170	兵庫県、京都府、京都市、大阪府、神戸市、和歌山県、鳥取県、徳島県、関西広域連合 【重点24】	介護老人保健施設と看護小規模多機能型事業所について、定期借地権を利用した未利用国有地の減額貸付対象化	社会福祉法第2条に規定する事業外の施設（介護老人保健施設と看護小規模多機能型事業所）を、定期借地権を利用した未利用国有地の減額貸付の対象とすること。	財務省、厚生労働省	6【財務省】 (3)社会福祉法(昭26法45)及び国有財産特別措置法(昭27法219) 介護施設整備に係る未利用国有地の減額貸付の対象施設については、以下のとおりとする。 ・対象施設に看護小規模多機能型居宅介護のうち小規模多機能型居宅介護に係るものを加えることを、地方公共団体に2018年度中に周知する。 (関係府省:厚生労働省) ・対象施設となる介護老人保健施設の範囲を明確化するため、地方公共団体に2018年度中に周知する。 (関係府省:厚生労働省)
178	兵庫県、京都府、京都市、大阪市、堺市、八尾市、神戸市、播磨町、和歌山県、兵庫県町村会	投票管理者選任要件を「選挙権を有する者」に緩和	当日投票における投票管理者及びその職務代理者の選任条件を「当該選挙の選挙権を有する者」から「選挙権を有する者」に改めるよう改正されたい。	総務省	6【総務省】 (3)公職選挙法(昭25法100) (ii)投票管理者(37条2項)及び投票管理者の職務代理者(施行令24条1項)の選任要件については、市区町村が幅広く選任できるよう法制的な面から具体的な要件緩和の在り方を検討し、2018年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。
180	兵庫県、滋賀県、大阪府、堺市、明石市、鳥取県、徳島県、関西広域連合 【重点9】	児童相談所設置市(中核市)において療育手帳を交付することができることを明確化する通知の見直し	児童相談所を設置している中核市が療育手帳の判定と交付を合わせて実施できるよう、療育手帳制度に係る厚生事務次官通知を見直すこと。	厚生労働省	5【厚生労働省】 (3)療育手帳制度に関する事務 療育手帳制度に関する事務については、児童相談所を設置している中核市において療育手帳の交付に係る決定が可能であることを明確化し、その旨を地方公共団体に2018年度中に周知する方向で検討し、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

平成30年提案 対応状況（大阪府関連）

管理番号	団体名	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	制度の所管・ 関係府省庁	平成30年の地方からの提案等に関する対応方針 (平成30年12月25日閣議決定)記載内容
181	兵庫県、滋賀県、京都府、大阪府、和歌山県、徳島県 【重点13】	農地中間管理機構が行う単純な業務の委託に係る知事承認の廃止	農地中間管理機構は農地中間管理事業に係る業務の一部を他の者に委託しようとするときは、あらかじめ都道府県知事の承認を受けなければならないとされているが、(i)農地管理(草刈り、突発的な水路の補修、稲刈り・田植え等)、(ii)普及啓発(チラシ・図面作成、シンポジウム開催等)の「単純な業務」に限り知事承認を不要とする。 なお、農用地等の貸付・借受申込の受付や申請書類の内容確認等、「単純な業務」と認められがたいものや恣意性の排除が必要な業務については従前のおり知事承認を要することとする。	農林水産省	6【農林水産省】 (7)農業経営基盤強化促進法(昭55法65)及び農地中間管理事業の推進に関する法律(平25法101) (iii)農地中間管理機構が行う単純な業務に係る委託については、都道府県知事の事前承認(同法22条2項)を不要とする方向で検討し、2018年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。
183	兵庫県、京都府、京都市、大阪府、堺市、稲美町、和歌山県、鳥取県、関西広域連合、兵庫県町村会	認可地縁団体が所有する不動産に係る登記申請の特例に一部名義人が認可地縁団体の場合を追加	認可地縁団体が所有する不動産に係る登記申請の特例について、当該特例制度が導入される以前に、認可地縁団体と「所在が不明である構成員」との共有名義として登記された不動産においても、認可地縁団体が所有する不動産の登記申請の特例が使えるよう、登記名義人が自然人であるという制限を緩和し、市町長が特例の申請を受理し、手続きの上、証明書を交付できるようにすること。	総務省	6【総務省】 (1)地方自治法(昭22法67) (iii)認可地縁団体の不動産登記の特例(260条の38)については、認可地縁団体が所有する不動産において、その登記の表題部所有者又は登記名義人の一部に当該認可地縁団体が含まれる場合であっても適用が可能であることを明確化するため、地方公共団体に2018年中に通知する。 [措置済み(平成30年11月27日付け総務省自治行政局住民制度課長通知)]

平成30年提案 対応状況（大阪府関連）

管理番号	団体名	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	制度の所管・ 関係府省庁	平成30年の地方からの提案等に関する対応方針 (平成30年12月25日閣議決定)記載内容
194	豊中市 【重点1】	幼保連携型認定こども園の保育教諭の特例措置の延長	幼保連携型認定こども園の職員資格として、幼稚園教諭免許状と保育士資格を有することが求められている(保育教諭)が、平成32年3月31日までは幼稚園教諭免許状と保育士資格のどちらか一方免許・資格を有していれば保育教諭等になることができる。全国的な保育士不足を鑑み、特例措置の延長を求める。	内閣府、文部科学省、厚生労働省	6【内閣府】 (5)教育職員免許法(昭24法147)及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平18法77) 幼保連携型認定こども園における保育教諭の経過措置(就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律(平24法66)附則5条)の期間については、保育士に対する幼稚園教諭免許取得の特例及び幼稚園教諭免許状保有者に対する保育士資格取得の特例も含め延長することとし、所要の措置を講ずる。 (関係府省:文部科学省及び厚生労働省)
210	大阪市、京都市、堺市、箕面市、兵庫県、神戸市、和歌山県、鳥取県、徳島県 【重点12】	育児休業等の期間延長にかかる要件緩和	育児休業の取得及び育児休業給付金の支給期間の延長要件である「保育が実施されない場合」の挙証資料を、入所保留通知書の提出がなくても育児休業等の延長が可能になるように制度を改正して欲しい。	厚生労働省	6【厚生労働省】 (4)児童福祉法(昭22法164)、雇用保険法(昭49法116)及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(平3法76) 育児休業及び育児休業給付金の期間延長に係る手続については、保育所等の利用調整における公平性を確保するとともに、育児休業等の制度の適切な運用を図るため、以下のとおりとする。 ・保育所等の利用調整に当たり、保護者からの申込みのうち、保育の必要性の高い者を優先的に取り扱うため、所要の調整方法を地方公共団体に2018年度中に通知する。 ・育児休業等の制度の趣旨に則った同制度の活用を促す方法について検討し、2018年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。 なお、育児休業等の延長制度の在り方については、提案の趣旨や保育所の整備状況等を踏まえつつ、中長期的に検討を行い、必要な措置を講ずる。
211	大阪市、兵庫県、神戸市、和歌山県、鳥取県、徳島県 【重点8】	共同保育の実施可能日の適用拡大	保育所等が、自園の児童に加え他の保育所等を利用している児童も受け入れて保育を行う共同保育について、現状実施が認められている土曜日に加え、同様に利用児童の少ないお盆、年末年始(12月29日～1月3日以外の12月28日、1月4日等)等に適用範囲を拡大して欲しい。	内閣府、厚生労働省	6【内閣府】 (2)児童福祉法(昭22法164)及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平18法77) 近隣の保育所等が連携し、1か所の保育所等で保育を行う共同保育については、お盆や年末年始等、保育所等の利用児童が少ない場合に実施が可能であることを明確化するため、地方公共団体に2018年度中に通知する。 (関係府省:厚生労働省)

平成30年提案 対応状況（兵庫県関連）

管理番号	団体名	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	制度の所管・ 関係府省庁	平成30年の地方からの提案等に関する対応方針 (平成30年12月25日閣議決定)記載内容
38	京都市、滋賀県、堺市、兵庫県、神戸市、鳥取県、徳島県	企業主導型保育事業の開設に係る手続きについて	<p>保育所や小規模保育事業の認可については、「市町村子ども・子育て支援事業計画」に基づいての需給調整が認められているが、企業主導型保育事業は制度上認可外保育施設であり、この需給調整の対象とはならない。</p> <p>地域のニーズ調査等に基づき策定している事業計画との整合性を図り、有効かつ効率的に整備を進めること、また既存の保育園や企業主導型保育事業所が安定的に運営できる必要があることから、企業主導型保育事業の開設に当たり、「地域枠」を設ける際には、自治体へ事前協議を行うようにされたい。</p>	内閣府、厚生労働省	—
40	徳島県、兵庫県、神戸市、和歌山県、鳥取県、愛媛県、高知県	飼い主登録を徹底するための登録窓口の一元化	飼い主登録の徹底を図るため、市町村、AIPO（動物ID普及推進会）の他、任意団体等が窓口となっている飼い主登録について一元化を行う。	厚生労働省、環境省	<p>6【厚生労働省】</p> <p>(23)動物の愛護及び管理に関する法律(昭48法105) 狂犬病予防法(昭25法247)に基づき市区町村が行う犬の登録(同法4条)の窓口事務及びマイクロチップによる情報登録の窓口事務の一元化については、犬の登録手続及びマイクロチップ登録手続のワンストップサービス化、並びに鑑札装着の代替措置としてのマイクロチップ装着について検討されている動物の愛護及び管理に関する法律等の改正の検討状況を踏まえ、その具体的な運用方法を検討し、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p> <p>(関係府省:環境省)</p>

平成30年提案 対応状況（兵庫県関連）

管理番号	団体名	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	制度の所管・ 関係府省庁	平成30年の地方からの提案等に関する対応方針 (平成30年12月25日閣議決定)記載内容
56	京都府、京都市、堺市、兵庫県、神戸市、和歌山県、鳥取県、徳島県	会計年度所属区分について、「当該行為の履行があった日」の見直し	歳出の会計年度所属区分について、「当該行為の履行があった日」の属する年度と整理する場合の「履行があった日」とは、履行確認(検査)の日に限ることなく、期間帰属の観点から、翌年度に行為の完了を確認することにより、旧年度中に当該行為の履行があったと認められる日も含まれるという解釈を示されたい。	総務省	—
57	京都府、滋賀県、京都市、福知山市、舞鶴市、綾部市、宇治市、宮津市、亀岡市、城陽市、向日市、八幡市、京田辺市、京丹後市、木津川市、大山崎町、久御山町、井手町、宇治田原町、笠置町、和束町、南山城村、京丹波町、伊根町、与謝野町、大阪府、堺市、兵庫県、神戸市、和歌山県、鳥取県、徳島県 【重点51】	財政健全化法に基づく健全化判断比率の算定・報告の一元化	地方公共団体の財政の健全化に関する法律(以下、「財政健全化法」という。)に基づく健全化判断比率の算定・報告について、全国の地方公共団体に共通の法定事務であり、今後も総務省において継続調査することが想定される事務であることから、自動転記等の機能を備えた普通交付税算定、決算統計と一元化された電子調査表システムを構築することにより、効率的に事務を進め、財政健全化法第3条に規定する「速やかな公表」が可能となることを求める。	総務省	6【総務省】 (13)地方公共団体の財政の健全化に関する法律(平19法94) 地方公共団体の健全化判断比率・資金不足比率の算定及び報告(3条1項、22条1項)については、詳細なシステム改修の内容や費用負担について地方公共団体と協議の上、総務省の保有するシステムから活用可能なデータのうち、健全化判断比率・資金不足比率の算定に必要なデータを活用し、所定の様式に自動転記して提供する方向で検討し、2019年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

平成30年提案 対応状況（兵庫県関連）

管理番号	団体名	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	制度の所管・ 関係府省庁	平成30年の地方からの提案等に関する対応方針 (平成30年12月25日閣議決定)記載内容
59	京都府、滋賀県、京都市、大阪府、兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県、関西広域連合	中小企業等協同組合からの暴力団排除のための中小企業等協同組合法の改正	中小企業等協同組合から暴力団を排除することができるよう、条例委任又は法改正による暴力団排除条項の追加を行うこと。	警察庁、金融庁、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省	6【警察庁】 (1)中小企業等協同組合法(昭24法181) 中小企業等協同組合法への暴力団排除条項の導入については、同法に基づき設立された組合に暴力団員等が関与し、その活動を通じて暴力団の威力が行使され、組合員の公正な経済活動の機会を確保するなどの措置が必要であるかを検討し、2019年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。 (関係府省:金融庁、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省及び環境省)
60	京都府、滋賀県、京都市、大阪府、兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県、関西広域連合	災害復旧事業の重要変更協議案件の基準の緩和	災害復旧事業において農林水産省との協議が必要となる重要変更の基準の緩和	農林水産省	6【農林水産省】 (4)農林水産省施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律(昭25法169) (ii)災害復旧事業の変更については、工事費の額の変更協議を要する金額の要件を検討し、2018年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。
61	京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県 【重点50】	海区漁業調整委員会の公選委員に欠員が生じた際における、補欠選挙実施基準の緩和	海区漁業調整委員会の公選委員の補欠選挙について、公職選挙法上の他の選挙同様、例えば、その当選人の不足数と足して2人以上に達したときとする等、補欠選挙実施基準の緩和を求める。	農林水産省	6【農林水産省】 (3)漁業法(昭24法267) 海区漁業調整委員会の公選委員に欠員が生じた際の補欠選挙については、廃止する。
64	京都府、滋賀県、大阪府、兵庫県、鳥取県、関西広域連合	原子力関係交付金の事務の簡素化	①「放射線監視等交付金」(原子力規制庁)及び②「原子力発電施設等緊急時安全対策交付金」(内閣府)(ただし、環境放射線モニタリングに係る部分に限る。)の経費算出に係る様式の統一など事務手続きの簡素化	内閣府、環境省	6【内閣府】 (15)放射線監視等交付金及び原子力発電施設等緊急時安全対策交付金 放射線監視等交付金及び原子力発電施設等緊急時安全対策交付金の交付に係る事務手続については、ヒアリング時期を含め、地方公共団体の事務負担軽減や円滑化等に可能な限り配慮するとともに、両交付金における事業の実施計画の変更や、資機材の取得及び整備等に関する各種相談についても引き続き対応していく。 (関係府省:環境省)

平成30年提案 対応状況（兵庫県関連）

管理番号	団体名	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	制度の所管・ 関係府省庁	平成30年の地方からの提案等に関する対応方針 (平成30年12月25日閣議決定)記載内容
109	大阪府、堺市、兵庫県、鳥取県、徳島県、関西広域連合 【重点47】	私人への徴収・収納委託が可能な歳入範囲の拡大（旅券発給等事務に係る歳入歳出外現金の追加）	地方自治法243条及び同法施行令第158条の規定は、歳入歳出外現金について、地方公共団体から私人への徴収又は収納の事務の委託を認めていないところ、旅券発給等事務に係る歳入歳出外現金について委託を可能とするよう、関連法令（地方自治法、旅券法や関係する施行令等）の改正を求める。	総務省、外務省	6【外務省】 (1)地方自治法(昭22法67)及び旅券法(昭26法267)都道府県が徴収する一般旅券に係る手数料(地方自治法227条及び旅券法20条2項)については、2018年度中に普通地方公共団体における旅券に関する事務の実態等を調査する。その結果を踏まえ、デジタル・ガバメント実行計画(平成30年1月16日eガバメント閣僚会議決定)における旅券発給申請方法等のデジタル技術の活用による多様化等の検討の中で、都道府県が事務処理特例制度(地方自治法252条の17の2)に基づき市町村に委託した一般旅券の事務に関し、市町村が手数料の徴収又は収納の事務を私人に委託可能とする措置が必要であるかを検討し、2020年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。
111	大阪府、京都市、守口市、兵庫県、神戸市、和歌山県、鳥取県、徳島県、関西広域連合	幼保連携型以外認定こども園の認定手続きに係る協議の見直しについて	幼保連携型以外の認定こども園の認定手続きにおいて、市町村立の施設の認定の場合は、当該認定の申請に係る施設が所在する市町村の長への協議を不要とする。	内閣府、文部科学省、厚生労働省	6【内閣府】 (10)就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平18法77) (i)幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定に係る都道府県知事から市町村長(指定都市市長及び中核市市長を除く。)への協議(3条6項)については、当該認定こども園の設置者が市町村(指定都市及び中核市を除く。)である場合には不要であることを明確化するため、地方公共団体に2018年度中に周知する。 (関係府省:文部科学省及び厚生労働省)
112	大阪府、京都市、堺市、兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県、関西広域連合	保育所から幼保連携型認定こども園へ移行する際(運営法人や建物構造に変更がない場合)の財産処分手続きに係る添付書類の簡素化	保育所から幼保連携型認定こども園へ移行する際の財産処分手続きに係る添付書類を簡素化する	厚生労働省	6【厚生労働省】 (39)補助事業等により取得した財産の財産処分に関する事務 保育所から幼保連携型認定こども園へ移行する場合の財産の転用については、対象施設の写真等の添付の省略及び代替が可能となるよう、「厚生労働省所管一般会計補助金等に係る財産処分について」(平20厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知)を2018年度中に改正する。

平成30年提案 対応状況（兵庫県関連）

管理番号	団体名	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	制度の所管・ 関係府省庁	平成30年の地方からの提案等に関する対応方針 (平成30年12月25日閣議決定)記載内容
113	大阪府、滋賀県、堺市、兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県、関西広域連合	処遇改善等加算の認定権限の移譲	都道府県知事、指定都市及び中核市において行うこととされている処遇改善等加算の認定に係る権限を、各市町村へと移譲する。	内閣府、文部科学省、厚生労働省	5【内閣府】 (1)子ども・子育て支援法(平24法65) 施設型給付費等に係る処遇改善等加算の認定に係る事務・権限については、都道府県と加算の認定の実施を希望する市町村の間で協議が整った場合に、当該市町村に移譲する方向で検討し、2019年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。 (関係府省:文部科学省及び厚生労働省)
114	大阪府、滋賀県、京都市、堺市、兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県、関西広域連合	保育士等キャリアアップ研修の実施方法を含めた在り方の見直し	保育士等の処遇改善加算Ⅱの要件となっている保育士等キャリアアップ研修について、代替保育等の確保が困難な状況にある中、研修の受講が困難であることを鑑み、実施方法について通信制やeラーニング、ビデオ学習による方法を認める等の見直しを図りたい。 ※指定保育士養成施設においては通信制による履修が認められており、類似研修の介護支援専門員資質向上事業実施要綱においては、各研修における講義の一部又は全部を通信学習とすることができると厚生労働省から通知。	内閣府、文部科学省、厚生労働省	6【内閣府】 (12)子ども・子育て支援法(平24法65)及び保育士等キャリアアップ研修 保育士等キャリアアップ研修の実施方法については、eラーニング等による研修の実施が可能であることを明確化するため、研修の効果的な実施方法等の留意事項を含め、地方公共団体に2019年度中に通知するとともに、eラーニングによる研修を実施する際の参考映像を作成し、提供する。 (関係府省:文部科学省及び厚生労働省)

平成30年提案 対応状況（兵庫県関連）

管理番号	団体名	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	制度の所管・ 関係府省庁	平成30年の地方からの提案等に関する対応方針 (平成30年12月25日閣議決定)記載内容
129	鳥取県、京都府、京都市、兵庫県、和歌山県、広島県、山口県、徳島県 【重点42】	自家用有償旅客運送による貨客混載の許可基準の緩和	自家用有償旅客運送による過疎地域等における少量貨物の有償運送について、地域公共交通会議等で協議が調った場合には、道路運送法第78条第3号に基づく許可なく少量貨物運送を実施することができることとする。自家用有償旅客運送による過疎地域等における少量貨物の有償運送に係る道路運送法第78条第3号に基づく許可を受ける際に必要な、地域の貨物自動車運送事業者の同意を得たこととする等自家用有償旅客運送による少量貨物有償運送の要件・手続きを緩和する。	国土交通省	6【国土交通省】 (9)道路運送法(昭26法183) 自家用有償旅客運送者(79条)による過疎地域等における少量貨物の有償運送に係る78条3号に基づく許可については、地域の实情に応じて自家用有償旅客運送を円滑に実施することが可能となるよう、以下のとおりとする。 ・市町村及び関連性が高いと考えられる貨物自動車運送事業者(又はそれを代表し得る者)等を構成員に含む協議会等(地域公共交通会議(施行規則9条の2)を含む。)の場で協議が調った場合には、運輸支局長が対象地域を判断するに当たって必要に応じて行うこととされている関係者からの意見の聴取を要しないこととし、地方運輸局に2018年度中に通知する。 ・地方公共団体及び地方運輸局に対する情報提供等により、当該許可の迅速かつ柔軟な運用に努める。 ・当該許可の在り方については、自家用有償旅客運送者による過疎地域等における少量貨物の有償運送に係る運送の実態やニーズの動向等を検証しつつ、引き続き検討する。
130	鳥取県、滋賀県、京都府、大阪府、堺市、兵庫県、神戸市、和歌山県、徳島県、中国地方知事会、日本創生のための将来世代応援知事同盟 【重点3】	児童養護施設の保育士配置基準の緩和	児童養護施設には保育士を配置することとされているが、幼稚園教諭の資格取得者を配置しても、現行の基準では求められる職員数に含めることができない。幼稚園教諭の役割は、児童の健やかな成長のためにその心身の発達を助長することであり、児童養護施設で生活する児童に対しても保育士同様にその役割を十分果たし得る職種である。よって、現在、保育士を配置することと定められている職種の規定を、幼稚園教諭の資格取得者も配置できるよう要望する。	厚生労働省	6【厚生労働省】 (3)児童福祉法(昭22法164) (viii)児童養護施設等の児童指導員の資格要件については、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭23厚生省令63)を2018年度中に改正し、幼稚園教諭の免許状を有する者を加える。

平成30年提案 対応状況（兵庫県関連）

管理番号	団体名	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	制度の所管・ 関係府省庁	平成30年の地方からの提案等に関する対応方針 (平成30年12月25日閣議決定)記載内容
159	神戸市	道路法施行令第38条による不用物件の管理期間の運用弾力化	すでに道路としての機能・形態を失っている里道(市道認定有)で、道路を構成する敷地等が供用廃止又は区域変更により不用となった場合の管理期間について、 ・沿道住民等の利害関係者に対して廃道の同意取得が完了している場合 ・売却等の処分方針が明確になっている場合は、地方公共団体の判断で管理期間を設けないこととできるようにしてほしい。	国土交通省	6【国土交通省】 (13)道路法(昭27法180) (ii)不用物件の管理期間(92条1項及び施行令38条)については、地方公共団体における道路管理の実態等について把握した上で、その在り方について検討し、2019年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。
160	神戸市 【重点49】	指定都市について人事委員会又は公平委員会を置くことが出来るようにするもの。 (指定都市に設置されている人事委員会の、採用試験等に関する権限を市長部局をはじめ任命権者の権限とする。)	本市をはじめ大都市では、社会経済情勢の急激な変化の中、様々なニーズに対応するため、適切な人事行政を行っていく必要がある。人事配置については任命権者の権限とし必要に応じて行っているが、採用試験は人事委員会の権限であるため、権限者の違いから主体的・機動的に採用活動を行うことができない。この支障を解消するため、指定都市については、人事委員会を必置とせず、人事委員会又は公平委員会を置くことができるよう制度変更し、採用権限を任命権者の権限とすることを求める。	総務省	6【総務省】 (6)地方公務員法(昭25法261) (iii)人事委員会と任命権者間の連携については、必要に応じた権限の委任や運用面での調整等の取組状況について調査を行い、地方公共団体に2019年度中に情報提供を行う。また、人事委員会及び公平委員会制度の在り方については、今後、同制度又は他の関連した制度を議論する場を設ける際に併せて検討を行う。
166	兵庫県、滋賀県、京都府、徳島県 【重点40】	国立公園の集団施設地区において企業保養所等を公園事業(宿舍)として認める要件の明確化及び認可権限の都道府県知事への移譲	国立公園の集団施設地区内で、施設の一部を一般利用に供する企業保養所等を、公園事業(宿舍)として位置付ける要件(参酌基準)を示すこと。あわせて、認可権限を都道府県知事に移譲すること。	環境省	6【環境省】 (4)自然公園法(昭32法161) 国立公園事業取扱要領(平23環境省自然環境局)第10の1(7)に定める国立公園事業の執行の協議(10条2項)又は認可(同条3項)の審査基準については、企業保養所等が国立公園事業のうち、宿舍事業として認められる具体的な要件の明確化を求めるニーズを踏まえ、国立公園事業として公益性・公平性を確保できる基準を設定するための実態調査等を行う。その結果に基づき当該要件を明確化し、都道府県に2019年9月までに通知する。

平成30年提案 対応状況（兵庫県関連）

管理番号	団体名	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	制度の所管・ 関係府省庁	平成30年の地方からの提案等に関する対応方針 (平成30年12月25日閣議決定)記載内容
167	兵庫県、滋賀県、京都府、京都市、大阪府、上郡町、和歌山県、鳥取県、徳島県、関西広域連合、兵庫県町村会	移住希望地域で空き家を活用した生活体験に対する旅館業法の適用除外	移住希望者が当該市町に移住する目的で、移住希望地域での生活を体験する間に、市町の空き家バンクに登録済みの空き家でお試し居住する場合は、特定の空き家を取得又は賃貸する前提で短期居住する場合と同じく旅館業法の適用除外とすること。	厚生労働省	6【厚生労働省】 (11)旅館業法(昭23法138) 移住希望者の空き家物件への短期居住については、地域のニーズに応じた空き家物件を活用した移住希望者への生活体験事業を推進する観点から、旅館業法に基づく営業許可の可否を地方公共団体が的確に判断できるよう、旅館業法の適用外となる場合について通知した「移住希望者の空き家物件への短期居住等に係る旅館業法の運用について」(平28厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生・食品安全部生活衛生課長)の趣旨を、全国会議を通じて地方公共団体に2019年中に周知する。
169	兵庫県、多可町、滋賀県、京都府、堺市、神戸市、和歌山県、鳥取県、徳島県、兵庫県町村会 【重点23】	介護保険における施設移転に際しての住所地特例の継続	住所地特例の対象外とされている施設のうち、対象施設の同一市町内にある認知症高齢者グループホームを住所地特例の対象とすること。	厚生労働省	6【厚生労働省】 (27)介護保険法(平9法123) (vii)住所地特例(13条)については、住所地特例対象施設を有する市町村(特別区を含む。以下この事項において同じ。)と当該住所地特例対象施設に入所する前の市町村の関係性について整理し、地方公共団体に2018年中に周知する。また、住所地特例対象施設の入所者が、直接、認知症対応型共同生活介護事業所(認知症高齢者グループホーム)へ入居する事例において、住所地特例の適用や区域外指定の活用による対応が困難な場合について、その実態や市町村の介護給付費に与える影響等を2019年度中に調査した上で、住所地特例の適用や区域外指定の活用による対応について地方公共団体の意見を踏まえて検討し、2021年度からの第8期介護保険事業計画の策定に向けて結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。
170	兵庫県、京都府、京都市、大阪府、神戸市、和歌山県、鳥取県、徳島県、関西広域連合 【重点24】	介護老人保健施設と看護小規模多機能型事業所について、定期借地権を利用した未利用国有地の減額貸付対象化	社会福祉法第2条に規定する事業外の施設(介護老人保健施設と看護小規模多機能型事業所)を、定期借地権を利用した未利用国有地の減額貸付の対象とすること。	財務省、厚生労働省	6【財務省】 (3)社会福祉法(昭26法45)及び国有財産特別措置法(昭27法219) 介護施設整備に係る未利用国有地の減額貸付の対象施設については、以下のとおりとする。 ・対象施設に看護小規模多機能型居宅介護のうち小規模多機能型居宅介護に係るものを加えることを、地方公共団体に2018年度中に周知する。 (関係府省:厚生労働省) ・対象施設となる介護老人保健施設の範囲を明確化するため、地方公共団体に2018年度中に周知する。 (関係府省:厚生労働省)

平成30年提案 対応状況（兵庫県関連）

管理番号	団体名	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	制度の所管・ 関係府省庁	平成30年の地方からの提案等に関する対応方針 (平成30年12月25日閣議決定)記載内容
178	兵庫県、京都府、京都市、大阪市、堺市、八尾市、神戸市、播磨町、和歌山県、兵庫県町村会	投票管理者選任要件を「選挙権を有する者」に緩和	当日投票における投票管理者及びその職務代理者の選任条件を「当該選挙の選挙権を有する者」から「選挙権を有する者」に改めるよう改正されたい。	総務省	6【総務省】 (3)公職選挙法(昭25法100) (ii)投票管理者(37条2項)及び投票管理者の職務代理者(施行令24条1項)の選任要件については、市区町村が幅広く選任できるよう法制的な面から具体的な要件緩和の在り方を検討し、2018年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。
179	兵庫県、京都府、神戸市、播磨町、和歌山県、兵庫県町村会	投票立会人選任要件を「選挙権を有する者」に緩和	投票立会人の選任要件である「各投票区における選挙人名簿に登録された者」について、投票環境の向上を進めるため、期日前投票所や共通投票所と同様に投票区の要件を外して「選挙権を有する者」に緩和すること。	総務省	6【総務省】 (3)公職選挙法(昭25法100) (iii)投票立会人(38条1項)の選任要件については、市区町村が幅広く選任できるよう法制的な面から具体的な要件緩和の在り方を検討し、2018年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。
180	兵庫県、滋賀県、大阪府、堺市、鳥取市、鳥取県、徳島県、関西広域連合 【重点9】	児童相談所設置市(中核市)において療育手帳を交付することができることを明確化する通知の見直し	児童相談所を設置している中核市が療育手帳の判定と交付を合わせて実施できるよう、療育手帳制度に係る厚生事務次官通知を見直すこと。	厚生労働省	5【厚生労働省】 (3)療育手帳制度に関する事務 療育手帳制度に関する事務については、児童相談所を設置している中核市において療育手帳の交付に係る決定が可能であることを明確化し、その旨を地方公共団体に2018年度中に周知する方向で検討し、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

平成30年提案 対応状況（兵庫県関連）

管理番号	団体名	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	制度の所管・ 関係府省庁	平成30年の地方からの提案等に関する対応方針 (平成30年12月25日閣議決定)記載内容
181	兵庫県、滋賀県、京都府、大阪府、和歌山県、徳島県 【重点13】	農地中間管理機構が行う単純な業務の委託に係る知事承認の廃止	農地中間管理機構は農地中間管理事業に係る業務の一部を他の者に委託しようとするときは、あらかじめ都道府県知事の承認を受けなければならないとされているが、(i)農地管理(草刈り、突発的な水路の補修、稲刈り・田植え等)、(ii)普及啓発(チラシ・図面作成、シンポジウム開催等)の「単純な業務」に限り知事承認を不要とする。 なお、農用地等の貸付・借受申込の受付や申請書類の内容確認等、「単純な業務」と認められがたいものや恣意性の排除が必要な業務については従前のおり知事承認を要することとする。	農林水産省	6【農林水産省】 (7)農業経営基盤強化促進法(昭55法65)及び農地中間管理事業の推進に関する法律(平25法101) (iii)農地中間管理機構が行う単純な業務に係る委託については、都道府県知事の事前承認(同法22条2項)を不要とする方向で検討し、2018年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。
183	兵庫県、京都府、京都市、大阪府、堺市、稲美町、和歌山県、鳥取県、関西広域連合、兵庫県町村会	認可地縁団体が所有する不動産に係る登記申請の特例に一部名義人が認可地縁団体の場合を追加	認可地縁団体が所有する不動産に係る登記申請の特例について、当該特例制度が導入される以前に、認可地縁団体と「所在が不明である構成員」との共有名義として登記された不動産においても、認可地縁団体が所有する不動産の登記申請の特例が使えるよう、登記名義人が自然人であるという制限を緩和し、市町長が特例の申請を受理し、手続きの上、証明書を交付できるようにすること。	総務省	6【総務省】 (1)地方自治法(昭22法67) (iii)認可地縁団体の不動産登記の特例(260条の38)については、認可地縁団体が所有する不動産において、その登記の表題部所有者又は登記名義人の一部に当該認可地縁団体が含まれる場合であっても適用が可能であることを明確化するため、地方公共団体に2018年中に通知する。 [措置済み(平成30年11月27日付け総務省自治行政局住民制度課長通知)]

平成30年提案 対応状況（兵庫県関連）

管理番号	団体名	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	制度の所管・ 関係府省庁	平成30年の地方からの提案等に関する対応方針 (平成30年12月25日閣議決定)記載内容
210	大阪市、京都市、堺市、箕面市、兵庫県、神戸市、和歌山県、鳥取県、徳島県 【重点12】	育児休業等の期間延長にかかる要件緩和	育児休業の取得及び育児休業給付金の支給期間の延長要件である「保育が実施されない場合」の挙証資料を、入所保留通知書の提出がなくても育児休業等の延長が可能になるように制度を改正して欲しい。	厚生労働省	6【厚生労働省】 (4)児童福祉法(昭22法164)、雇用保険法(昭49法116)及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(平3法76) 育児休業及び育児休業給付金の期間延長に係る手続については、保育所等の利用調整における公平性を確保するとともに、育児休業等の制度の適切な運用を図るため、以下のとおりとする。 ・保育所等の利用調整に当たり、保護者からの申込みのうち、保育の必要性の高い者を優先的に取り扱うため、所要の調整方法を地方公共団体に2018年度中に通知する。 ・育児休業等の制度の趣旨に則った同制度の活用を促す方法について検討し、2018年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。 なお、育児休業等の延長制度の在り方については、提案の趣旨や保育所の整備状況等を踏まえつつ、中長期的に検討を行い、必要な措置を講ずる。
211	大阪市、兵庫県、神戸市、和歌山県、鳥取県、徳島県 【重点8】	共同保育の実施可能日の適用拡大	保育所等が、自園の児童に加え他の保育所等を利用している児童も受け入れて保育を行う共同保育について、現状実施が認められている土曜日に加え、同様に利用児童の少ないお盆、年末年始(12月29日～1月3日以外の12月28日、1月4日等)等に適用範囲を拡大して欲しい。	内閣府、厚生労働省	6【内閣府】 (2)児童福祉法(昭22法164)及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平18法77) 近隣の保育所等が連携し、1か所の保育所等で保育を行う共同保育については、お盆や年末年始等、保育所等の利用児童が少ない場合に実施が可能であることを明確化するため、地方公共団体に2018年度中に通知する。 (関係府省:厚生労働省)

平成30年提案 対応状況（奈良県関連）

管理番号	団体名	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	制度の所管・ 関係府省庁	平成30年の地方からの提案等に関する対応方針 (平成30年12月25日閣議決定)記載内容
144	奈良県	損害賠償金徴収事務の委託のための地方自治法施行令の改正	地方公共団体が私人に徴収又は収納の事務を委託することができる歳入について、地方自治法施行令第158条第1項に「損害賠償金」を対象とするよう改正。	総務省	—
147	奈良県	社会福祉法人が経営する社会福祉施設への施設監査(一般監査)周期の見直し	前年度における施設監査(一般監査)の結果、適正な運営が確保されていると認められた社会福祉施設(老人福祉施設、障害者支援施設等、児童福祉施設、生活保護法による保護施設)への一般監査(実地)の周期について、社会福祉法人への法人監査と同時に実施できるようにするため、原則3年に1回に見直すよう求める。なお、運営上、問題のある施設については、翌年度も実地による施設監査を行う。	内閣府、文部科学省、厚生労働省	<p>6【内閣府】 (10)就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平18法77) (ii)幼保連携型認定こども園に対する施設監査については、地方公共団体の事務負担の軽減を図るため、利用者に対する処遇の質の確保に留意しつつ、監査事務を効率化する方向で検討し、2019年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。 (関係府省:文部科学省及び厚生労働省)</p> <p>6【厚生労働省】 (3)児童福祉法(昭22法164) (xi)児童福祉施設に対する施設監査(施行令38条に基づく実地検査であって、保育所に対して行うものに限る。)については、地方公共団体の事務負担の軽減を図るため、利用者に対する処遇の質の確保に留意しつつ、監査事務を効率化する方向で検討し、2019年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p> <p>(5)児童福祉法(昭22法164)及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平17法123) (iii)障害者支援施設等に対する施設監査については、地方公共団体の事務負担の軽減を図るため、利用者に対する処遇の質の確保に留意しつつ、監査事務を効率化する方向で検討し、2019年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p> <p>(16)生活保護法(昭25法144) (v)保護施設に対する施設監査については、地方公共団体の事務負担の軽減を図るため、利用者に対する処遇の質の確保に留意しつつ、監査事務を効率化する方向で検討し、2019年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p> <p>(21)老人福祉法(昭38法133) (ii)老人福祉施設に対する施設監査については、地方公共団体の事務負担の軽減を図るため、利用者に対する処遇の質の確保に留意しつつ、監査事務を効率化する方向で検討し、2019年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>

平成30年提案 対応状況（和歌山県関連）

管理番号	団体名	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	制度の所管・ 関係府省庁	平成30年の地方からの提案等に関する対応方針 (平成30年12月25日閣議決定)記載内容
40	徳島県、兵庫県、神戸市、和歌山県、鳥取県、愛媛県、高知県	飼い主登録を徹底するための登録窓口の一元化	飼い主登録の徹底を図るため、市町村、AIPO（動物ID普及推進会）の他、任意団体等が窓口となっている飼い主登録について一元化を行う。	厚生労働省、環境省	6【厚生労働省】 (23)動物の愛護及び管理に関する法律(昭48法105) 狂犬病予防法(昭25法247)に基づき市区町村が行う犬の登録(同法4条)の窓口事務及びマイクロチップによる情報登録の窓口事務の一元化については、犬の登録手続及びマイクロチップ登録手続のワンストップサービス化、並びに鑑札装着の代替措置としてのマイクロチップ装着について検討されている動物の愛護及び管理に関する法律等の改正の検討状況を踏まえ、その具体的な運用方法を検討し、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。 (関係府省:環境省)
56	京都府、京都市、堺市、兵庫県、神戸市、和歌山県、鳥取県、徳島県	会計年度所属区分について、「当該行為の履行があった日」の見直し	歳出の会計年度所属区分について、「当該行為の履行があった日」の属する年度と整理する場合の「履行があった日」とは、履行確認(検査)の日に限ることなく、期間帰属の観点から、翌年度に行為の完了を確認することにより、旧年度中に当該行為の履行があったと認められる日も含まれるという解釈を示されたい。	総務省	—

平成30年提案 対応状況（和歌山県関連）

管理番号	団体名	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	制度の所管・ 関係府省庁	平成30年の地方からの提案等に関する対応方針 (平成30年12月25日閣議決定)記載内容
57	京都府、滋賀県、京都市、福知山市、舞鶴市、綾部市、宇治市、宮津市、亀岡市、城陽市、向日市、八幡市、京田辺市、京丹後市、木津川市、大山崎町、久御山町、井手町、宇治田原町、笠置町、和束町、南山城村、京丹波町、伊根町、与謝野町、大阪府、堺市、兵庫県、神戸市、和歌山県、鳥取県、徳島県 【重点51】	財政健全化法に基づく健全化判断比率の算定・報告の一元化	地方公共団体の財政の健全化に関する法律（以下、「財政健全化法」という。）に基づく健全化判断比率の算定・報告について、全国の地方公共団体に共通の法定事務であり、今後も総務省において継続調査することが想定される事務であることから、自動転記等の機能を備えた普通交付税算定、決算統計と一元化された電子調査表システムを構築することにより、効率的に事務を進め、財政健全化法第3条に規定する「速やかな公表」が可能となることを求める。	総務省	6【総務省】 (13)地方公共団体の財政の健全化に関する法律(平19法94) 地方公共団体の健全化判断比率・資金不足比率の算定及び報告(3条1項、22条1項)については、詳細なシステム改修の内容や費用負担について地方公共団体と協議の上、総務省の保有するシステムから活用可能なデータのうち、健全化判断比率・資金不足比率の算定に必要となるデータを活用し、所定の様式に自動転記して提供する方向で検討し、2019年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。
58	京都府、滋賀県、和歌山県、鳥取県	高度化資金貸付金の違約金支払手続きに係る請求書発行依頼の義務付けの廃止	高度化資金貸付金の違約金支払手続きに係る請求書発行依頼の義務付けを廃止することにより、事務処理期間の短縮及び都道府県の事務負担軽減を図られることを求める。	経済産業省	—

平成30年提案 対応状況（和歌山県関連）

管理番号	団体名	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	制度の所管・ 関係府省庁	平成30年の地方からの提案等に関する対応方針 (平成30年12月25日閣議決定)記載内容
59	京都府、滋賀県、京都市、大阪府、兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県、関西広域連合	中小企業等協同組合からの暴力団排除のための中小企業等協同組合法の改正	中小企業等協同組合から暴力団を排除することができるよう、条例委任又は法改正による暴力団排除条項の追加を行うこと。	警察庁、金融庁、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省	6【警察庁】 (1)中小企業等協同組合法(昭24法181) 中小企業等協同組合法への暴力団排除条項の導入については、同法に基づき設立された組合に暴力団員等が関与し、その活動を通じて暴力団の威力が行使され、組合員の公正な経済活動の機会を確保するなどの措置が必要であるかを検討し、2019年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。 (関係府省:金融庁、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省及び環境省)
60	京都府、滋賀県、京都市、大阪府、兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県、関西広域連合	災害復旧事業の重要変更協議案件の基準の緩和	災害復旧事業において農林水産省との協議が必要となる重要変更の基準の緩和	農林水産省	6【農林水産省】 (4)農林水産省施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律(昭25法169) (ii)災害復旧事業の変更については、工事費の額の変更協議を要する金額の要件を検討し、2018年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。
61	京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県 【重点50】	海区漁業調整委員会の公選委員に欠員が生じた際に於ける、補欠選挙実施基準の緩和	海区漁業調整委員会の公選委員の補欠選挙について、公職選挙法上の他の選挙同様、例えば、その当選人の不足数と足して2人以上に達したときとする等、補欠選挙実施基準の緩和を求める。	農林水産省	6【農林水産省】 (3)漁業法(昭24法267) 海区漁業調整委員会の公選委員に欠員が生じた際の補欠選挙については、廃止する。
111	大阪府、京都市、守口市、兵庫県、神戸市、和歌山県、鳥取県、徳島県、関西広域連合	幼保連携型以外の認定こども園の認定手続きに係る協議の見直しについて	幼保連携型以外の認定こども園の認定手続きにおいて、市町村立の施設の認定の場合は、当該認定の申請に係る施設が所在する市町村の長への協議を不要とする。	内閣府、文部科学省、厚生労働省	6【内閣府】 (10)就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平18法77) (i)幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定に係る都道府県知事から市町村長(指定都市市長及び中核市市長を除く。)への協議(3条6項)については、当該認定こども園の設置者が市町村(指定都市及び中核市を除く。)である場合には不要であることを明確化するため、地方公共団体に2018年度中に周知する。 (関係府省:文部科学省及び厚生労働省)

平成30年提案 対応状況（和歌山県関連）

管理番号	団体名	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	制度の所管・ 関係府省庁	平成30年の地方からの提案等に関する対応方針 (平成30年12月25日閣議決定)記載内容
112	大阪府、京都市、堺市、兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県、関西広域連合	保育所から幼保連携型認定こども園へ移行する際(運営法人や建物構造に変更がない場合)の財産処分手続に係る添付書類の簡素化	保育所から幼保連携型認定こども園へ移行する際の財産処分手続に係る添付書類を簡素化する	厚生労働省	6【厚生労働省】 (39)補助事業等により取得した財産の財産処分に関する事務 保育所から幼保連携型認定こども園へ移行する場合の財産の転用については、対象施設の写真等の添付の省略及び代替が可能となるよう、「厚生労働省所管一般会計補助金等に係る財産処分について」(平20厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知)を2018年度中に改正する。
113	大阪府、滋賀県、堺市、兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県、関西広域連合	処遇改善等加算の認定権限の移譲	都道府県知事、指定都市及び中核市において行うこととされている処遇改善等加算の認定に係る権限を、各市町村へと移譲する。	内閣府、文部科学省、厚生労働省	5【内閣府】 (1)子ども・子育て支援法(平24法65) 施設型給付費等に係る処遇改善等加算の認定に係る事務・権限については、都道府県と加算の認定の実施を希望する市町村の間で協議が整った場合に、当該市町村に移譲する方向で検討し、2019年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。 (関係府省:文部科学省及び厚生労働省)
114	大阪府、滋賀県、京都市、堺市、兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県、関西広域連合	保育士等キャリアアップ研修の実施方法を含めた在り方の見直し	保育士等の処遇改善加算Ⅱの要件となっている保育士等キャリアアップ研修について、代替保育等の確保が困難な状況にある中、研修の受講が困難であることを鑑み、実施方法について通信制やeラーニング、ビデオ学習による方法を認める等の見直しを図りたい。 ※指定保育士養成施設においては通信制による履修が認められており、類似研修の介護支援専門員資質向上事業実施要綱においては、各研修における講義の一部又は全部を通信学習とすることができると厚生労働省から通知。	内閣府、文部科学省、厚生労働省	6【内閣府】 (12)子ども・子育て支援法(平24法65)及び保育士等キャリアアップ研修 保育士等キャリアアップ研修の実施方法については、eラーニング等による研修の実施が可能であることを明確化するため、研修の効果的な実施方法等の留意事項を含め、地方公共団体に2019年度中に通知するとともに、eラーニングによる研修を実施する際の参考映像を作成し、提供する。 (関係府省:文部科学省及び厚生労働省)

平成30年提案 対応状況（和歌山県関連）

管理番号	団体名	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	制度の所管・ 関係府省庁	平成30年の地方からの提案等に関する対応方針 (平成30年12月25日閣議決定)記載内容
129	鳥取県、京都府、京都市、兵庫県、和歌山県、広島県、山口県、徳島県 【重点42】	自家用有償旅客運送による貨客混載の許可基準の緩和	自家用有償旅客運送による過疎地域等における少量貨物の有償運送について、地域公共交通会議等で協議が調った場合には、道路運送法第78条第3号に基づく許可なく少量貨物運送を実施することができることとする。自家用有償旅客運送による過疎地域等における少量貨物の有償運送に係る道路運送法第78条第3号に基づく許可を受ける際に必要な、地域の貨物自動車運送事業者の同意を得たこととする等自家用有償旅客運送による少量貨物有償運送の要件・手続きを緩和する。	国土交通省	6【国土交通省】 (9)道路運送法(昭26法183) 自家用有償旅客運送者(79条)による過疎地域等における少量貨物の有償運送に係る78条3号に基づく許可については、地域の实情に応じて自家用有償旅客運送を円滑に実施することが可能となるよう、以下のとおりとする。 ・市町村及び関連性が高いと考えられる貨物自動車運送事業者(又はそれを代表し得る者)等を構成員に含む協議会等(地域公共交通会議(施行規則9条の2)を含む。)の場で協議が調った場合には、運輸支局長が対象地域を判断するに当たって必要に応じて行うこととされている関係者からの意見の聴取を要しないこととし、地方運輸局に2018年度中に通知する。 ・地方公共団体及び地方運輸局に対する情報提供等により、当該許可の迅速かつ柔軟な運用に努める。 ・当該許可の在り方については、自家用有償旅客運送者による過疎地域等における少量貨物の有償運送に係る運送の実態やニーズの動向等を検証しつつ、引き続き検討する。
130	鳥取県、滋賀県、京都府、大阪府、堺市、兵庫県、神戸市、和歌山県、徳島県、中国地方知事会、日本創生のための将来世代応援知事同盟 【重点3】	児童養護施設の保育士配置基準の緩和	児童養護施設には保育士を配置することとされているが、幼稚園教諭の資格取得者を配置しても、現行の基準では求められる職員数に含めることができない。幼稚園教諭の役割は、児童の健やかな成長のためにその心身の発達を助長することであり、児童養護施設で生活する児童に対しても保育士同様にその役割を十分果たし得る職種である。よって、現在、保育士を配置することと定められている職種の規定を、幼稚園教諭の資格取得者も配置できるよう要望する。	厚生労働省	6【厚生労働省】 (3)児童福祉法(昭22法164) (viii)児童養護施設等の児童指導員の資格要件については、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭23厚生省令63)を2018年度中に改正し、幼稚園教諭の免許状を有する者を加える。

平成30年提案 対応状況（和歌山県関連）

管理番号	団体名	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	制度の所管・ 関係府省庁	平成30年の地方からの提案等に関する対応方針 (平成30年12月25日閣議決定)記載内容
167	兵庫県、滋賀県、京都府、京都市、大阪府、上郡町、和歌山県、鳥取県、徳島県、関西広域連合、兵庫県町村会	移住希望地域で空き家を活用した生活体験に対する旅館業法の適用除外	移住希望者が当該市町に移住する目的で、移住希望地域での生活を体験する間に、市町の空き家バンクに登録済みの空き家でお試し居住する場合は、特定の空き家を取得又は賃貸する前提で短期居住する場合と同じく旅館業法の適用除外とすること。	厚生労働省	6【厚生労働省】 (11)旅館業法(昭23法138) 移住希望者の空き家物件への短期居住については、地域のニーズに応じた空き家物件を活用した移住希望者への生活体験事業を推進する観点から、旅館業法に基づく営業許可の可否を地方公共団体が的確に判断できるよう、旅館業法の適用外となる場合について通知した「移住希望者の空き家物件への短期居住等に係る旅館業法の運用について」(平28厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生・食品安全部生活衛生課長)の趣旨を、全国会議を通じて地方公共団体に2019年中に周知する。
169	兵庫県、多可町、滋賀県、京都府、堺市、神戸市、和歌山県、鳥取県、徳島県、兵庫県町村会 【重点23】	介護保険における施設移転に際しての住所地特例の継続	住所地特例の対象外とされている施設のうち、対象施設の同一市町内にある認知症高齢者グループホームを住所地特例の対象とすること。	厚生労働省	6【厚生労働省】 (27)介護保険法(平9法123) (vii)住所地特例(13条)については、住所地特例対象施設を有する市町村(特別区を含む。以下この事項において同じ。)と当該住所地特例対象施設に入所する前の市町村の関係性について整理し、地方公共団体に2018年中に周知する。また、住所地特例対象施設の入所者が、直接、認知症対応型共同生活介護事業所(認知症高齢者グループホーム)へ入居する事例において、住所地特例の適用や区域外指定の活用による対応が困難な場合について、その実態や市町村の介護給付費に与える影響等を2019年度中に調査した上で、住所地特例の適用や区域外指定の活用による対応について地方公共団体の意見を踏まえて検討し、2021年度からの第8期介護保険事業計画の策定に向けて結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。
170	兵庫県、京都府、京都市、大阪府、神戸市、和歌山県、鳥取県、徳島県、関西広域連合 【重点24】	介護老人保健施設と看護小規模多機能型事業所について、定期借地権を利用した未利用国有地の減額貸付対象化	社会福祉法第2条に規定する事業外の施設(介護老人保健施設と看護小規模多機能型事業所)を、定期借地権を利用した未利用国有地の減額貸付の対象とすること。	財務省、厚生労働省	6【財務省】 (3)社会福祉法(昭26法45)及び国有財産特別措置法(昭27法219) 介護施設整備に係る未利用国有地の減額貸付の対象施設については、以下のとおりとする。 ・対象施設に看護小規模多機能型居宅介護のうち小規模多機能型居宅介護に係るものを加えることを、地方公共団体に2018年度中に周知する。 (関係府省:厚生労働省) ・対象施設となる介護老人保健施設の範囲を明確化するため、地方公共団体に2018年度中に周知する。 (関係府省:厚生労働省)

平成30年提案 対応状況（和歌山県関連）

管理番号	団体名	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	制度の所管・ 関係府省庁	平成30年の地方からの提案等に関する対応方針 (平成30年12月25日閣議決定)記載内容
178	兵庫県、京都府、京都市、大阪市、堺市、八尾市、神戸市、播磨町、和歌山県、兵庫県町村会	投票管理者選任要件を「選挙権を有する者」に緩和	当日投票における投票管理者及びその職務代理者の選任条件を「当該選挙の選挙権を有する者」から「選挙権を有する者」に改めるよう改正されたい。	総務省	6【総務省】 (3)公職選挙法(昭25法100) (ii)投票管理者(37条2項)及び投票管理者の職務代理者(施行令24条1項)の選任要件については、市区町村が幅広く選任できるよう法制的な面から具体的な要件緩和の在り方を検討し、2018年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。
179	兵庫県、京都府、神戸市、播磨町、和歌山県、兵庫県町村会	投票立会人選任要件を「選挙権を有する者」に緩和	投票立会人の選任要件である「各投票区における選挙人名簿に登録された者」について、投票環境の向上を進めるため、期日前投票所や共通投票所と同様に投票区の要件を外して「選挙権を有する者」に緩和すること。	総務省	6【総務省】 (3)公職選挙法(昭25法100) (iii)投票立会人(38条1項)の選任要件については、市区町村が幅広く選任できるよう法制的な面から具体的な要件緩和の在り方を検討し、2018年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。
181	兵庫県、滋賀県、京都府、大阪府、和歌山県、徳島県 【重点13】	農地中間管理機構が行う単純な業務の委託に係る知事承認の廃止	農地中間管理機構は農地中間管理事業に係る業務の一部を他の者に委託しようとするときは、あらかじめ都道府県知事の承認を受けなければならないとされているが、(i)農地管理(草刈り、突発的な水路の補修、稲刈り・田植え等)、(ii)普及啓発(チラシ・図面作成、シンポジウム開催等)の「単純な業務」に限り知事承認を不要とする。 なお、農用地等の貸付・借受申込の受付や申請書類の内容確認等、「単純な業務」と認められがたいものや恣意性の排除が必要な業務については従前のおり知事承認を要することとする。	農林水産省	6【農林水産省】 (7)農業経営基盤強化促進法(昭55法65)及び農地中間管理事業の推進に関する法律(平25法101) (iii)農地中間管理機構が行う単純な業務に係る委託については、都道府県知事の事前承認(同法22条2項)を不要とする方向で検討し、2018年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

平成30年提案 対応状況（和歌山県関連）

管理番号	団体名	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	制度の所管・ 関係府省庁	平成30年の地方からの提案等に関する対応方針 (平成30年12月25日閣議決定)記載内容
183	兵庫県、京都府、京都市、大阪府、堺市、稲美町、和歌山県、鳥取県、関西広域連合、兵庫県町村会	認可地縁団体が所有する不動産に係る登記申請の特例に一部名義人が認可地縁団体の場合を追加	認可地縁団体が所有する不動産に係る登記申請の特例について、当該特例制度が導入される以前に、認可地縁団体と「所在が不明である構成員」との共有名義として登記された不動産においても、認可地縁団体が所有する不動産の登記申請の特例が使えるよう、登記名義人が自然人であるという制限を緩和し、市町長が特例の申請を受理し、手続きの上、証明書を交付できるようにすること。	総務省	6【総務省】 (1) 地方自治法(昭22法67) (iii) 認可地縁団体の不動産登記の特例(260条の38)については、認可地縁団体が所有する不動産において、その登記の表題部所有者又は登記名義人の一部に当該認可地縁団体が含まれる場合であっても適用が可能であることを明確化するため、地方公共団体に2018年中に通知する。 [措置済み(平成30年11月27日付け総務省自治行政局住民制度課長通知)]
210	大阪市、京都市、堺市、箕面市、兵庫県、神戸市、和歌山県、鳥取県、徳島県 【重点12】	育児休業等の期間延長にかかる要件緩和	育児休業の取得及び育児休業給付金の支給期間の延長要件である「保育が実施されない場合」の挙証資料を、入所保留通知書の提出がなくても育児休業等の延長が可能になるように制度を改正して欲しい。	厚生労働省	6【厚生労働省】 (4) 児童福祉法(昭22法164)、雇用保険法(昭49法116)及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(平3法76) 育児休業及び育児休業給付金の期間延長に係る手続については、保育所等の利用調整における公平性を確保するとともに、育児休業等の制度の適切な運用を図るため、以下のとおりとする。 ・保育所等の利用調整に当たり、保護者からの申込みのうち、保育の必要性の高い者を優先的に取り扱うため、所要の調整方法を地方公共団体に2018年度中に通知する。 ・育児休業等の制度の趣旨に則った同制度の活用を促す方法について検討し、2018年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。 なお、育児休業等の延長制度の在り方については、提案の趣旨や保育所の整備状況等を踏まえつつ、中長期的に検討を行い、必要な措置を講ずる。
211	大阪市、兵庫県、神戸市、和歌山県、鳥取県、徳島県 【重点8】	共同保育の実施可能日の適用拡大	保育所等が、自園の児童に加え他の保育所等を利用している児童も受け入れて保育を行う共同保育について、現状実施が認められている土曜日に加え、同様に利用児童の少ないお盆、年末年始(12月29日～1月3日以外の12月28日、1月4日等)等に適用範囲を拡大して欲しい。	内閣府、厚生労働省	6【内閣府】 (2) 児童福祉法(昭22法164)及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平18法77) 近隣の保育所等が連携し、1か所の保育所等で保育を行う共同保育については、お盆や年末年始等、保育所等の利用児童が少ない場合に実施が可能であることを明確化するため、地方公共団体に2018年度中に通知する。 (関係府省:厚生労働省)

平成30年提案 対応状況（鳥取県関連）

管理番号	団体名	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	制度の所管・ 関係府省庁	平成30年の地方からの提案等に関する対応方針 (平成30年12月25日閣議決定)記載内容
38	京都市、滋賀県、堺市、兵庫県、神戸市、鳥取県、徳島県	企業主導型保育事業の開設に係る手続きについて	<p>保育所や小規模保育事業の認可については、「市町村子ども・子育て支援事業計画」に基づいての需給調整が認められているが、企業主導型保育事業は制度上認可外保育施設であり、この需給調整の対象とはならない。</p> <p>地域のニーズ調査等に基づき策定している事業計画との整合性を図り、有効かつ効率的に整備を進めること、また既存の保育園や企業主導型保育事業所が安定的に運営できる必要があることから、企業主導型保育事業の開設に当たり、「地域枠」を設ける際には、自治体へ事前協議を行うようにされたい。</p>	内閣府、厚生労働省	—
40	徳島県、兵庫県、神戸市、和歌山県、鳥取県、愛媛県、高知県	飼い主登録を徹底するための登録窓口の一元化	飼い主登録の徹底を図るため、市町村、AIPO（動物ID普及推進会）の他、任意団体等が窓口となっている飼い主登録について一元化を行う。	厚生労働省、環境省	<p>6【厚生労働省】 (23)動物の愛護及び管理に関する法律(昭48法105) 狂犬病予防法(昭25法247)に基づき市区町村が行う犬の登録(同法4条)の窓口事務及びマイクロチップによる情報登録の窓口事務の一元化については、犬の登録手続及びマイクロチップ登録手続のワンストップサービス化、並びに鑑札装着の代替措置としてのマイクロチップ装着について検討されている動物の愛護及び管理に関する法律等の改正の検討状況を踏まえ、その具体的な運用方法を検討し、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。 (関係府省:環境省)</p>

平成30年提案 対応状況（鳥取県関連）

管理番号	団体名	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	制度の所管・ 関係府省庁	平成30年の地方からの提案等に関する対応方針 (平成30年12月25日閣議決定)記載内容
56	京都府、京都市、堺市、兵庫県、神戸市、和歌山県、鳥取県、徳島県	会計年度所属区分について、「当該行為の履行があった日」の見直し	歳出の会計年度所属区分について、「当該行為の履行があった日」の属する年度と整理する場合の「履行があった日」とは、履行確認(検査)の日に限ることなく、期間帰属の観点から、翌年度に行為の完了を確認することにより、旧年度中に当該行為の履行があったと認められる日も含まれるという解釈を示されたい。	総務省	—
57	京都府、滋賀県、京都市、福知山市、舞鶴市、綾部市、宇治市、宮津市、亀岡市、城陽市、向日市、八幡市、京田辺市、京丹後市、木津川市、大山崎町、久御山町、井手町、宇治田原町、笠置町、和束町、南山城村、京丹波町、伊根町、与謝野町、大阪府、堺市、兵庫県、神戸市、和歌山県、鳥取県、徳島県 【重点51】	財政健全化法に基づく健全化判断比率の算定・報告の一元化	地方公共団体の財政の健全化に関する法律(以下、「財政健全化法」という。)に基づく健全化判断比率の算定・報告について、全国の地方公共団体に共通の法定事務であり、今後も総務省において継続調査することが想定される事務であることから、自動転記等の機能を備えた普通交付税算定、決算統計と一元化された電子調査表システムを構築することにより、効率的に事務を進め、財政健全化法第3条に規定する「速やかな公表」が可能となることを求める。	総務省	6【総務省】 (13)地方公共団体の財政の健全化に関する法律(平19法94) 地方公共団体の健全化判断比率・資金不足比率の算定及び報告(3条1項、22条1項)については、詳細なシステム改修の内容や費用負担について地方公共団体と協議の上、総務省の保有するシステムから活用可能なデータのうち、健全化判断比率・資金不足比率の算定に必要となるデータを活用し、所定の様式に自動転記して提供する方向で検討し、2019年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

平成30年提案 対応状況（鳥取県関連）

管理番号	団体名	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	制度の所管・ 関係府省庁	平成30年の地方からの提案等に関する対応方針 (平成30年12月25日閣議決定)記載内容
58	京都府、滋賀県、和歌山県、鳥取県	高度化資金貸付金の違約金支払手続きに係る請求書発行依頼の義務付けの廃止	高度化資金貸付金の違約金支払手続きに係る請求書発行依頼の義務付けを廃止することにより、事務処理期間の短縮及び都道府県の事務負担軽減を図られることを求める。	経済産業省	—
59	京都府、滋賀県、京都市、大阪府、兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県、関西広域連合	中小企業等協同組合からの暴力団排除のための中小企業等協同組合法の改正	中小企業等協同組合から暴力団を排除することができるよう、条例委任又は法改正による暴力団排除条項の追加を行うこと。	警察庁、金融庁、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省	6【警察庁】 (1)中小企業等協同組合法(昭24法181) 中小企業等協同組合法への暴力団排除条項の導入については、同法に基づき設立された組合に暴力団員等が関与し、その活動を通じて暴力団の威力が行使され、組合員の公正な経済活動の機会を確保するなどの措置が必要であるかを検討し、2019年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。 (関係府省:金融庁、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省及び環境省)
60	京都府、滋賀県、京都市、大阪府、兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県、関西広域連合	災害復旧事業の重要変更協議案件の基準の緩和	災害復旧事業において農林水産省との協議が必要となる重要変更の基準の緩和	農林水産省	6【農林水産省】 (4)農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律(昭25法169) (ii)災害復旧事業の変更については、工事費の額の変更協議を要する金額の要件を検討し、2018年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。
61	京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県 【重点50】	海区漁業調整委員会の公選委員に欠員が生じた際における、補欠選挙実施基準の緩和	海区漁業調整委員会の公選委員の補欠選挙について、公職選挙法上の他の選挙同様、例えば、その当選人の不足数と足して2人以上に達したときとする等、補欠選挙実施基準の緩和を求める。	農林水産省	6【農林水産省】 (3)漁業法(昭24法267) 海区漁業調整委員会の公選委員に欠員が生じた際の補欠選挙については、廃止する。

平成30年提案 対応状況（鳥取県関連）

管理番号	団体名	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	制度の所管・ 関係府省庁	平成30年の地方からの提案等に関する対応方針 (平成30年12月25日閣議決定)記載内容
64	京都府、滋賀県、大阪府、兵庫県、鳥取県、関西広域連合	原子力関係交付金の事務の簡素化	①「放射線監視等交付金」(原子力規制庁)及び②「原子力発電施設等緊急時安全対策交付金」(内閣府)(ただし、環境放射線モニタリングに係る部分に限る。)の経費算出に係る様式の統一など事務手続きの簡素化	内閣府、環境省	6【内閣府】 (15)放射線監視等交付金及び原子力発電施設等緊急時安全対策交付金 放射線監視等交付金及び原子力発電施設等緊急時安全対策交付金の交付に係る事務手続については、ヒアリング時期を含め、地方公共団体の事務負担軽減や円滑化等に可能な限り配慮するとともに、両交付金における事業の実実施計画の変更や、資機材の取得及び整備等に関する各種相談についても引き続き対応していく。 (関係府省:環境省)
109	大阪府、堺市、兵庫県、鳥取県、徳島県、関西広域連合 【重点47】	私人への徴収・収納委託が可能な歳入範囲の拡大(旅券発給等事務に係る歳入歳出外現金の追加)	地方自治法243条及び同法施行令第158条の規定は、歳入歳出外現金について、地方公共団体から私人への徴収又は収納の事務の委託を認めていないところ、旅券発給等事務に係る歳入歳出外現金について委託を可能とするよう、関連法令(地方自治法、旅券法や関係する施行令等)の改正を求める。	総務省、外務省	6【外務省】 (1)地方自治法(昭22法67)及び旅券法(昭26法267) 都道府県が徴収する一般旅券に係る手数料(地方自治法227条及び旅券法20条2項)については、2018年度中に普通地方公共団体における旅券に関する事務の実態等を調査する。その結果を踏まえ、デジタル・ガバメント実行計画(平成30年1月16日eガバメント閣僚会議決定)における旅券発給申請方法等のデジタル技術の活用による多様化等の検討の中で、都道府県が事務処理特例制度(地方自治法252条の17の2)に基づき市町村に委託した一般旅券の事務に関し、市町村が手数料の徴収又は収納の事務を私人に委託可能とする措置が必要であるかを検討し、2020年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。
111	大阪府、京都市、守口市、兵庫県、神戸市、和歌山県、鳥取県、徳島県、関西広域連合	幼保連携型以外の認定こども園の認定手続きに係る協議の見直しについて	幼保連携型以外の認定こども園の認定手続きにおいて、市町村立の施設の認定の場合は、当該認定の申請に係る施設が所在する市町村の長への協議を不要とする。	内閣府、文部科学省、厚生労働省	6【内閣府】 (10)就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平18法77) (i)幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定に係る都道府県知事から市町村長(指定都市市長及び中核市市長を除く。)への協議(3条6項)については、当該認定こども園の設置者が市町村(指定都市及び中核市を除く。)である場合には不要であることを明確化するため、地方公共団体に2018年度中に周知する。 (関係府省:文部科学省及び厚生労働省)

平成30年提案 対応状況（鳥取県関連）

管理番号	団体名	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	制度の所管・ 関係府省庁	平成30年の地方からの提案等に関する対応方針 (平成30年12月25日閣議決定)記載内容
112	大阪府、京都市、堺市、兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県、関西広域連合	保育所から幼保連携型認定こども園へ移行する際(運営法人や建物構造に変更がない場合)の財産処分手続に係る添付書類の簡素化	保育所から幼保連携型認定こども園へ移行する際の財産処分手続に係る添付書類を簡素化する	厚生労働省	6【厚生労働省】 (39)補助事業等により取得した財産の財産処分に関する事務 保育所から幼保連携型認定こども園へ移行する場合の財産の転用については、対象施設の写真等の添付の省略及び代替が可能となるよう、「厚生労働省所管一般会計補助金等に係る財産処分について」(平20厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知)を2018年度中に改正する。
113	大阪府、滋賀県、堺市、兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県、関西広域連合	処遇改善等加算の認定権限の移譲	都道府県知事、指定都市及び中核市において行うこととされている処遇改善等加算の認定に係る権限を、各市町村へと移譲する。	内閣府、文部科学省、厚生労働省	5【内閣府】 (1)子ども・子育て支援法(平24法65) 施設型給付費等に係る処遇改善等加算の認定に係る事務・権限については、都道府県と加算の認定の実施を希望する市町村の間で協議が整った場合に、当該市町村に移譲する方向で検討し、2019年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。 (関係府省:文部科学省及び厚生労働省)
114	大阪府、滋賀県、京都市、堺市、兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県、関西広域連合	保育士等キャリアアップ研修の実施方法を含めた在り方の見直し	保育士等の処遇改善加算Ⅱの要件となっている保育士等キャリアアップ研修について、代替保育等の確保が困難な状況にある中、研修の受講が困難であることを鑑み、実施方法について通信制やeラーニング、ビデオ学習による方法を認める等の見直しを図りたい。 ※指定保育士養成施設においては通信制による履修が認められており、類似研修の介護支援専門員資質向上事業実施要綱においては、各研修における講義の一部又は全部を通信学習とすることができると厚生労働省から通知。	内閣府、文部科学省、厚生労働省	6【内閣府】 (12)子ども・子育て支援法(平24法65)及び保育士等キャリアアップ研修 保育士等キャリアアップ研修の実施方法については、eラーニング等による研修の実施が可能であることを明確化するため、研修の効果的な実施方法等の留意事項を含め、地方公共団体に2019年度中に通知するとともに、eラーニングによる研修を実施する際の参考映像を作成し、提供する。 (関係府省:文部科学省及び厚生労働省)

平成30年提案 対応状況（鳥取県関連）

管理番号	団体名	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	制度の所管・ 関係府省庁	平成30年の地方からの提案等に関する対応方針 (平成30年12月25日閣議決定)記載内容
129	鳥取県、京都府、京都市、兵庫県、和歌山県、広島県、山口県、徳島県 【重点42】	自家用有償旅客運送による貨客混載の許可基準の緩和	自家用有償旅客運送による過疎地域等における少量貨物の有償運送について、地域公共交通会議等で協議が調った場合には、道路運送法第78条第3号に基づく許可なく少量貨物運送を実施することができることとする。自家用有償旅客運送による過疎地域等における少量貨物の有償運送に係る道路運送法第78条第3号に基づく許可を受ける際に必要な、地域の貨物自動車運送事業者の同意を得たこととする等自家用有償旅客運送による少量貨物有償運送の要件・手続きを緩和する。	国土交通省	6【国土交通省】 (9)道路運送法(昭26法183) 自家用有償旅客運送者(79条)による過疎地域等における少量貨物の有償運送に係る78条3号に基づく許可については、地域の实情に応じて自家用有償旅客運送を円滑に実施することが可能となるよう、以下のとおりとする。 ・市町村及び関連性が高いと考えられる貨物自動車運送事業者(又はそれを代表し得る者)等を構成員に含む協議会等(地域公共交通会議(施行規則9条の2)を含む。)の場で協議が調った場合には、運輸支局長が対象地域を判断するに当たって必要に応じて行うこととされている関係者からの意見の聴取を要しないこととし、地方運輸局に2018年度中に通知する。 ・地方公共団体及び地方運輸局に対する情報提供等により、当該許可の迅速かつ柔軟な運用に努める。 ・当該許可の在り方については、自家用有償旅客運送者による過疎地域等における少量貨物の有償運送に係る運送の実態やニーズの動向等を検証しつつ、引き続き検討する。
130	鳥取県、滋賀県、京都府、大阪府、堺市、兵庫県、神戸市、和歌山県、徳島県、中国地方知事会、日本創生のための将来世代応援知事同盟 【重点3】	児童養護施設の保育士配置基準の緩和	児童養護施設には保育士を配置することとされているが、幼稚園教諭の資格取得者を配置しても、現行の基準では求められる職員数に含めることができない。幼稚園教諭の役割は、児童の健やかな成長のためにその心身の発達を助長することであり、児童養護施設で生活する児童に対しても保育士同様にその役割を十分果たし得る職種である。よって、現在、保育士を配置することと定められている職種の規定を、幼稚園教諭の資格取得者も配置できるよう要望する。	厚生労働省	6【厚生労働省】 (3)児童福祉法(昭22法164) (viii)児童養護施設等の児童指導員の資格要件については、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭23厚生省令63)を2018年度中に改正し、幼稚園教諭の免許状を有する者を加える。

平成30年提案 対応状況（鳥取県関連）

管理番号	団体名	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	制度の所管・ 関係府省庁	平成30年の地方からの提案等に関する対応方針 (平成30年12月25日閣議決定)記載内容
143	鳥取県	法人土地・建物基本調査の都道府県の事務の見直し	法人土地・建物基本調査の都道府県の事務の見直し	国土交通省	6【国土交通省】 (18)統計法(平19法53) 法人土地・建物基本調査に係る都道府県知事が行う事務については、基幹統計調査として求められる統計技術的な合理性及び妥当性にも留意しつつ、都道府県の負担を軽減する方向で、当該事務の在り方について検討し、2020年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。
167	兵庫県、滋賀県、京都府、京都市、大阪府、上郡町、和歌山県、鳥取県、徳島県、関西広域連合、兵庫県町村会	移住希望地域で空き家を活用した生活体験に対する旅館業法の適用除外	移住希望者が当該市町に移住する目的で、移住希望地域での生活を体験する間に、市町の空き家バンクに登録済みの空き家でお試し居住する場合は、特定の空き家を取得又は賃貸する前提で短期居住する場合と同じく旅館業法の適用除外とすること。	厚生労働省	6【厚生労働省】 (11)旅館業法(昭23法138) 移住希望者の空き家物件への短期居住については、地域のニーズに応じた空き家物件を活用した移住希望者への生活体験事業を推進する観点から、旅館業法に基づく営業許可の要否を地方公共団体が的確に判断できるよう、旅館業法の適用外となる場合について通知した「移住希望者の空き家物件への短期居住等に係る旅館業法の運用について」(平28厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生・食品安全部生活衛生課長)の趣旨を、全国会議を通じて地方公共団体に2019年中に周知する。
169	兵庫県、多可町、滋賀県、京都府、堺市、神戸市、和歌山県、鳥取県、徳島県、兵庫県町村会 【重点23】	介護保険における施設移転に際しての住所地特例の継続	住所地特例の対象外とされている施設のうち、対象施設の同一市町内にある認知症高齢者グループホームを住所地特例の対象とすること。	厚生労働省	6【厚生労働省】 (27)介護保険法(平9法123) (vii)住所地特例(13条)については、住所地特例対象施設を有する市町村(特別区を含む。以下この事項において同じ。)と当該住所地特例対象施設に入所する前の市町村の関係性について整理し、地方公共団体に2018年中に周知する。また、住所地特例対象施設の入所者が、直接、認知症対応型共同生活介護事業所(認知症高齢者グループホーム)へ入居する事例において、住所地特例の適用や区域外指定の活用による対応が困難な場合について、その実態や市町村の介護給付費に与える影響等を2019年度中に調査した上で、住所地特例の適用や区域外指定の活用による対応について地方公共団体の意見を踏まえて検討し、2021年度からの第8期介護保険事業計画の策定に向けて結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

平成30年提案 対応状況（鳥取県関連）

管理番号	団体名	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	制度の所管・ 関係府省庁	平成30年の地方からの提案等に関する対応方針 (平成30年12月25日閣議決定)記載内容
170	兵庫県、京都府、京都市、大阪府、神戸市、和歌山県、鳥取県、徳島県、関西広域連合 【重点24】	介護老人保健施設と看護小規模多機能型事業所について、定期借地権を利用した未利用国有地の減額貸付対象化	社会福祉法第2条に規定する事業外の施設（介護老人保健施設と看護小規模多機能型事業所）を、定期借地権を利用した未利用国有地の減額貸付の対象とすること。	財務省、厚生労働省	6【財務省】 (3)社会福祉法(昭26法45)及び国有財産特別措置法(昭27法219) 介護施設整備に係る未利用国有地の減額貸付の対象施設については、以下のとおりとする。 ・対象施設に看護小規模多機能型居宅介護のうち小規模多機能型居宅介護に係るものを加えることを、地方公共団体に2018年度中に周知する。 (関係府省:厚生労働省) ・対象施設となる介護老人保健施設の範囲を明確化するため、地方公共団体に2018年度中に周知する。 (関係府省:厚生労働省)
180	兵庫県、滋賀県、大阪府、堺市、明石市、鳥取県、徳島県、関西広域連合 【重点9】	児童相談所設置市(中核市)において療育手帳を交付することができることを明確化する通知の見直し	児童相談所を設置している中核市が療育手帳の判定と交付を合わせて実施できるよう、療育手帳制度に係る厚生事務次官通知を見直すこと。	厚生労働省	5【厚生労働省】 (3)療育手帳制度に関する事務 療育手帳制度に関する事務については、児童相談所を設置している中核市において療育手帳の交付に係る決定が可能であることを明確化し、その旨を地方公共団体に2018年度中に周知する方向で検討し、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。
183	兵庫県、京都府、京都市、大阪府、堺市、稲美町、和歌山県、鳥取県、関西広域連合、兵庫県町村会	認可地縁団体が所有する不動産に係る登記申請の特例の一部名義人が認可地縁団体の場合を追加	認可地縁団体が所有する不動産に係る登記申請の特例について、当該特例制度が導入される以前に、認可地縁団体と「所在が不明である構成員」との共有名義として登記された不動産においても、認可地縁団体が所有する不動産の登記申請の特例が使えるよう、登記名義人が自然人であるという制限を緩和し、市町長が特例の申請を受理し、手続きの上、証明書を交付できるようにすること。	総務省	6【総務省】 (1)地方自治法(昭22法67) (iii)認可地縁団体の不動産登記の特例(260条の38)については、認可地縁団体が所有する不動産において、その登記の表題部所有者又は登記名義人の一部に当該認可地縁団体が含まれる場合であっても適用が可能であることを明確化するため、地方公共団体に2018年度中に通知する。 [措置済み(平成30年11月27日付け総務省自治行政局住民制度課長通知)]

平成30年提案 対応状況（鳥取県関連）

管理番号	団体名	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	制度の所管・ 関係府省庁	平成30年の地方からの提案等に関する対応方針 (平成30年12月25日閣議決定)記載内容
210	大阪市、京都市、堺市、箕面市、兵庫県、神戸市、和歌山県、鳥取県、徳島県 【重点12】	育児休業等の期間延長にかかる要件緩和	育児休業の取得及び育児休業給付金の支給期間の延長要件である「保育が実施されない場合」の挙証資料を、入所保留通知書の提出がなくても育児休業等の延長が可能になるように制度を改正して欲しい。	厚生労働省	6【厚生労働省】 (4)児童福祉法(昭22法164)、雇用保険法(昭49法116)及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(平3法76) 育児休業及び育児休業給付金の期間延長に係る手続については、保育所等の利用調整における公平性を確保するとともに、育児休業等の制度の適切な運用を図るため、以下のとおりとする。 ・保育所等の利用調整に当たり、保護者からの申込みのうち、保育の必要性の高い者を優先的に取り扱うため、所要の調整方法を地方公共団体に2018年度中に通知する。 ・育児休業等の制度の趣旨に則った同制度の活用を促す方法について検討し、2018年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。 なお、育児休業等の延長制度の在り方については、提案の趣旨や保育所の整備状況等を踏まえつつ、中長期的に検討を行い、必要な措置を講ずる。
211	大阪市、兵庫県、神戸市、和歌山県、鳥取県、徳島県 【重点8】	共同保育の実施可能日の適用拡大	保育所等が、自園の児童に加え他の保育所等を利用している児童も受け入れて保育を行う共同保育について、現状実施が認められている土曜日に加え、同様に利用児童の少ないお盆、年末年始(12月29日～1月3日以外の12月28日、1月4日等)等に適用範囲を拡大して欲しい。	内閣府、厚生労働省	6【内閣府】 (2)児童福祉法(昭22法164)及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平18法77) 近隣の保育所等が連携し、1か所の保育所等で保育を行う共同保育については、お盆や年末年始等、保育所等の利用児童が少ない場合に実施が可能であることを明確化するため、地方公共団体に2018年度中に通知する。 (関係府省：厚生労働省)
302	鳥取県、地域に飛び出す公務員を応援する首長連合(鳥取県他61団体の長)※代表：鳥取県知事 平井 伸治	地方公務員が副業をできる要件の緩和及び基準の明確化	営利企業等の従事(いわゆる「副業」)については原則禁止で例外的に許可により認める考え方だが、許可制から届出制に改正し、地域で求められている社会貢献活動に積極的に参画できるよう促す。	総務省	6【総務省】 (6)地方公務員法(昭25法261) (ii)職員の営利企業への従事等の制限(38条)については、職務専念義務、職務の公正の確保及び職員の品位の保持等を担保しつつ、地方公務員の社会貢献活動等への積極的な参画を可能とするため、地方公共団体における先進的な取組事例等について調査を行い、地方公共団体に2019年度中に必要な情報提供を行う。

平成30年提案 対応状況（島根県関連）

管理番号	団体名	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	制度の所管・ 関係府省庁	平成30年の地方からの提案等に関する対応方針 (平成30年12月25日閣議決定)記載内容
23	島根県、中国地方知事会	「難病の患者に対する医療等に関する法律」に基づく、指定難病の医療費助成に係る臨床調査個人票(臨個票)の簡素化	「難病の患者に対する医療等に関する法律」に基づく、指定難病の医療費助成に係る臨床調査個人票(臨個票)の内容及び手続きの簡素化を求める。	厚生労働省	6【厚生労働省】 (35)難病の患者に対する医療等に関する法律(平26法50) (ii)指定難病の特定医療費支給認定申請(6条1項)に係る臨床調査個人票の記載事項(施行規則14条)については、附則2条に基づき、施行後5年以内を目途として行われる検討の中で、指定難病の調査研究の推進に支障がない限りにおいて、指定難病の患者や地方公共団体等の負担を軽減する方向で検討し、結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

平成30年提案 対応状況（岡山県関連）

管理番号	団体名	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	制度の所管・ 関係府省庁	平成30年の地方からの提案等に関する対応方針 (平成30年12月25日閣議決定)記載内容
122	岡山県 【重点14】	農業生産基盤整備事業(線的整備事業)の受益地に係る変更要件等の明確化	農業生産基盤整備事業(線的整備事業)について、着手から完了までの間、社会情勢の変化等を踏まえ、受益地設定を含む事業計画の柔軟かつ迅速な変更を可能とすること。また、受益地の変更可否の判断基準(変更が認められるケースとそうでないケースの事例集の作成等)及び国との事前協議段階から土地改良法・各事業の実施要綱に基づく事業変更手続に至るまでの手続や補助金返還のルール等を明確化し、地方に示す。	農林水産省	6【農林水産省】 (2)土地改良法(昭24法195) 土地改良事業実施中の受益地の変更については、要件や手続等の明確化を図るため、以下に掲げる事項について、関係団体等に2018年中に周知する。 ・受益地からの除外手続に関する手順並びに事業計画の変更手続に関する手順及びそれに要する期間の目安 ・国営事業実施中の受益地の変更に当たっては、受益地からの除外を要望する者と市町村、土地改良区等との間で調整を行い、その調整が完了した場合には、遅滞なく当該農地を受益地から除外する旨を国に報告し、国はその報告を受けたことをもって当該農地を受益地から除外したものと整理すること。 ・補助金返還を要する場合に係る考え方 [措置済み(平成30年10月24日付け農林水産省農村振興局整備部長通知)]
199	倉敷市	随意契約ができる金額の見直し	随意契約によることができる予定価格について、契約の種類が「工事又は製造の請負」である場合の上限金額を引き上げる規制緩和	総務省	—

平成30年提案 対応状況（広島県関連）

管理番号	団体名	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	制度の所管・ 関係府省庁	平成30年の地方からの提案等に関する対応方針 (平成30年12月25日閣議決定)記載内容
8	広島市、広島県 【重点27】	生活保護の実施等の事務手続におけるマイナンバーの情報連携項目の追加	マイナンバーによる情報連携により、生活保護の決定・実施等の事務手続において、労働者災害補償保険法による休業補償給付等の支給に関する情報を収集可能としていただきたい。	内閣府、総務省、厚生労働省	6【厚生労働省】 (16)生活保護法(昭25法144) (iv)保護の実施機関が行う要保護者等に係る調査(29条)のうち、労働者災害補償保険法(昭22法50)7条1項に基づく保険給付の調査については、調査の照会先が厚生労働省労働基準局であることの周知徹底を図るとともに、同局に照会する際の様式を統一するなど、迅速かつ適正に生活保護費が決定されるよう、地方公共団体に2018年度中に通知するとともに、全国会議を通じて周知する。
9	広島市	行政不服審査法に基づく審理手続の簡素化	地方公共団体の情報公開・個人情報保護審査会が諮問を受けて実質的な審理を行う審査請求については、審査庁による審理手続に係る事務を廃止するよう求める。	総務省	6【総務省】 (16)行政不服審査法(平26法68) 地方公共団体における行政不服審査の申立手続において、地方公共団体に情報公開審査会又は個人情報保護審査会が設置されている場合の審理手続の在り方については、附則6条に基づき、同法施行後5年を経過した場合の検討のための運用実態の把握に併せて、地方公共団体における運用実態、支障等を踏まえた上で、簡易迅速な審理との観点から有識者の意見も踏まえた検討を行い、2021年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。
10	広島市、広島県	国勢調査の調査員の選考基準の要件緩和	国勢調査の調査員として税務関係職員も従事できるように調査員の選考基準の要件緩和を求める。	総務省	6【総務省】 (12)統計法(平19法53) (ii)国勢調査(5条2項)調査員の選考については、地方公共団体及び調査実施者の意見を踏まえつつ、税務関係職員も対象とする方向で検討し、2018年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。
11	広島市、広島県	選挙における投票管理者及び同職務代理者の要件緩和	選挙における投票管理者及び同職務代理者は、選挙の種類を問わず、選任要件を「当該選挙の選挙権を有する者」ではなく、「選挙権を有する者」の中から選任できるように要件緩和を求める。	総務省	6【総務省】 (3)公職選挙法(昭25法100) (ii)投票管理者(37条2項)及び投票管理者の職務代理者(施行令24条1項)の選任要件については、市区町村が幅広く選任できるように法制的な面から具体的な要件緩和の在り方を検討し、2018年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

平成30年提案 対応状況（広島県関連）

管理番号	団体名	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	制度の所管・ 関係府省庁	平成30年の地方からの提案等に関する対応方針 (平成30年12月25日閣議決定)記載内容
12	広島市、広島県	選挙における投票立会人の要件緩和	選挙における投票立会人において、選任要件を「各投票区における選挙人名簿に登録された者」ではなく、「当該選挙の選挙権を有する者」の中から選任できるよう要件緩和を求める。	総務省	6【総務省】 (3)公職選挙法(昭25法100) (iii)投票立会人(38条1項)の選任要件については、市区町村が幅広く選任できるよう法制的な面から具体的な要件緩和の在り方を検討し、2018年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。
13	広島市、広島県 【重点36】	電子マネーを利用した公金収納の取扱いの明確化	電子マネーを利用した公金の納付が可能であることについて、法令で明確化することを求める。	総務省	6【総務省】 (1)地方自治法(昭22法67) (i)地方公共団体による使用料又は手数料の徴収(231条の2)については、電子マネーの取扱いが可能である旨を、地方公共団体での導入事例や活用時における留意事項等を整理した上で、地方公共団体に2018年度中に通知する。
26	愛媛県、広島県、徳島県、松山市、今治市、新居浜市、西条市、伊予市、四国中央市、西予市、東温市、久万高原町、松前町、砥部町、内子町、伊方町、松野町、鬼北町、愛南町、高知県	地域医療介護総合確保基金(医療分)の交付要綱等の早期発出	都道府県の意見を聴いたうえで、地域医療介護総合確保基金(医療分)に係る事業スケジュールを見直し及び前倒しを行い、「医療介護提供体制改革推進交付金交付要綱」、「地域医療介護総合確保基金管理運営要領」、「地域医療介護総合確保基金の活用にあたっての留意事項」(以下、「交付要綱等」という。)を年度当初に発出すること	厚生労働省	6【厚生労働省】 (26)地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律(平元法64) 医療介護提供体制改革推進交付金交付要綱については、毎年度の発出を廃止する。 また、当該交付金交付要綱と併せて毎年度発出している通知については、地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する事業、居宅等における医療の提供に関する事業及び医療従事者の確保に関する事業の早期着手に資する観点から、可能な限り早期に発出を行う。 [措置済み(平成30年7月10日付け厚生労働省事務次官通知)]

平成30年提案 対応状況（広島県関連）

管理番号	団体名	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	制度の所管・ 関係府省庁	平成30年の地方からの提案等に関する対応方針 (平成30年12月25日閣議決定)記載内容
129	鳥取県、京都府、京都市、兵庫県、和歌山県、広島県、山口県、徳島県 【重点42】	自家用有償旅客運送による貨客混載の許可基準の緩和	自家用有償旅客運送による過疎地域等における少量貨物の有償運送について、地域公共交通会議等で協議が調った場合には、道路運送法第78条第3号に基づく許可なく少量貨物運送を実施することができることとする。自家用有償旅客運送による過疎地域等における少量貨物の有償運送に係る道路運送法第78条第3号に基づく許可を受ける際に必要な、地域の貨物自動車運送事業者の同意を得たこととする等自家用有償旅客運送による少量貨物有償運送の要件・手続きを緩和する。	国土交通省	6【国土交通省】 (9)道路運送法(昭26法183) 自家用有償旅客運送者(79条)による過疎地域等における少量貨物の有償運送に係る78条3号に基づく許可については、地域の实情に応じて自家用有償旅客運送を円滑に実施することが可能となるよう、以下のとおりとする。 ・市町村及び関連性が高いと考えられる貨物自動車運送事業者(又はそれを代表し得る者)等を構成員に含む協議会等(地域公共交通会議(施行規則9条の2)を含む。)の場で協議が調った場合には、運輸支局長が対象地域を判断するに当たって必要に応じて行うこととされている関係者からの意見の聴取を要しないこととし、地方運輸局に2018年度中に通知する。 ・地方公共団体及び地方運輸局に対する情報提供等により、当該許可の迅速かつ柔軟な運用に努める。 ・当該許可の在り方については、自家用有償旅客運送者による過疎地域等における少量貨物の有償運送に係る運送の実態やニーズの動向等を検証しつつ、引き続き検討する。
221	宮城県、三重県、広島県、日本創生のための将来世代応援知事同盟	児童福祉施設の実地検査に係る効果的・効率的な運用の見直し	児童福祉施設の実地検査について、対象施設が増加している中、限られた職員数で検査を効果的・効率的に実施し、児童福祉施設の質の向上を図っていくためには、地域の实情に応じた実地検査の実施が必要であると考えられる。そのため、例えば、過去の監査において指摘がない(少ない)施設や、実施状況を勘案し、施設の運営に大きな問題がない「優良施設」と認められる場合等には、都道府県の判断で弾力的に検査を実施できるよう、実施頻度に関する規定を見直す等運用の改善を図りたい。 ※認可外保育施設については、通知により弾力的運用が認められている	厚生労働省	6【厚生労働省】 (3)児童福祉法(昭22法164) (xi)児童福祉施設に対する施設監査(施行令38条に基づく実地検査であって、保育所に対して行うものに限る。)については、地方公共団体の事務負担の軽減を図るため、利用者に対する処遇の質の確保に留意しつつ、監査事務を効率化する方向で検討し、2019年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

平成30年提案 対応状況（広島県関連）

管理番号	団体名	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	制度の所管・ 関係府省庁	平成30年の地方からの提案等に関する対応方針 (平成30年12月25日閣議決定)記載内容
298	広島県、宮城県、三重県、愛媛県、中国地方知事会	小規模事業者支援法に基づく経営発達支援計画に係る経済産業大臣の認定権限の都道府県への移譲	商工会及び商工会議所による経営発達支援計画に係る経済産業大臣の認定権限について、都道府県知事に移譲する。	経済産業省	4【経済産業省】 (4)商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律(平5法51) 経営発達支援計画の認定(5条)に係る事務・権限については、有識者の意見等を踏まえつつ、国及び都道府県の連携方策を検討し、2018年度中に結論を得る。その結果や当該制度の運用状況、都道府県等の意見を踏まえつつ、必要な措置を講ずる。

平成30年提案 対応状況（山口県関連）

管理番号	団体名	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	制度の所管・ 関係府省庁	平成30年の地方からの提案等に関する対応方針 (平成30年12月25日閣議決定)記載内容
7	萩市 【重点25】	へき地における薬局の管理薬剤師の兼務許可要件の緩和について	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第7条第3項で規定する薬局の管理薬剤師の兼務許可について、薬局の所在地がへき地等の薬剤師の確保が困難な地域である場合には、都道府県知事が柔軟に兼務を許可できるように要件を緩和していただきたい。	厚生労働省	6【厚生労働省】 (20) 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭35法145) へき地における薬局の管理者の兼務要件については、厚生科学審議会医薬品医療機器制度部会での薬局・薬剤師の在り方に関する議論を踏まえて検討し、2018年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。
129	鳥取県、京都府、京都市、兵庫県、和歌山県、広島県、山口県、徳島県 【重点42】	自家用有償旅客運送による貨客混載の許可基準の緩和	自家用有償旅客運送による過疎地域等における少量貨物の有償運送について、地域公共交通会議等で協議が調った場合には、道路運送法第78条第3号に基づく許可なく少量貨物運送を実施することができることとする、自家用有償旅客運送による過疎地域等における少量貨物の有償運送に係る道路運送法第78条第3号に基づく許可を受ける際に必要な、地域の貨物自動車運送事業者の同意を得たこととする等自家用有償旅客運送による少量貨物有償運送の要件・手続きを緩和する。	国土交通省	6【国土交通省】 (9) 道路運送法(昭26法183) 自家用有償旅客運送者(79条)による過疎地域等における少量貨物の有償運送に係る78条3号に基づく許可については、地域の実情に応じて自家用有償旅客運送を円滑に実施することが可能となるよう、以下のとおりとする。 ・市町村及び関連性が高いと考えられる貨物自動車運送事業者(又はそれを代表し得る者)等を構成員に含む協議会等(地域公共交通会議(施行規則9条の2)を含む。)の場で協議が調った場合には、運輸支局長が対象地域を判断するに当たって必要に応じて行うこととされている関係者からの意見の聴取を要しないこととし、地方運輸局に2018年度中に通知する。 ・地方公共団体及び地方運輸局に対する情報提供等により、当該許可の迅速かつ柔軟な運用に努める。 ・当該許可の在り方については、自家用有償旅客運送者による過疎地域等における少量貨物の有償運送に係る運送の実態やニーズの動向等を検証しつつ、引き続き検討する。

平成30年提案 対応状況（徳島県関連）

管理番号	団体名	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	制度の所管・ 関係府省庁	平成30年の地方からの提案等に関する対応方針 (平成30年12月25日閣議決定)記載内容
26	愛媛県、広島県、徳島県、松山市、今治市、新居浜市、西条市、伊予市、四国中央市、西予市、東温市、久万高原町、松前町、砥部町、内子町、伊方町、松野町、鬼北町、愛南町、高知県	地域医療介護総合確保基金(医療分)の交付要綱等の早期発出	都道府県の意見を聴いたうえで、地域医療介護総合確保基金(医療分)に係る事業スケジュールを見直し及び前倒しを行い、「医療介護提供体制改革推進交付金交付要綱」、「地域医療介護総合確保基金管理運営要領」、「地域医療介護総合確保基金の活用に関する留意事項」(以下、「交付要綱等」という。)を年度当初に発出すること	厚生労働省	6【厚生労働省】 (26)地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律(平元法64) 医療介護提供体制改革推進交付金交付要綱については、毎年度の発出を廃止する。 また、当該交付金交付要綱と併せて毎年度発出している通知については、地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する事業、居宅等における医療の提供に関する事業及び医療従事者の確保に関する事業の早期着手に資する観点から、可能な限り早期に発出を行う。 [措置済み(平成30年7月10日付け厚生労働省事務次官通知)]
38	京都市、滋賀県、堺市、兵庫県、神戸市、鳥取県、徳島県	企業主導型保育事業の開設に係る手続きについて	保育所や小規模保育事業の認可については、「市町村子ども・子育て支援事業計画」に基づいての需給調整が認められているが、企業主導型保育事業は制度上認可外保育施設であり、この需給調整の対象とはならない。 地域のニーズ調査等に基づき策定している事業計画との整合性を図り、有効かつ効率的に整備を進めること、また既存の保育園や企業主導型保育事業所が安定的に運営できる必要があることから、企業主導型保育事業の開設に当たり、「地域枠」を設ける際には、自治体へ事前協議を行うようにされたい。	内閣府、厚生労働省	—

平成30年提案 対応状況（徳島県関連）

管理番号	団体名	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	制度の所管・ 関係府省庁	平成30年の地方からの提案等に関する対応方針 (平成30年12月25日閣議決定)記載内容
40	徳島県、兵庫県、神戸市、和歌山県、鳥取県、愛媛県、高知県	飼い主登録を徹底するための登録窓口の一元化	飼い主登録の徹底を図るため、市町村、AIPO（動物ID普及推進会）の他、任意団体等が窓口となっている飼い主登録について一元化を行う。	厚生労働省、環境省	6【厚生労働省】 (23)動物の愛護及び管理に関する法律(昭48法105) 狂犬病予防法(昭25法247)に基づき市区町村が行う犬の登録(同法4条)の窓口事務及びマイクロチップによる情報登録の窓口事務の一元化については、犬の登録手続及びマイクロチップ登録手続のワンストップサービス化、並びに鑑札装着の代替措置としてのマイクロチップ装着について検討されている動物の愛護及び管理に関する法律等の改正の検討状況を踏まえ、その具体的な運用方法を検討し、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。 (関係府省:環境省)
56	京都府、京都市、堺市、兵庫県、神戸市、和歌山県、鳥取県、徳島県	会計年度所属区分について、「当該行為の履行があった日」の見直し	歳出の会計年度所属区分について、「当該行為の履行があった日」の属する年度と整理する場合の「履行があった日」とは、履行確認(検査)の日に限ることなく、期間帰属の観点から、翌年度に行為の完了を確認することにより、旧年度中に当該行為の履行があったと認められる日も含まれるという解釈を示されたい。	総務省	—

平成30年提案 対応状況（徳島県関連）

管理番号	団体名	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	制度の所管・ 関係府省庁	平成30年の地方からの提案等に関する対応方針 (平成30年12月25日閣議決定)記載内容
57	京都府、滋賀県、京都市、福知山市、舞鶴市、綾部市、宇治市、宮津市、亀岡市、城陽市、向日市、八幡市、京田辺市、京丹後市、木津川市、大山崎町、久御山町、井手町、宇治田原町、笠置町、和束町、南山城村、京丹波町、伊根町、与謝野町、大阪府、堺市、兵庫県、神戸市、和歌山県、鳥取県、徳島県 【重点51】	財政健全化法に基づく健全化判断比率の算定・報告の一元化	地方公共団体の財政の健全化に関する法律（以下、「財政健全化法」という。）に基づく健全化判断比率の算定・報告について、全国の地方公共団体に共通の法定事務であり、今後も総務省において継続調査することが想定される事務であることから、自動転記等の機能を備えた普通交付税算定、決算統計と一元化された電子調査表システムを構築することにより、効率的に事務を進め、財政健全化法第3条に規定する「速やかな公表」が可能となることを求める。	総務省	6【総務省】 (13)地方公共団体の財政の健全化に関する法律(平19法94) 地方公共団体の健全化判断比率・資金不足比率の算定及び報告(3条1項、22条1項)については、詳細なシステム改修の内容や費用負担について地方公共団体と協議の上、総務省の保有するシステムから活用可能なデータのうち、健全化判断比率・資金不足比率の算定に必要なデータを活用し、所定の様式に自動転記して提供する方向で検討し、2019年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。
59	京都府、滋賀県、京都市、大阪府、兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県、関西広域連合	中小企業等協同組合からの暴力団排除のための中小企業等協同組合法の改正	中小企業等協同組合から暴力団を排除することができるよう、条例委任又は法改正による暴力団排除条項の追加を行うこと。	警察庁、金融庁、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省	6【警察庁】 (1)中小企業等協同組合法(昭24法181) 中小企業等協同組合法への暴力団排除条項の導入については、同法に基づき設立された組合に暴力団員等が関与し、その活動を通じて暴力団の威力が行使され、組合員の公正な経済活動の機会を確保するなどの措置が必要であるかを検討し、2019年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。 (関係府省:金融庁、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省及び環境省)

平成30年提案 対応状況（徳島県関連）

管理番号	団体名	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	制度の所管・ 関係府省庁	平成30年の地方からの提案等に関する対応方針 (平成30年12月25日閣議決定)記載内容
60	京都府、滋賀県、京都市、大阪府、兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県、関西広域連合	災害復旧事業の重要変更協議案件の基準の緩和	災害復旧事業において農林水産省との協議が必要となる重要変更の基準の緩和	農林水産省	6【農林水産省】 (4)農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律(昭25法169) (ii)災害復旧事業の変更については、工事費の額の変更協議を要する金額の要件を検討し、2018年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。
61	京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県 【重点50】	海区漁業調整委員会の公選委員に欠員が生じた際における、補欠選挙実施基準の緩和	海区漁業調整委員会の公選委員の補欠選挙について、公職選挙法上の他の選挙同様、例えば、その当選人の不足数と足して2人以上に達したときとする等、補欠選挙実施基準の緩和を求める。	農林水産省	6【農林水産省】 (3)漁業法(昭24法267) 海区漁業調整委員会の公選委員に欠員が生じた際の補欠選挙については、廃止する。
109	大阪府、堺市、兵庫県、鳥取県、徳島県、関西広域連合 【重点47】	私人への徴収・収納委託が可能な歳入範囲の拡大(旅券発給等事務に係る歳入歳出外現金の追加)	地方自治法243条及び同法施行令第158条の規定は、歳入歳出外現金について、地方公共団体から私人への徴収又は収納の事務の委託を認めていないところ、旅券発給等事務に係る歳入歳出外現金について委託を可能とするよう、関連法令(地方自治法、旅券法や関係する施行令等)の改正を求める。	総務省、外務省	6【外務省】 (1)地方自治法(昭22法67)及び旅券法(昭26法267) 都道府県が徴収する一般旅券に係る手数料(地方自治法227条及び旅券法20条2項)については、2018年度中に普通地方公共団体における旅券に関する事務の実態等を調査する。その結果を踏まえ、デジタル・ガバメント実行計画(平成30年1月16日eガバメント閣僚会議決定)における旅券発給申請方法等のデジタル技術の活用による多様化等の検討の中で、都道府県が事務処理特例制度(地方自治法252条の17の2)に基づき市町村に委託した一般旅券の事務に関し、市町村が手数料の徴収又は収納の事務を私人に委託可能とする措置が必要であるかを検討し、2020年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

平成30年提案 対応状況（徳島県関連）

管理番号	団体名	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	制度の所管・ 関係府省庁	平成30年の地方からの提案等に関する対応方針 (平成30年12月25日閣議決定)記載内容
111	大阪府、京都市、守口市、兵庫県、神戸市、和歌山県、鳥取県、徳島県、関西広域連合	幼保連携型以外の認定こども園の認定手続きに係る協議の見直しについて	幼保連携型以外の認定こども園の認定手続きにおいて、市町村立の施設の認定の場合には、当該認定の申請に係る施設が所在する市町村の長への協議を不要とする。	内閣府、文部科学省、厚生労働省	6【内閣府】 (10)就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平18法77) (i)幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定に係る都道府県知事から市町村長(指定都市市長及び中核市市長を除く。)への協議(3条6項)については、当該認定こども園の設置者が市町村(指定都市及び中核市を除く。)である場合には不要であることを明確化するため、地方公共団体に2018年度中に周知する。 (関係府省:文部科学省及び厚生労働省)
112	大阪府、京都市、堺市、兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県、関西広域連合	保育所から幼保連携型認定こども園へ移行する際(運営法人や建物構造に変更がない場合)の財産処分手続に係る添付書類の簡素化	保育所から幼保連携型認定こども園へ移行する際の財産処分手続に係る添付書類を簡素化する	厚生労働省	6【厚生労働省】 (39)補助事業等により取得した財産の財産処分に関する事務 保育所から幼保連携型認定こども園へ移行する場合の財産の転用については、対象施設の写真等の添付の省略及び代替が可能となるよう、「厚生労働省所管一般会計補助金等に係る財産処分について」(平20厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知)を2018年度中に改正する。
113	大阪府、滋賀県、堺市、兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県、関西広域連合	処遇改善等加算の認定権限の移譲	都道府県知事、指定都市及び中核市において行うこととされている処遇改善等加算の認定に係る権限を、各市町村へと移譲する。	内閣府、文部科学省、厚生労働省	5【内閣府】 (1)子ども・子育て支援法(平24法65) 施設型給付費等に係る処遇改善等加算の認定に係る事務・権限については、都道府県と加算の認定の実施を希望する市町村の間で協議が整った場合に、当該市町村に移譲する方向で検討し、2019年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。 (関係府省:文部科学省及び厚生労働省)

平成30年提案 対応状況（徳島県関連）

管理番号	団体名	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	制度の所管・ 関係府省庁	平成30年の地方からの提案等に関する対応方針 (平成30年12月25日閣議決定)記載内容
114	大阪府、滋賀県、京都市、堺市、兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県、関西広域連合	保育士等キャリアアップ研修の実施方法を含めた在り方の見直し	保育士等の処遇改善加算Ⅱの要件となっている保育士等キャリアアップ研修について、代替保育等の確保が困難な状況にある中、研修の受講が困難であることを鑑み、実施方法について通信制やeラーニング、ビデオ学習による方法を認める等の見直しを図りたい。 ※指定保育士養成施設においては通信制による履修が認められており、類似研修の介護支援専門員資質向上事業実施要綱においては、各研修における講義の一部又は全部を通信学習とすることができると厚生労働省から通知。	内閣府、文部科学省、厚生労働省	6【内閣府】 (12)子ども・子育て支援法(平24法65)及び保育士等キャリアアップ研修 保育士等キャリアアップ研修の実施方法については、eラーニング等による研修の実施が可能であることを明確化するため、研修の効果的な実施方法等の留意事項を含め、地方公共団体に2019年度中に通知するとともに、eラーニングによる研修を実施する際の参考映像を作成し、提供する。 (関係府省:文部科学省及び厚生労働省)
129	鳥取県、京都府、京都市、兵庫県、和歌山県、広島県、山口県、徳島県 【重点42】	自家用有償旅客運送による貨客混載の許可基準の緩和	自家用有償旅客運送による過疎地域等における少量貨物の有償運送について、地域公共交通会議等で協議が調った場合には、道路運送法第78条第3号に基づく許可なく少量貨物運送を実施することができることとする、自家用有償旅客運送による過疎地域等における少量貨物の有償運送に係る道路運送法第78条第3号に基づく許可を受ける際に必要な、地域の貨物自動車運送事業者の同意を得たこととする等自家用有償旅客運送による少量貨物有償運送の要件・手続きを緩和する。	国土交通省	6【国土交通省】 (9)道路運送法(昭26法183) 自家用有償旅客運送者(79条)による過疎地域等における少量貨物の有償運送に係る78条3号に基づく許可については、地域の実情に応じて自家用有償旅客運送を円滑に実施することが可能となるよう、以下のとおりとする。 ・市町村及び関連性が高いと考えられる貨物自動車運送事業者(又はそれを代表し得る者)等を構成員に含む協議会等(地域公共交通会議(施行規則9条の2)を含む。)の場で協議が調った場合には、運輸支局長が対象地域を判断するに当たって必要に応じて行うこととされている関係者からの意見の聴取を要しないこととし、地方運輸局に2018年度中に通知する。 ・地方公共団体及び地方運輸局に対する情報提供等により、当該許可の迅速かつ柔軟な運用に努める。 ・当該許可の在り方については、自家用有償旅客運送者による過疎地域等における少量貨物の有償運送に係る運送の実態やニーズの動向等を検証しつつ、引き続き検討する。

平成30年提案 対応状況（徳島県関連）

管理番号	団体名	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	制度の所管・ 関係府省庁	平成30年の地方からの提案等に関する対応方針 (平成30年12月25日閣議決定)記載内容
130	鳥取県、滋賀県、京都府、大阪府、堺市、兵庫県、神戸市、和歌山県、徳島県、中国地方知事会、日本創生のための将来世代応援知事同盟 【重点3】	児童養護施設の保育士配置基準の緩和	児童養護施設には保育士を配置することとされているが、幼稚園教諭の資格取得者を配置しても、現行の基準では求められる職員数に含めることができない。幼稚園教諭の役割は、児童の健やかな成長のためにその心身の発達を助長することであり、児童養護施設で生活する児童に対しても保育士同様にその役割を十分果たし得る職種である。よって、現在、保育士を配置することと定められている職種の規定を、幼稚園教諭の資格取得者も配置できるよう要望する。	厚生労働省	6【厚生労働省】 (3)児童福祉法(昭22法164) (viii)児童養護施設等の児童指導員の資格要件については、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭23厚生省令63)を2018年度中に改正し、幼稚園教諭の免許状を有する者を加える。
166	兵庫県、滋賀県、京都府、徳島県 【重点40】	国立公園の集団施設地区において企業保養所等を公園事業(宿舎)として認める要件の明確化及び認可権限の都道府県知事への移譲	国立公園の集団施設地区内で、施設の一部を一般利用に供する企業保養所等を、公園事業(宿舎)として位置付ける要件(参酌基準)を示すこと。あわせて、認可権限を都道府県知事に移譲すること。	環境省	6【環境省】 (4)自然公園法(昭32法161) 国立公園事業取扱要領(平23環境省自然環境局)第10の1(7)に定める国立公園事業の執行の協議(10条2項)又は認可(同条3項)の審査基準については、企業保養所等が国立公園事業のうち、宿舎事業として認められる具体的な要件の明確化を求めるニーズを踏まえ、国立公園事業として公益性・公平性を確保できる基準を設定するための実態調査等を行う。その結果に基づき当該要件を明確化し、都道府県に2019年9月までに通知する。
167	兵庫県、滋賀県、京都府、京都市、大阪府、上郡町、和歌山県、鳥取県、徳島県、関西広域連合、兵庫県町村会	移住希望地域で空き家を活用した生活体験に対する旅館業法の適用除外	移住希望者が当該市町に移住する目的で、移住希望地域での生活を体験する間に、市町の空き家バンクに登録済みの空き家でお試し居住する場合は、特定の空き家を取得又は賃貸する前提で短期居住する場合と同じく旅館業法の適用除外とすること。	厚生労働省	6【厚生労働省】 (11)旅館業法(昭23法138) 移住希望者の空き家物件への短期居住については、地域のニーズに応じた空き家物件を活用した移住希望者への生活体験事業を推進する観点から、旅館業法に基づく営業許可の可否を地方公共団体が的確に判断できるよう、旅館業法の適用外となる場合について通知した「移住希望者の空き家物件への短期居住等に係る旅館業法の運用について」(平28厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生・食品安全部生活衛生課長)の趣旨を、全国会議を通じて地方公共団体に2019年中に周知する。

平成30年提案 対応状況（徳島県関連）

管理番号	団体名	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	制度の所管・ 関係府省庁	平成30年の地方からの提案等に関する対応方針 (平成30年12月25日閣議決定)記載内容
169	兵庫県、多可町、滋賀県、京都府、堺市、神戸市、和歌山県、鳥取県、徳島県、兵庫県町村会 【重点23】	介護保険における施設移転に際しての住所地特例の継続	住所地特例の対象外とされている施設のうち、対象施設の同一市町内にある認知症高齢者グループホームを住所地特例の対象とすること。	厚生労働省	6【厚生労働省】 (27)介護保険法(平9法123) (vii)住所地特例(13条)については、住所地特例対象施設を有する市町村(特別区を含む。以下この事項において同じ。)と当該住所地特例対象施設に入所する前の市町村の関係性について整理し、地方公共団体に2018年中に周知する。また、住所地特例対象施設の入所者が、直接、認知症対応型共同生活介護事業所(認知症高齢者グループホーム)へ入居する事例において、住所地特例の適用や区域外指定の活用による対応が困難な場合について、その実態や市町村の介護給付費に与える影響等を2019年度中に調査した上で、住所地特例の適用や区域外指定の活用による対応について地方公共団体の意見を踏まえて検討し、2021年度からの第8期介護保険事業計画の策定に向けて結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。
170	兵庫県、京都府、京都市、大阪府、神戸市、和歌山県、鳥取県、徳島県、関西広域連合 【重点24】	介護老人保健施設と看護小規模多機能型事業所について、定期借地権を利用した未利用国有地の減額貸付対象化	社会福祉法第2条に規定する事業外の施設(介護老人保健施設と看護小規模多機能型事業所)を、定期借地権を利用した未利用国有地の減額貸付の対象とすること。	財務省、厚生労働省	6【財務省】 (3)社会福祉法(昭26法45)及び国有財産特別措置法(昭27法219) 介護施設整備に係る未利用国有地の減額貸付の対象施設については、以下のとおりとする。 ・対象施設に看護小規模多機能型居宅介護のうち小規模多機能型居宅介護に係るものを加えることを、地方公共団体に2018年度中に周知する。 (関係府省:厚生労働省) ・対象施設となる介護老人保健施設の範囲を明確化するため、地方公共団体に2018年度中に周知する。 (関係府省:厚生労働省)
180	兵庫県、滋賀県、大阪府、堺市、明石市、鳥取県、徳島県、関西広域連合 【重点9】	児童相談所設置市(中核市)において療育手帳を交付することができることを明確化する通知の見直し	児童相談所を設置している中核市が療育手帳の判定と交付を合わせて実施できるよう、療育手帳制度に係る厚生事務次官通知を見直すこと。	厚生労働省	5【厚生労働省】 (3)療育手帳制度に関する事務 療育手帳制度に関する事務については、児童相談所を設置している中核市において療育手帳の交付に係る決定が可能であることを明確化し、その旨を地方公共団体に2018年度中に周知する方向で検討し、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

平成30年提案 対応状況（徳島県関連）

管理番号	団体名	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	制度の所管・ 関係府省庁	平成30年の地方からの提案等に関する対応方針 (平成30年12月25日閣議決定)記載内容
181	兵庫県、滋賀県、京都府、大阪府、和歌山県、徳島県 【重点13】	農地中間管理機構が行う単純な業務の委託に係る知事承認の廃止	農地中間管理機構は農地中間管理事業に係る業務の一部を他の者に委託しようとするときは、あらかじめ都道府県知事の承認を受けなければならないとされているが、(i)農地管理(草刈り、突発的な水路の補修、稲刈り・田植え等)、(ii)普及啓発(チラシ・図面作成、シンポジウム開催等)の「単純な業務」に限り知事承認を不要とする。 なお、農用地等の貸付・借受申込の受付や申請書類の内容確認等、「単純な業務」と認められがたいものや恣意性の排除が必要な業務については従前のおり知事承認を要することとする。	農林水産省	6【農林水産省】 (7)農業経営基盤強化促進法(昭55法65)及び農地中間管理事業の推進に関する法律(平25法101) (iii)農地中間管理機構が行う単純な業務に係る委託については、都道府県知事の事前承認(同法22条2項)を不要とする方向で検討し、2018年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。
210	大阪市、京都市、堺市、箕面市、兵庫県、神戸市、和歌山県、鳥取県、徳島県 【重点12】	育児休業等の期間延長にかかる要件緩和	育児休業の取得及び育児休業給付金の支給期間の延長要件である「保育が実施されない場合」の挙証資料を、入所保留通知書の提出がなくても育児休業等の延長が可能になるように制度を改正して欲しい。	厚生労働省	6【厚生労働省】 (4)児童福祉法(昭22法164)、雇用保険法(昭49法116)及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(平3法76) 育児休業及び育児休業給付金の期間延長に係る手続については、保育所等の利用調整における公平性を確保するとともに、育児休業等の制度の適切な運用を図るため、以下のとおりとする。 ・保育所等の利用調整に当たり、保護者からの申込みのうち、保育の必要性の高い者を優先的に取り扱うため、所要の調整方法を地方公共団体に2018年度中に通知する。 ・育児休業等の制度の趣旨に則った同制度の活用を促す方法について検討し、2018年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。 なお、育児休業等の延長制度の在り方については、提案の趣旨や保育所の整備状況等を踏まえつつ、中長期的に検討を行い、必要な措置を講ずる。

平成30年提案 対応状況（徳島県関連）

管理番号	団体名	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	制度の所管・ 関係府省庁	平成30年の地方からの提案等に関する対応方針 (平成30年12月25日閣議決定)記載内容
211	大阪市、兵庫県、神戸市、和歌山県、鳥取県、徳島県 【重点8】	共同保育の実施可能日の適用拡大	保育所等が、自園の児童に加え他の保育所等を利用している児童も受け入れて保育を行う共同保育について、現状実施が認められている土曜日に加え、同様に利用児童の少ないお盆、年末年始(12月29日～1月3日以外の12月28日、1月4日等)等に適用範囲を拡大して欲しい。	内閣府、厚生労働省	6【内閣府】 (2)児童福祉法(昭22法164)及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平18法77)近隣の保育所等が連携し、1か所の保育所等で保育を行う共同保育については、お盆や年末年始等、保育所等の利用児童が少ない場合に実施が可能であることを明確化するため、地方公共団体に2018年度中に通知する。 (関係府省:厚生労働省)

平成30年提案 対応状況（香川県関連）

管理番号	団体名	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	制度の所管・ 関係府省庁	平成30年の地方からの提案等に関する対応方針 (平成30年12月25日閣議決定)記載内容
291	香川県	指定難病医療費助成制度の自己負担上限額管理制度の見直し	自己負担上限額管理制度は、管理票を交付する都道府県はもとより、管理票を持参する患者、管理票の記載を行う医療機関において多大な事務負担となっており、記載漏れや記載誤りの発生しやすい制度となっている。従来の特定疾患治療研究事業の制度のように医療機関ごとに上限額を管理する制度にすることで、医療機関等の負担や支給誤り等を防止することになる。	厚生労働省	6【厚生労働省】 (35)難病の患者に対する医療等に関する法律(平26法50) (i)指定難病の医療費助成(5条)に係る自己負担上限額を管理する制度については、自己負担上限額管理票への記載漏れや誤記入等を防止する観点から、その記載方法を地方公共団体に2019年中に改めて周知し、制度の適正な実施が図られるよう努める。

平成30年提案 対応状況（愛媛県関連）

管理番号	団体名	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	制度の所管・ 関係府省庁	平成30年の地方からの提案等に関する対応方針 (平成30年12月25日閣議決定)記載内容
26	愛媛県、広島県、徳島県、松山市、今治市、新居浜市、西条市、伊予市、四国中央市、西予市、東温市、久万高原町、松前町、砥部町、内子町、伊方町、松野町、鬼北町、愛南町、高知県	地域医療介護総合確保基金(医療分)の交付要綱等の早期発出	都道府県の意見を聴いたうえで、地域医療介護総合確保基金(医療分)に係る事業スケジュールを見直し及び前倒しを行い、「医療介護提供体制改革推進交付金交付要綱」、「地域医療介護総合確保基金管理運営要領」、「地域医療介護総合確保基金の活用」に当たっての留意事項(以下、「交付要綱等」という。)を年度当初に発出すること	厚生労働省	6【厚生労働省】 (26)地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律(平元法64) 医療介護提供体制改革推進交付金交付要綱については、毎年度の発出を廃止する。 また、当該交付金交付要綱と併せて毎年度発出している通知については、地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する事業、居宅等における医療の提供に関する事業及び医療従事者の確保に関する事業の早期着手に資する観点から、可能な限り早期に発出を行う。 [措置済み(平成30年7月10日付け厚生労働省事務次官通知)]
40	徳島県、兵庫県、神戸市、和歌山県、鳥取県、愛媛県、高知県	飼い主登録を徹底するための登録窓口の一元化	飼い主登録の徹底を図るため、市町村、AIPO(動物ID普及推進会)の他、任意団体等が窓口となっている飼い主登録について一元化を行う。	厚生労働省、 環境省	6【厚生労働省】 (23)動物の愛護及び管理に関する法律(昭48法105) 狂犬病予防法(昭25法247)に基づき市区町村が行う犬の登録(同法4条)の窓口事務及びマイクロチップによる情報登録の窓口事務の一元化については、犬の登録手続及びマイクロチップ登録手続のワンストップサービス化、並びに鑑札装着の代替措置としてのマイクロチップ装着について検討されている動物の愛護及び管理に関する法律等の改正の検討状況を踏まえ、その具体的な運用方法を検討し、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。 (関係府省:環境省)

平成30年提案 対応状況（愛媛県関連）

管理番号	団体名	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	制度の所管・ 関係府省庁	平成30年の地方からの提案等に関する対応方針 (平成30年12月25日閣議決定)記載内容
66	砥部町、今治市、八幡浜市、西条市、大洲市、伊予市、四国中央市、西予市、東温市、久万高原町、松前町、内子町、伊方町、鬼北町、愛南町	小型児童館における職員配置基準の地域の実情を踏まえた弾力的運用	児童館については、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）第38条により、保育士や社会福祉士等の「児童の遊びを指導する者」を配置することとされている。 また、児童館設置運営要綱において、「児童の遊びを指導する者」を2名以上配置することとされている。 児童の遊びを指導する者と共通の資格を有する放課後児童支援員の配置基準においても、2名のうち1名が補助員の代替可（放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第63号）第10条）となったことから児童館も並びをとり、本規定について、小型児童館の場合においては、「児童の遊びを指導する者」1名＋補助員（無資格者又は子育て支援員研修修了者等）の体制でも運営を可能としていただきたい。	厚生労働省	6【厚生労働省】 (3)児童福祉法（昭22法164） (ix)児童館（40条）における児童の遊びを指導する者（児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭23厚生省令63）38条2項）の員数については、児童の遊びを指導する者1名とそれ以外の者1名とすることが可能であることを2018年度中に明確化する。
67	砥部町、今治市、新居浜市、西条市、大洲市、伊予市、四国中央市、西予市、東温市、久万高原町、内子町、伊方町、松野町、鬼北町、愛南町 【重点21】	介護予防・日常生活支援総合事業の事業所指定方法の見直し	介護予防・日常生活支援総合事業の事業所指定について、指定基準を同じくする市町村が希望した場合など一括（広域的）で申請を受理及び指定できるように求めるもの	厚生労働省	6【厚生労働省】 (27)介護保険法（平9法123） (v)介護予防・日常生活支援総合事業の指定事業者の指定（115条の45の5）に係る事務については、地方自治法（昭22法67）に基づく協議会（同法252条の2の2）、事務の委託（同法252条の14）、事務の代替執行（同法252条の16の2）、一部事務組合（同法286条）、広域連合（同法291条の2）等の仕組みを活用し一括で行うことが可能であること及び活用事例について、地方公共団体に2018年度中に周知する。

平成30年提案 対応状況（愛媛県関連）

管理番号	団体名	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	制度の所管・ 関係府省庁	平成30年の地方からの提案等に関する対応方針 (平成30年12月25日閣議決定)記載内容
223	高知県、愛媛県 【重点38】	高等学校の遠隔教育におけるオンデマンド型授業の実施に係る規制緩和	高等学校の遠隔教育において、不登校や療養・障害により長期間通学が困難な生徒に限り特例的に認めているオンデマンド型授業を、中山間地域の小規模高等学校における全日制の教育課程にも拡大すること	文部科学省	6【文部科学省】 (1)学校教育法(昭22法26) 高等学校の授業におけるデジタル教材の使用については、生徒がいる教室内に当該教科の免許状を保有する教員がいる場合、オンデマンド教材等のデジタル教材を使用した授業を行うことが可能であることを明確化するため、都道府県教育委員会等に2018年中に通知する。 [措置済み(平成30年9月20日付け文部科学省生涯学習政策局長、文部科学省初等中等教育局長通知)]
298	広島県、宮城県、三重県、愛媛県、中国地方知事会	小規模事業者支援法に基づく経営発達支援計画に係る経済産業大臣の認定権限の都道府県への移譲	商工会及び商工会議所による経営発達支援計画に係る経済産業大臣の認定権限について、都道府県知事に移譲する。	経済産業省	4【経済産業省】 (4)商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律(平5法51) 経営発達支援計画の認定(5条)に係る事務・権限については、有識者の意見等を踏まえつつ、国及び都道府県の連携方策を検討し、2018年度中に結論を得る。その結果や当該制度の運用状況、都道府県等の意見を踏まえつつ、必要な措置を講ずる。
316	今治市 【重点28】	介護保険被保険者証等の交付及び再交付申請における個人番号記入の見直し	介護保険法施行規則に定める被保険者証・負担割合証等の交付・再交付など情報連携が想定されない申請・届出において個人番号(マイナンバー)の記入を求める規定を見直すこと	内閣府、厚生労働省	6【内閣府】 (13)行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平25法27) (iv)個人番号の記載を義務付けている以下の被保険者証等の再交付申請手続については、2019年中に省令を改正し、個人番号の提供を受けると同等の本人確認のための措置を講じた場合に限り、個人番号の記載の省略を可能とする。 ・介護保険法施行規則(平11厚生省令36)に規定する被保険者証(同令27条1項)等 (関係府省:厚生労働省)
317	今治市	給与支払報告書における配偶者特別控除対象者の個人番号を記入する欄の追加	給与支払報告書(地方税法施行規則様式第十七号様式別表)を、配偶者特別控除対象者の個人番号(マイナンバー)を記載する様式に修正すること。	総務省	—

平成30年提案 対応状況（高知県関連）

管理番号	団体名	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	制度の所管・ 関係府省庁	平成30年の地方からの提案等に関する対応方針 (平成30年12月25日閣議決定)記載内容
26	愛媛県、広島県、徳島県、松山市、今治市、新居浜市、西条市、伊予市、四国中央市、西予市、東温市、久万高原町、松前町、砥部町、内子町、伊方町、松野町、鬼北町、愛南町、高知県	地域医療介護総合確保基金(医療分)の交付要綱等の早期発出	都道府県の意見を聴いたうえで、地域医療介護総合確保基金(医療分)に係る事業スケジュールを見直し及び前倒しを行い、「医療介護提供体制改革推進交付金交付要綱」、「地域医療介護総合確保基金管理運営要領」、「地域医療介護総合確保基金の活用」に当たっての留意事項(以下、「交付要綱等」という。)を年度当初に発出すること	厚生労働省	6【厚生労働省】 (26)地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律(平元法64) 医療介護提供体制改革推進交付金交付要綱については、毎年度の発出を廃止する。 また、当該交付金交付要綱と併せて毎年度発出している通知については、地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する事業、居宅等における医療の提供に関する事業及び医療従事者の確保に関する事業の早期着手に資する観点から、可能な限り早期に発出を行う。 [措置済み(平成30年7月10日付け厚生労働省事務次官通知)]
40	徳島県、兵庫県、神戸市、和歌山県、鳥取県、愛媛県、高知県	飼い主登録を徹底するための登録窓口の一元化	飼い主登録の徹底を図るため、市町村、AIPO(動物ID普及推進会)の他、任意団体等が窓口となっている飼い主登録について一元化を行う。	厚生労働省、 環境省	6【厚生労働省】 (23)動物の愛護及び管理に関する法律(昭48法105) 狂犬病予防法(昭25法247)に基づき市区町村が行う犬の登録(同法4条)の窓口事務及びマイクロチップによる情報登録の窓口事務の一元化については、犬の登録手続及びマイクロチップ登録手続のワンストップサービス化、並びに鑑札装着の代替措置としてのマイクロチップ装着について検討されている動物の愛護及び管理に関する法律等の改正の検討状況を踏まえ、その具体的な運用方法を検討し、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。 (関係府省:環境省)
223	高知県、愛媛県 【重点38】	高等学校の遠隔教育におけるオンデマンド型授業の実施に係る規制緩和	高等学校の遠隔教育において、不登校や療養・障害により長期間通学が困難な生徒に限り特例的に認めているオンデマンド型授業を、中山間地域の小規模高等学校における全日制の教育課程にも拡大すること	文部科学省	6【文部科学省】 (1)学校教育法(昭22法26) 高等学校の授業におけるデジタル教材の使用については、生徒がいる教室内に当該教科の免許状を保有する教員がいる場合、オンデマンド教材等のデジタル教材を使用した授業を行うことが可能であることを明確化するため、都道府県教育委員会等に2018年中に通知する。 [措置済み(平成30年9月20日付け文部科学省生涯学習政策局長、文部科学省初等中等教育局長通知)]

平成30年提案 対応状況（福岡県関連）

管理番号	団体名	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	制度の所管・ 関係府省庁	平成30年の地方からの提案等に関する対応方針 (平成30年12月25日閣議決定)記載内容
287	九州地方知事会	法人土地・建物基本調査の都道府県の事務の見直し	国交省が5年ごとに実施している「法人土地・建物基本調査(基幹統計調査)」について、作業の効率性や調査を受ける法人の立場を考慮しながら、各都道府県が外部に再委託している事務は国が一括して外部委託するなど、都道府県の事務負担を軽減するよう都道府県事務を見直すこと。	国土交通省	6【国土交通省】 (18)統計法(平19法53) 法人土地・建物基本調査に係る都道府県知事が行う事務については、基幹統計調査として求められる統計技術的な合理性及び妥当性にも留意しつつ、都道府県の負担を軽減する方向で、当該事務の在り方について検討し、2020年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

平成30年提案 対応状況（佐賀県関連）

管理番号	団体名	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	制度の所管・ 関係府省庁	平成30年の地方からの提案等に関する対応方針 (平成30年12月25日閣議決定)記載内容
278	九州地方知 事会 【重点4】	放課後児童支 援員の資格取 得制度等の見 直し	放課後児童健全育成 事業の設備及び運営 に関する基準が定める 放課後児童支援員の 資格要件に係る実務経 験年数の短縮 【参考】 基準省令第10条第2項 第3号 「2年以上児童福祉事 業に従事した者」 同条第9号 「2年以上放課後児童 健全育成事業に類似 する事業に従事し市町 村長が適当と認めた 者」 同条第10号 「5年以上放課後児童 健全育成事業に従事し 市町村長が適当と認め た者」	厚生労働省	6【厚生労働省】 (3)児童福祉法(昭22法164) (i)放課後児童健全育成事業(6条の3第2項及び子ども・子 育て支援法(平24法65)59条5号)に従事する者及びその員 数(34条の8の2第2項)に係る「従うべき基準」については、 現行の基準の内容を「参酌すべき基準」とする。 なお、施行後3年を目途として、その施行の状況を勘案し、放 課後児童健全育成事業の質の確保の観点から検討を加え、 その結果に基づいて必要な措置を講ずる。 (関係府省:文部科学省)

平成30年提案 対応状況（長崎県関連）

管理番号	団体名	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	制度の所管・ 関係府省庁	平成30年の地方からの提案等に関する対応方針 (平成30年12月25日閣議決定)記載内容
285	九州地方知事会	債権管理回収業に関する特別措置法の特定金銭債権へ都道府県からの貸付金等を原資とした公益財団法人等の貸付債権を追加	債権管理回収業に関する特別措置法の特定金銭債権へ都道府県からの貸付金等を原資とした公益財団法人等の貸付債権を追加することにより、当該債権の管理及び回収業務をサービサーへ依頼することを可能とし、都道府県の債権回収の円滑化を図る。	法務省、農林水産省	—
290	大村市 【重点30】	住民が負担を感じることはない、マイナンバーカード交付における新たな方法の在り方の検討	①交付時来庁方式において代理人が来庁し、顔写真付きではない身分証を提示した場合は、カードを本人限定受取郵便にて発送することを可能とする。 ②新たな交付方法として、マイナンバーカード交付における一部の事務を、郵便局(郵便局員)でも行うことが出来る方式を策定する。具体的には、市区町村の職員に代わり、カードの写真と申請者との同一性の確認を行うことが郵便局員でも可能となるよう、「地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する法律」に当該事務を追加するなどの所要の法律改正を行う。	内閣府、総務省	6【総務省】 (14)行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平25法27) (iv)郵便局の更なる活用については、個人番号カードの交付について、市区町村窓口以外の場所であっても、市区町村の職員が本人確認を行うことにより、取得手続を完了することが可能であることを、地方公共団体に2018年度中に通知する。 また、地域のニーズに応じた生活に身近な場所での申請受付や申請補助、交付方法について、地方公共団体の協力を得て検討し、優良な取組事例を2019年度中に公表する。

平成30年提案 対応状況（熊本県関連）

管理番号	団体名	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	制度の所管・ 関係府省庁	平成30年の地方からの提案等に関する対応方針 (平成30年12月25日閣議決定)記載内容
212	熊本市 【重点33】	災害援護貸付金の月賦償還の採用	自治体が被災者の生活再建のために貸付け「災害援護資金」の返済方法について、見直しを提案するもの。	内閣府	6【内閣府】 (9)災害弔慰金の支給等に関する法律(昭48法82) 災害援護資金の貸付け(10条)については、以下のとおりとする。 ・災害援護資金の償還方法(施行令7条3項)については、政令を改正し、条例により月賦償還を認めることを2019年度中に可能とし、その旨を地方公共団体に周知する。
214	熊本市 【重点34】	災害廃棄物を産業廃棄物処理施設で処理する際の規制緩和	廃棄物処理法第15条の2の5「産業廃棄物処理施設の設置者に係る一般廃棄物処理施設の設置についての特例」について、現行で許可対象とされていない処理施設の内、特に石膏ボード(ガラスくず)の破碎施設を特例の対象と出来るよう所要の改正を求める。	環境省	6【環境省】 (5)廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭45法137) 非常災害に係る一般廃棄物処理施設の設置の特例(9条の3の3)については、全国廃棄物・リサイクル行政主管課長会議や災害廃棄物の処理に係る地域ブロック協議会等を活用し、既に制定されている条例の事例等も示しつつ、地方公共団体において条例が制定されるよう、積極的に周知・助言等を行う。 また、当該特例措置の利用を含めた災害廃棄物の処理が円滑に進むよう、国において、処理施設の所在地等を把握するための調査を2018年度中に行い、同調査結果を整理した上で、特例規定に基づく条例の策定状況、災害廃棄物の受入可能な廃棄物処理施設及び災害廃棄物の処理に関する支障や課題について、地方公共団体に対して2019年度中に調査を行う。その後、取りまとめた情報を地方公共団体に提供するなど、必要な支援を適切に行う。 あわせて、災害廃棄物の円滑かつ適正な処理の推進の観点から、当該調査結果に基づき、有識者や関係団体等から意見聴取を行った上で、特例規定に基づく条例制定の負担軽減も含め、必要な対応を検討し、2019年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。
215	熊本市	災害救助法の事務処理に必要な書類の統一化及び記載内容の簡素化	災害救助法で定められている「救助事務の処理に必要な帳簿書式」の種類が多く、記載内容が複雑な点について見直しを提案するもの。	内閣府	6【内閣府】 (1)災害救助法(昭22法118) (ii)救助事務の処理に必要な帳簿書式等については、災害時の地方公共団体の事務手続が効率的に行われるよう、作成方法の明確化等を図るとともに、必要に応じて記載内容の見直しを行うなど、2019年度中に必要な措置を講ずる。

平成30年提案 対応状況（熊本県関連）

管理番号	団体名	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	制度の所管・ 関係府省庁	平成30年の地方からの提案等に関する対応方針 (平成30年12月25日閣議決定)記載内容
216	熊本市 【重点32】	災害救助法の民間賃貸住宅借上(みなし仮設)の供与における現金給付の適用	被災者が民間賃貸住宅の借上型応急仮設住宅(以下、「みなし仮設」という。)に居住するために支払う家賃の一部を負担する制度を導入するとともに、「みなし仮設」の三者契約における契約関係の選択肢を設け、「みなし仮設」での災害救助法による救助の充実強化を図るもの。	内閣府	6【内閣府】 (1)災害救助法(昭22法118) (i)借上型仮設住宅の供与(4条1項1号)については、以下のとおりとする。 ・被災地域の实情に応じた家賃相場等を平常時から十分に精査した上で、適切な家賃上限額が設定されるよう、全国会議等を通じ、改めて地方公共団体に2019年度中に周知する。 ・借上型仮設住宅に関する国と都道府県との個別協議が円滑に行われるよう、過去の事例や個別協議の要点等を、全国会議等を通じ、地方公共団体に2019年度中に周知する。
218	熊本市	「特別非常勤講師の任用に係る授与権者への届出義務」の見直し	教育職員免許法第3条の2第2項に規定している「特別非常勤講師の任用に係る授与権者への届出義務」の見直しを提案するもの。	文部科学省	6【文部科学省】 (4)教育職員免許法(昭24法147) (i)特別非常勤講師の任用に係る届出(3条の2第2項)については、学校等の事務負担軽減の観点から、届出に係る提出書類の簡素化が可能であることを、都道府県教育委員会に2018年中に周知する。 [措置済み(平成30年11月29日付け文部科学省総合教育政策局教育人材政策課事務連絡)]
219	熊本市	農地等災害復旧事業における補助金申請書類の簡素化	被災農地等の災害復旧事業のために申請する補助金の申請書類が複雑であるため、 ①補助計画書上には、補助対象経費のみを記載すること。 ②複数年度にまたがる事業については、最終年度の事業費は総事業費から前年度までの事業費の差し引きによって算出すること。 ③より記載しやすく、間違いが起きにくいレイアウトへ変更すること。 (別紙参照) 以上の3点について様式の簡素化を提案するもの。	農林水産省	6【農林水産省】 (4)農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律(昭25法169) (i)農地及び農業用施設に係る災害復旧事業補助計画書(施行規則7条)の様式については、補助対象外経費の記載を要しないこととし、2018年度中に告示を改正する。

平成30年提案 対応状況（熊本県関連）

管理番号	団体名	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	制度の所管・ 関係府省庁	平成30年の地方からの提案等に関する対応方針 (平成30年12月25日閣議決定)記載内容
220	熊本市	容器包装リサイクル制度における市町村による選別作業の省略	容器包装リサイクル制度における市町村による選別作業を省略することにより、市町村の処理費用低減及び中間処理費用の合理化を図ることを求める。	経済産業省、 環境省	<p>6【経済産業省】</p> <p>(5) 容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律(平7法112)</p> <p>市町村とリサイクル事業者の行う選別作業については、容器包装リサイクル制度の施行状況の評価・検討に関する報告書(平成28年5月産業構造審議会産業技術環境分科会廃棄物・リサイクル小委員会容器包装リサイクルワーキンググループ・中央環境審議会循環型社会部会容器包装の3R推進に関する小委員会合同会合)に基づき、同報告書の取りまとめから5年を目途として行うこととされている容器包装リサイクル制度の検討及び必要に応じた見直しの中で、制度的な課題、実証研究の検証結果及び関係する審議会の意見を踏まえつつ、社会全体のコストを合理化する方策の一つとして上記選別作業の一体化に関して検討し、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p> <p>(関係府省:環境省)</p>
279	九州地方知事会	要保護状態にある外国人が属する国の領事館等に対する、保護制度適用の確認事務の廃止	領事館等に対する保護制度適用の確認について、これまで確認したすべての国で保護措置が無く、また、定期的に調査を行っても未回答の国があり、確認事務自体が形骸化しているため、当該事務の廃止を求めるもの。	厚生労働省	<p>6【厚生労働省】</p> <p>(36) 外国人に対する生活保護の適正な実施のための措置生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置における地方公共団体から領事館等への確認の手続については、適正な事務実施や事務負担の軽減を図る観点から、当該手続に関する実態把握を行い、2018年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>

平成30年提案 対応状況（大分県関連）

管理番号	団体名	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	制度の所管・ 関係府省庁	平成30年の地方からの提案等に関する対応方針 (平成30年12月25日閣議決定)記載内容
24	由布市	投票所入場券の交付時期の繰り上げ	選挙管理委員会の判断により投票所入場券の交付開始時期を繰り上げることができるよう公職選挙法施行令を改正すること。	総務省	6【総務省】 (3)公職選挙法(昭25法100) (i)投票所入場券の交付(施行令31条1項)については、選挙の期日の公示又は告示の日以後に、速やかに選挙人に交付できるよう、市町村の取組事例を調査し、次の参議院議員通常選挙の前を目途に通知する。
29	佐伯市	登記情報提供サービスを地方公共団体の職員が職務上利用する場合の登記手数料及び協会手数料の支払いに係る義務付けの廃止	登記情報提供サービスを地方公共団体の職員が職務上利用する場合の登記手数料及び協会手数料の支払いに係る義務付けの廃止を求める。	法務省	6【法務省】 (1)不動産登記法(平16法123) 電気通信回線による登記情報の提供を地方公共団体の職員が職務上利用する場合の登記手数料等の取扱いについては、官公署から管轄登記所に法令に基づく登記情報の提供依頼があった場合に、オンラインでこれを無償提供することを可能とし、2020年度から運用を開始する。
33	九重町 【重点1】	保育教諭の経過措置等に関する見直し	幼保連携型認定こども園に置かなければならない保育教諭については、幼稚園教諭の普通免許状を有するとともに、保育士登録を受けた者でなければならないとされているところ、経過措置として平成31年度まではいずれかの資格だけでも保育教諭になることができるが、当該経過措置を延長していただきたい。 なお、経過措置が延長されない場合において、保育士登録を受けているが、幼稚園教諭の免許が更新されていない者については、少なくとも平成32年度に失職するのではなく、専ら3歳未満児の保育に従事する保育教諭と見なしていただきたい。	内閣府、文部科学省、厚生労働省	6【内閣府】 (5)教育職員免許法(昭24法147)及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平18法77) 幼保連携型認定こども園における保育教諭の経過措置(就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律(平24法66)附則5条)の期間については、保育士に対する幼稚園教諭免許取得の特例及び幼稚園教諭免許状保有者に対する保育士資格取得の特例も含め延長することとし、所要の措置を講ずる。 (関係府省:文部科学省及び厚生労働省)

平成30年提案 対応状況（大分県関連）

管理番号	団体名	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	制度の所管・ 関係府省庁	平成30年の地方からの提案等に関する対応方針 (平成30年12月25日閣議決定)記載内容
276	九州地方知事会 【重点1】	幼保連携型認定こども園の保育教諭の幼稚園教諭免許と保育士資格の併有要件(経過措置)の見直し	子ども・子育て支援新制度において、幼保連携認定こども園の保育教諭は、幼稚園教諭免許と保育士資格の両方の免許・資格を有することとされている。 経過措置として、平成31年度末まではいずれかの免許・資格を持つ者は保育教諭になることができることとされているところ、同経過措置の期間の延長を提案する。	内閣府、文部科学省、厚生労働省	6【内閣府】 (5)教育職員免許法(昭24法147)及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平18法77) 幼保連携型認定こども園における保育教諭の経過措置(就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律(平24法66)附則5条)の期間については、保育士に対する幼稚園教諭免許取得の特例及び幼稚園教諭免許状保有者に対する保育士資格取得の特例も含め延長することとし、所要の措置を講ずる。 (関係府省:文部科学省及び厚生労働省)
284	九州地方知事会 【重点13】	農用地利用配分計画の知事認可における縦覧制度の廃止	農地中間管理事業による農用地等の賃借権の設定については、農用地利用集積計画及び農用地利用配分計画(以下「配分計画」という)の2つの計画作成が必要となり、公告縦覧の期間もあるため、農業者などから手続きが煩雑であるとの声が寄せられている。 農地中間管理事業の手続きの煩雑さを軽減するため、配分計画の知事認可における縦覧制度を廃止するよう求めるもの。	農林水産省	6【農林水産省】 (7)農業経営基盤強化促進法(昭55法65)及び農地中間管理事業の推進に関する法律(平25法101) (ii)農用地利用配分計画の案の縦覧(農地中間管理事業の推進に関する法律18条3項)については、廃止する方向で検討し、2018年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

平成30年提案 対応状況（宮崎県関連）

管理番号	団体名	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	制度の所管・ 関係府省庁	平成30年の地方からの提案等に関する対応方針 (平成30年12月25日閣議決定)記載内容
281	九州地方知事会、日本創生のための将来世代応援知事同盟	保育士登録の取消しに係る本人通知に関する事務の運用改善	保育士登録の取消しに際して、収監等により所在が不明である場合には、法務部局を通じて本人に通知できるようにするなど運用を改善されたい。	法務省、厚生労働省	6【厚生労働省】 (3)児童福祉法(昭22法164) (x)保育士の欠格事由(18条の5第2号)に該当することとなつた者の保育士登録の取消しに関する事務について、当該者がいずれかの刑事施設に収容されていることが判明し、当該施設が不明であるため、保育士登録の取消通知ができない場合には、都道府県知事が法務省矯正局に文書で照会を行うことにより、収容先の施設を把握することができることを、地方公共団体に2018年度中に周知する。
303	宮崎市	選挙運動の期間前に掲示された政治活動のための「のぼり」の撤去を可能とする	公職選挙法201条の14(選挙運動の期間前に掲示されたポスターの撤去)について、撤去対象に「のぼり」を追加するため、法文中の「ポスター」を「文書図画」とする。	総務省	—

平成30年提案 対応状況（鹿児島県関連）

管理番号	団体名	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	制度の所管・ 関係府省庁	平成30年の地方からの提案等に関する対応方針 (平成30年12月25日閣議決定)記載内容
19	伊佐市、阿久根市、霧島市	福祉型児童発達支援センターにおける従業員及び員数の基準の緩和	福祉型児童発達支援センターにおける従業員及び員数の基準について、主として重症心身障害児を通わせていない事業所においても、事業所の判断で看護師を配置した場合に、基準で定められている児童指導員及び保育士の総数に看護師を含むことができるようにされたい。	厚生労働省	—
286	九州地方知事会	国立公園内の施設整備における国と地方公共団体の役割分担の明確化	三位一体改革以前に都道府県が整備した既存施設の改修を含む国直轄整備対象を明示し、施設については、国が直轄事業として実施していただきたい。	環境省	—

平成30年提案 対応状況（沖縄県関連）

管理番号	団体名	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	制度の所管・ 関係府省庁	平成30年の地方からの提案等に関する対応方針 (平成30年12月25日閣議決定)記載内容
47	うるま市 【重点4】	放課後健全育成事業に係る放課後児童支援員の資格要件の対象者の拡大	放課後児童支援員の資格要件に、沖縄県(各都道府県)の基準を満たす旨の証明を有している認可外保育施設で2年以上従事している場合であれば、実務経験を必要とする資格要件の対象者として認められるよう明確化して頂きたい。	厚生労働省	6【厚生労働省】 (3)児童福祉法(昭22法164) (i)放課後児童健全育成事業(6条の3第2項及び子ども・子育て支援法(平24法65)59条5号)に従事する者及びその員数(34条の8の2第2項)に係る「従うべき基準」については、現行の基準の内容を「参酌すべき基準」とする。 なお、施行後3年を目途として、その施行の状況を勘案し、放課後児童健全育成事業の質の確保の観点から検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。 (関係府省:文部科学省)
228	沖縄市 【重点7】	保育所型事業所内保育事業の受入れ児童の対象年齢の拡充について	○事業所内保育事業は原則3歳未満の子どもを対象とした事業であるが、定員の規制がないことから、保育所型事業所内保育所(利用定員が20人以上)のような規模の大きい施設においては、通常の認可保育所と同様に3歳児以降の子どもにおいても集団による教育・保育の提供が可能。 ○現在特区において、特区小規模保育事業(※1)を実施しているが、保育所型事業所内保育事業においても同様に、3～5歳児の受け入れを可能とする。 ※1 国家戦略特区法の改正(29年9月施行)により特区内の小規模保育施設において、3歳以上の保育認定子どもの受け入れが可能となり、地域型保育給付の対象とされた。 ○上記により認可保育所などと同様に卒園後の受け皿も担保されるため、保育所型事業所内保育事業においては、連携施設の確保を不要とする。	内閣府、厚生労働省	6【内閣府】 (3)児童福祉法(昭22法164)及び子ども・子育て支援法(平24法65) (i)事業所内保育事業(児童福祉法6条の3第12項に規定する事業所内保育事業をいう。以下同じ。)については、地域の実情を踏まえ、満3歳以上の児童の受入れ等が可能であることを明確化するため、地方公共団体に2018年度中に通知する。 (関係府省:厚生労働省) (ii)家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準(平26厚生労働省令61)のうち、連携施設(同令6条1項に規定する連携施設をいう。以下同じ。)に関する規定については、以下のとおりとする。 ・保育所型事業所内保育事業(同令43条に規定する保育所型事業所内保育事業をいう。以下同じ。)について、満3歳以上の児童の受入れを行っている場合には、連携施設の確保を不要とすることについて検討し、2018年度中に結論を得る。 その結果に基づいて必要な措置を講ずる。 (関係府省:厚生労働省)

平成30年提案 対応状況（沖縄県関連）

管理番号	団体名	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	制度の所管・ 関係府省庁	平成30年の地方からの提案等に関する対応方針 (平成30年12月25日閣議決定)記載内容
319	那覇市 【重点20】	介護保険法第24条の2第2項に係る調査業務を地方自治体が指定市町村事務受託法人に委託する際の職員の資格要件緩和	地方自治体が指定市町村事務受託法人に介護認定の訪問調査（新規、区変、更新申請分）を委託する際の調査員の資格要件を介護支援専門員に限らず、「社会福祉士」、「介護福祉士」等の福祉資格や、「保健師」、「看護師」、「准看護師」、「理学療法士」等の医療的な資格まで広げる。	厚生労働省	6【厚生労働省】 (27)介護保険法(平9法123) (vi)要介護認定に係る調査(27条2項)については、指定市町村事務受託法人が当該調査を行う場合に、介護支援専門員以外の者にも当該調査を行わせることについて、その影響等を考慮しつつ検討し、2019年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。